

平成 26 年

第 9 回 飯館村議会定例会会議録

自 平成 26 年 9 月 5 日
至 平成 26 年 9 月 18 日

飯 館 村 議 会

平成26年第9回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期14日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第1日	9. 5	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 6	土	休 会		議案調査
第3日	9. 7	日	休 会		議案調査
第4日	9. 8	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第5日	9. 9	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第6日	9. 10	水	決算審査 特別委員会	午前9時	平成25年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第7日	9. 11	木	決算審査 特別委員会	午前9時	平成25年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第8日	9. 12	金	決算審査 特別委員会	午前9時	平成25年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第9日	9. 13	土	休 会		議案調査
第10日	9. 14	日	休 会		議案調査
第11日	9. 15	月	休 会		議案調査
第12日	9. 16	火	休 会		議案調査
第13日	9. 17	水	休 会		議案調査
第14日	9. 18	木	本会議	午前10時	議案審議

平成 26 年 9 月 5 日

平成 26 年 第 9 回 飯館村議会定例会会議録（第 1 号）

()

()

平成26年第9回飯館村議会定例会議録（第1号）							
招集年月日	平成26年9月5日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開会	平成26年9月5日 午前10時00分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	4番 北原 経		5番 松下 義喜		6番 伊東 利		
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 渡部誉典		
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村 長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘		
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行		
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		
	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年9月5日(金)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

()

()

会議の経過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第9回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件3件、決算認定6件、条例案1件、計10件であります。

次に、本日までに受理しました陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、閉会中の委員会の活動状況でありますが、総務文教並びに産業厚生常任委員会が合同行政調査のため8月20日から22日まで、長期間にわたる被ばく者支援と原発事故避難者支援並びにバイオマス利活用の事業と施設の視察調査について、広島県広島市並びに岡山県真庭市ほかを訪問調査しております。

次に、議会運営委員会が、8月19日議会全員協議会等の本庁での開催の件について、9月3日に本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

今期定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の趣旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務、議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの14日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第38号から議案第42号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成26年第9回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月定例村議会以降の村政の主な動きをご報告させていただきます。

まず、大幅におくれている除染であります。

先行して実施しております二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の5行政区を除く14行政区について、それぞれ6月末から7月にかけて本格除染を開始したところでございます。

この14行政区については、今年の12月をめどに住環境周辺を終える計画であるわけありますが、現在の作業状況から見ると、一部次年度に繰り越しになるのではないかと心配をしておるところでございます。おくれを取り戻すために、毎週の工程会議でその都度おくれている要因を分析し、作業員の増員体制や日曜日などの休日も作業に当たるなど、できるだけ今年の12月中に完成できるよう対策を講じているところでございます。

なお、二枚橋・須萱など農地を含めた5行政区の除染については、現在のところ予定どおり今年の12月中に終える見込みということでございます。

次に、賠償についてであります。

今回、国及び東電から住居確保損害の賠償基準が示されましたので、7月末から8月上旬にかけて全行政区を対象に説明会を開催をいたしました。

この住居確保損害の賠償については、当初、帰還困難区域の移住希望者に対する賠償ということになっていたわけであります。村としては、移住希望者、帰還困難区域の村民のみならず、線量の低い帰還困難区域以外の方でもおられるはずでありますし、全ての村民を対象にすべきであること。さらに移住希望者に対する賠償に加え、村に戻る人に対しても同様の対応をすべきである旨を国及び東電に強く訴えてきたところであります。その結果、村の要望が取り入れられ、今回の住居確保損害の賠償となったものであります。

なお、この住居確保損害の賠償は、複雑でしかも個別ごとに内容や賠償額もかなり違うため、請求に当たっては東電の窓口でよく相談の上、手続をされるよう今助言をしているところであります。

また、今回の説明会には、村民から要望の多かった井戸水・沢水並びに墓地の賠償についてもあわせて行ったところであります。

なお、財物賠償で残されておりました山林の立木と土地、さらに山林以外の原野、雑種地等の土地については、9月末ごろに請求できるよう準備をしているとのことでありますので、賠償内容が示され次第、また村民に周知をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、深谷地区拠点エリアの整備であります。

深谷行政区の皆さんには、過日拠点エリア全体の整備計画の概要を説明いたしました、その後整備予定地内の地権者に対し、用地の協力をいただくため3回にわたり開催をいたしました。地権者の皆さんからは、おおむね理解をいただいているというふうに考えておりますが、引き続き契約に向けて個別交渉を行い、計画どおり整備できるように取り組んでいるところでございます。

また、拠点エリア地内に整備を計画している各事業については、福島再生加速化交付金事業を予定しており、事業が円滑に推進できるよう、過般、根本復興大臣に要望書を提出し、事業に対する理解と支援を求めたところであります。

なお、地権者からは、農地の代替地確保や整備予定地を含めた周辺地区的排水処理、雇用の確保、深谷地区全体の活性化策などの要望が出されておりましたので、今後これらの課題に真摯に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、復興計画第5版の策定についてであります。

去る7月25日「いいひでまでいな復興計画（第5版）」についての第1回推進委員会並びに村民部会の合同会議を福島で開催をしたところであります。今回は村民にできるだけ多く計画に参画してもらうため、新たに、教育、暮らし、健康・福祉・高齢者、農地保全・営農再開の4つの村民部会を立ち上げたところであります。また、計画策定に当たっては、戻る人、戻らない人、戻るまで、戻った後の立場で、それぞれにできるだけ具体的な事業を村民に示すことができるよう、推進委員会及び村民部会に要請をいたしたところであります。

なお、第5版については、平成27年、来年の2月末ごろをめどにまとめていただくよう諮問をしているところであります。

次に、村内の復興拠点事業として取り組んでまいりました復興公営住宅飯野町団地、去る8月31日に同団地内で竣工式をとり行つたところでございます。

当日は、根本復興大臣ほか、県初め、関係機関、村議会、地元飯野町の地区自治会長など多くの方にご出席をいただき、完成を祝つたところであります。この復興住宅は、原発事故被災地自治体としては本村が初めてであり、県内各地から注目を寄せられているところであります。

なお、現在23戸中、16戸の子育て世帯の方に入居していただいておりますが、快適な住環境でしかも家族と一緒に生活できることに大変喜んでいます。今後、空き家の7戸についても、できるだけ早期に入居していただけるようPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、各課の報告をいたします。

初めに、総務課関係であります。

第39回福島県消防操法相馬地方大会は、7月13日に飯館村内の草野小学校グラウンドで開催されました。

この大会会場は、相馬地方の市町村が持ち回りで開催ということになっておりまして、飯館村での開催、関係機関が慎重に協議を重ね、本村での開催となつたところであります。

本村も小型ポンプ操法の部に4年ぶりに出場が決定し、避難先から村内に集まり週1回の練習を重ねてきました。残念ながら入賞にはならなかったものの、練習の成果を出し切ったその姿を見せていただいたところであります。

復興計画第4版につきましては、去る6月20日に行われました議会災害対策特別委員会にて承認を受けまして、成案となったところであります。

これを受け、より計画の具体化を目指し、去る7月25日に第5版の復興計画の委員会を開いたということです。会議では、村から委員会に対し、「帰村環境の整備について」、「一人一人の支援の着実な実施と拡大について」、「村内拠点エリアの早期整備について」の3つを諮問し、復興計画第5版の計画策定に着手をしたところであります。

また、今回の委員会では、村民参加のもと議論する村民部会を設置いたしました。

委員部会の件は先ほどお話しましたが、委員の約半数は村民でありますので、より村民目線の議論がされるものと考えているところであります。

これら部会に出された意見などは、推進委員会に報告・提案されて推進委員会で再度議論・提案を加えながら、今年度中に案をまとめてまいりたいと考えているところでございます。

次に、住民課関係であります。

まず、税務関係でありますが、個人村県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それぞれ納税・納入通知書及び減免決定通知書を発送したところでございます。

東日本大震災に伴う減免の状況ですが、固定資産税の償却資産分が72件で4,715万円、個人村民税は2,643件で1億7,161万円、国保税が1,164件で4億633万円、介護保険料が1,911件で1億2,844万円、後期高齢者医療保険料が1,179件で3,305万円となっているところでございます。

次に、復興対策課関係であります。

まず、大谷地団地の設計協議につきましては、7月31日に審査会が開かれ、当選案を決定していただき、村としてはこの当選案をもとに、さらに内容を詰めていきたいというふうに思っています。今後は、草野地区の皆様にも説明しながら、早期着工に向けて業務に当たっていきたいというふうに思っております。

次に、懸案となっておりました昇口舗装事業についてであります。

復興予算にめどがつきましたので、7月22日に臨時議会に関連予算を計上し、直ちに事業に着手をしているところであります。除染作業の終了した二枚橋・須萱地区、臼石地区から順次希望者の取りまとめを行い、39件の申し込みがあり、7件分の工事を発注をしたところでございます。

次に、農業再開に向けた生産者の動向でありますが、7月に二枚橋の「有限会社いいひたて・いちご・ランド」が震災後初めてイチゴの出荷を行っていただきました。取引先は愛知県の青果商で、年間1トンの販売を計画しております。村といたしましては、本村農業の復興に向けて今後ともできる限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、除染推進課であります。

除染の進捗状況でありますと、8月21日現在、二枚橋・須萱、臼石は約90%を超える状況になっているかなというふうに思っております。また、前田・八和木、大久保・外内、閑根・松塚のこの3行政区は、除染対象面積の約30%で、イグネ伐採は97%完了しているということでございます。現在、5行政区に約2,200人の作業員が入り、平成26年度内に宅地建物、その周辺の森林、農地、道路など、全ての除染完了を目指しているところであります。そのほかの14行政区でありますが、現在は仮々置き場造成や建物宅地、そこに隣接している森林、農地などを除染しております。

2月の大雪や梅雨時期の雨などにより、この進み具合がおくれているようですが、8月末時点で約2,500人の作業員を投入をし、平成26年度内に建物、敷地などの居住空間に隣接している森林とか農地などの除染完了を目指しているところであります。村としては、除染が進むよう、これまで協議の場を設けながら要請をしているところであります。

次に、小宮仮設焼却炉ですが、この施設は屋内の燃えるごみの処理として国が建設をしてきたところであります。去る8月6日に火入れ式を行い、現在6行政区の屋内燃えるごみの収集を実施し、仮設焼却炉が間もなく本稼働するところであります。焼却稼働に当たり、村としては国に対し、施設周辺の排ガスや空間線量の確認をはかり、適正な運営が図れるよう要請をしているところであります。

次に、除染後のガンマカメラによる測定ですが、業務委託業者と委託契約をし、7月7日から二枚橋地区でやっております。今年度は890件を予定しておりますので、除染を完了した宅地から順次実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、農業委員会です。

農業委員会では、今年5月から毎月開催の定例総会を本庁舎で開催しております。村は、去る7月1日に農業委員会等に関する法律第6条に基づく農業再生についての建議を受けたところであります。

農業委員会では、7月から全農家を対象とした個別意向調査を開始しており、また平成25年度に農地法等の一部改正がされて、法定化された農地台帳の電子化に着手をし、来年4月からの農地台帳の一部公表に向けて事務を進めているところであります。

次に、生活支援対策課関係でございます。

初めて被災から3年6ヶ月となる村民避難状況についてですが、それぞれ4年目にして移動があるようあります。提案理由に書かれているとおりであります。省略させていただきますが、いろいろ自主避難、村外の、その他などなどということで、ふえているということあります。

次に、いっつき帰宅バスというのが25年8月2日から運行開始いたしまして、ちょうど1年となる今年の7月31日現在、633人に利用をしていただいております。いわゆる1回当たり利用人数の平均は3.3人となっておりますが、高齢者の一時帰宅の足の確保や心身の健康、あるいは財産の維持管理を図っていく上で、非常に重要な事業とこんなふうに思っているところであります。

また、村民の癒しと安らぎの場ということで、平成24年9月からスタートいたしました

いやしの宿いいたてであります。これ、今年の7月末現在で6万4,589人を数え、村民の心身の健康やストレス解消に多きく寄与しているものと思っているところであります。

次に、平成24年7月19日の区域見直し以降、金融機関、ガソリンスタンド、自動車整備工場、建具製造業など、今年の7月末までに35事業所が国の許可を得て村内で事業を再開しているところであります。

なお、これらにグループ補助金ということで62社が利用し、事業費13億2,500万円、補助金にして9億6,300万円が採択されて交付になっているところであります。

最後に、賠償についてであります。宅地・建物の賠償6分の1が追加賠償となり、賠償等説明会には住居確保の賠償、墓石修繕の賠償、飲料水の安全確保にかかわる支援などについて説明し、333名の村民が参加をしていただいております。

村民の賠償未請求者、以前86世帯165人ということでありましたが、7月30日現在、44世帯76人まで減っているところでございます。

次に、健康福祉課関係であります。

まず、昨年に引き続き、4月から7月まで村の幼稚園及び小中学校に通う子供たち339人全員を対象とした内部被ばく検査と甲状腺検査を実施したところであります。

甲状腺検査でありますが、24年度は462人中、いわゆる再検査が必要だということでB判定は1人、25年度は702人中、B判定は3人でしたが、いずれも悪性はなしということではあります。この26年度の結果については現在県立医大で取りまとめておりますので、詳細がまとまり次第、ご報告をさせていただきたいと思います。

次に、集団検診の結果説明会を7月22日から31日にかけて仮設住宅などを会場に実施をいたしました。説明会では、県立医科大学のお医者さんによる「よろず健康相談会」などもあわせて実施し、村民の個別相談に当たっていただいたところであります。

もう一つ、8月12日に100歳を迎えた閑沢の永井ミツ子さんに賀寿の伝達をいいたてホームで行ったところであります。永井さんで村では14人目となり、ご家族とともに100歳賀寿をお祝いをしたところであります。

次に、教育委員会関係であります。

今年で5回目となる沖縄までいの旅事業は、3泊4日の日程で50名が参加をし、環境保全や命の大切さを学んできたところでございます。なお、村外の学校に転校した子供さんも16名参加し、友達と再開を果たし、懐かしいひとときを過ごしたもの、あるいは村とのきずなを確認したものと思っているところであります。

次に、未来の翼ドイツ研修事業は、8泊9日の日程で8名の中学生がドイツの自然エネルギーの活用や農村の生活スタイルの勉強に行ってまいりました。今回新たに設けたホームステイにより、ドイツの暮らしぶりを学びながらの交流だったというふうに思っております。なお、本研修にも、半数の4名の転校生徒が参加をしているところでございます。

次に、つぼみプロジェクトについて報告をします。

この事業は、東京大学や早稲田大学などの学生たちが小学生に将来の夢や職業観を磨くプロジェクトを提供するということでの事業であります。8月19日から21日の2泊3日で開催をされました。26名の児童が参加をし、東京大学の構内や、そして講義を受け、グ

ーグルや日本航空などの会社訪問によって、いわゆる社会の中のいろいろなものを学びながら、仕事の楽しさとか、あるいは見方などを磨いてきたよい機会になったものと思っています。

それから、青少年会館で第3回思いやりまでいラリーピンポン交流会を開催いたしました。これは、震災後、第3回目ということで、村の社会福祉協議会と協力をしながら、キリン株式会社などの支援をいただいて150名で盛会に盛り上がったところあります。

また、6年目となります村塾ですが、8月4日から開催しております。これまで村塾は民間の学習塾に委託をしておりましたが、今年度からより学習に集中していただくために中学校を会場として行っているところあります。対象は中学1年から3年まで全学年の希望者として、本村中学の苦手教科である数学と英語の集中講義に加え、他の教科についても拡大し、広く中学生の学力向上につながる仕組みといたしたところあります。

なお、今年度から上智大学の学生さんが37名ほどこの村塾の講師にかかわっていただいて、個別指導、あるいは場合によっては部活動なども協力をいただき、中学校との連携を深め、より効果的な交流活動に努めさせていただいているところあります。

避難により村を離れて4年目を迎える子供たちはふるさといいでの思い出よりも避難先での経験や思い出が多くなっているところあります。将来の村づくりのためにも、こうした村の思いを伝える事業や子供たちの心に寄り添う事業がより重要になってくるものと考えておりますので、これらの取り組みに留意をしながら、までの教育につなげてまいりたいとこのように思っているところあります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第38号であります。平成26年度飯館村一般会計補正予算（第6号）であります。これまでの予算に6億9,436万8,000円を増額いたしまして、総額を74億4,214万3,000円といたしました。

内容は、総務費として総務管理費6億1,253万円、徴税費379万1,000円、民生費の社会福祉費として4,246万9,000円、衛生費の清掃費として259万2,000円、農林水産業費の農業費として1,061万2,000円、商工費の商工費として269万円、消防費の消防費として1,120万円、教育費の教育総務費が541万円で社会教育費が181万4,000円を計上したところあります。

これらを賄う主な財源としては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入などを充てているところあります。

議案第39号は、平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。これまでの予算に8,613万9,000円を増額いたしまして、総額を10億5,563万2,000円としたところあります。内容は、特別会計を安定化させるための基金積み立てと25年度給付費の実績に伴い、国・県への返還金を増額補正するものであります。

議案第40号は、平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。3,398万6,000円を減額いたしまして、これまでの予算の総額を2,358万9,000円としたところあります。この保険料の減免に伴う減額補正でございます。

議案第41号から議案第46号までは、平成25年度飯館村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

一般会計の決算額は歳入総額82億2,579万5,000円、歳出総額74億4,688万1,000円で、歳入歳出差し引き7億7,891万4,000円の黒字決算であります。

なお、そのうち繰越明許費の財源繰越額5,697万5,000円というのがありますので、差し引いた実質収支は7億2,193万9,000円ということになります。その中から財政調整基金に4億円を積み立てているところでございます。

以下、各特別会計を含めた決算について、監査委員の決算審査の意見書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書を付しているところであります。

議案第47号は、飯館村飲料水安全確保対策基金条例でございます。

これは、平成26年度に村が飲料水安全確保対策で東京電力からの賠償額を積み立てる基金条例を制定するものであります。

以上が提出いたしました議案の概要であります。

どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時34分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（大谷友孝君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。
お諮りします。

議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第42号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第43号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第44号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第45号「平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第46号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の6議案については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第46号までの6議案については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、7番 佐藤八郎君、9番 飯樋善二郎君、以上7人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した7人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

○ ◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時13分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月5日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷友孝

同 会議録署名議員 北原経

同 会議録署名議員 伊東 利

同 会議録署名議員 松下義喜

平成 26 年 9 月 8 日

平成 26 年 第 9 回 飯館村議会定例会会議録（第 2 号）

()

()

平成26第9回飯館村議会定例会会議録（第2号）							
招集年月日	平成26年9月5日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成26年9月8日 午前10時00分					
時及び宣言	閉議	平成26年9月8日 午後 4時36分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	高野 孝一	○	2	渡邊 計	○	
	3	菅野 新一	○	4	北原 経	○	
	5	松下 義喜	○	6	伊東 利	○	
	7	佐藤 八郎	○	8	佐藤 長平	○	
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○	
署名議員	7番 佐藤 八郎	8番 佐藤 長平		9番 飯樋 善二郎			
職務出席者	事務局長 齊藤 修一	書記 菅野 久子		書記 今野 智和			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井 一彦	○	
	健康福祉課長	高橋 正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○	
	復興対策課長	愛澤 伸一	○	除染推進課長	中川 喜昭	○	
	会計管理者	但野 正行	○	教育委員長	佐藤 真弘		
	教育長	八巻 義徳	○	教育課長	村山 宏行	○	
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会长	菅野 宗夫	○	
	農業委員会局長	但野 正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		
	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年9月8日(月)・午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(通告順1~4番)

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

9月5日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に北原 経委員、副委員長に菅野新一委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況でありますが、9月5日、総務文教並びに産業厚生、両常任委員会が陳情審査並びに所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

2番 渡邊 計君の発言を許します。

2番（渡邊 計君） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番 渡邊 計、第9回定期例会一般質問を行わせていただきます。

夏の暑さも影を潜め、過ごしやすくなった今日このごろですが、村民は仮設やアパートで窮屈な避難生活を続けております。今後の生活の不安など、ストレスのたまることがありますでございます。去る8月には、山木屋における自殺者の判決において原告側の勝訴が確定しております。判決文によりますと、過度な、強度なストレスがたび重なったのが原因であるということでございます。当村においても、まだまだ続く避難生活であります。行政におかれましては、村民のストレスがたまらないよう留意していただければ幸いと思います。

では、質問に入らせていただきます。

まず、避難解除と賠償についてお伺いいたします。

解除の目安は年間の放射線量になると思いますが、事故以前は年間1ミリシーベルトであれば健康上問題がないということがICRP、国際放射線防護委員会からの通達であり、常識であったわけです。しかし、村長は、年間5ミリシーベルトで帰村させようと

しております。であるならば、その安全性をデータ等を示し実証していただきたい。

続いて、村民からは、帰村後の生活に対して不安の声が多く聞かれます。帰村後、生活再建、農業再建までの保障等をいかに考え、要望しているのか、所見をお伺いいたします。

次に、村民の所在及び意向についてであります。

村民がどこに住んでいるかわからずして村民の考え方や要求を把握することもままならず、議員としての活動に支障を来しております。全世帯の避難後の住所録を提出すべきと考えるが、所見をお伺いいたします。

続いて、村長の思いだけではなく、村民の意向を正確かつ綿密に調査し、行政を行うべきと考えるが、所見をお伺いいたします。

次に、復興住宅と移住についてであります。

県営、村営と、復興住宅もできてきておりますが、入居状況に関して再募集の結果と、昨年10月にも質問いたしましたが、その後個人で住宅を取得した人の数はどれぐらいに達しているのかお伺いいたします。

次に、線量と線量計についてであります。

6月に一般質問においてモニタリングポストの誤差を認めていただきましたが、その後、国からの答えは返ってきたのか。また、その後、継続調査は行っているのかお伺いいたします。

続いて、支援物資の中に線量計等入っていたと聞いております。その内訳、また使用状況及び在庫状況を示していただきたい。

以上、4区分7項目についてお答えお願いします。

村長（菅野典雄君） 2番 渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の避難解除、賠償についての2つの質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、年間5ミリシーベルトでの帰村についてであります。

ご質問の年間5ミリシーベルトは、今までにも何度かご説明を申し上げているところであります。帰村の基準値ではなく、村独自の除染の目標値でございます。国の除染計画には20ミリシーベルトを基準とした除染計画で具体的な除染の目標値がありませんでしたので、平成23年度の村の復興計画第1版の策定に当たり、村民会議を除染部会の中で今後進める除染について村としての除染目標値の設定について協議をしたところであります。

いろんな議論をする中で、村としては当面年間5ミリシーベルトを村の除染の目標値と定め、長期的には年間1ミリシーベルト以下を目標とすることを村の復興計画と国の除染計画の中にはつきりと明示をしているところでございます。

安全な放射線量については、学識者からもさまざまな数値が出されておりまして、また村民もそれぞれの放射能に対する考え方方が異なっておりますので、村として安全な数値を立証するということはなかなか難しいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

なお、帰村に当たりましては、除染の状況を踏まえ、インフラの整備状況や医療福祉な

ど総合的に判断をさせていただいて、その途中で議会や住民とも協議をさせていただきながら決定してまいりたいというふうに考えているところであります。

2つ目の帰村後の保障をどう要望しているのかということであります。

村民の今後の生活を全力で守るというのが村としての基本的な考え方でありますと、これまでその趣旨に沿ってやってきましたし、これからもやっていくつもりであります。

帰村後の賠償については、精神的な賠償についてや家賃の賠償の賠償期間でありますと、避難指示解除から1年間というふうにされているところであります。このため、村としては、将来の身の振り方を考える期間や住居の建てかえやリフォームなどに相当の期間が必要になると思われるため、かなり前から3年程度の猶予期間というふうに設けてもらえないかという話を国及び東京電力に随分前から言ってきたところでございます。

また、帰村後は、風評被害などにより収入の減少が予想されることから、避難指示解除後における農産物価格補償などの生活支援制度の確立についても、国や東京電力に求めてきたところでございます。

現時点では残念ながら国や東京電力から具体的な考え方は示されておりませんけれども、今後ともさまざまな機会を捉えて帰村後の生活安定確保に向け強く要請するとともに、村民に対する不安を少しでも解消できるように努めてまいりたいとこのように思っているところであります。

他の3つの質問は、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点目の住所録についてお答えをいたします。

村民の住所録につきましては、個人情報保護の観点から、村としましては、外部への提供は一切行わないこととしております。

村民の中には開示一切をしないでほしいという方もおられますし、万が一情報が漏れ伝わった場合には村の信頼、さらには行政責任にも及ぶため、住所録の提出はできかねますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の住民の意向調査についてお答えをいたします。

住民の意向把握につきましては、今まで住民懇談会を初め、アンケート調査などを実施し、意向把握に努めてまいりました。今年度の復興計画第5版を含め、村民の多くの声を村政に反映させてまいりたいと考えております。

また、復興庁、県と合同で村民アンケート調査を実施してまいりたいと考えております。

実施の時期、調査の内容につきましては、現在国・県と調整中であります。

特に、帰村に対する意向につきましては、今後、除染の状況、帰村の時期を考慮しながら、住民の意向を捉えてまいりたいと考えております。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、復興公営住宅の再募集結果と住宅の取得状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、福島市飯野町地内に村が建設しました復興公営住宅飯野町団地につきましては、8月末日現在で総戸数23戸中、16戸、65名の入居が決定しており、入居が決まらない住宅は7戸であります。

同じく、福島県が福島市内に建設中の公営住宅の申し込み状況ですが、福島市宮代の北信団地20号棟につきましては、募集24戸に対し、入居決定13戸、同じく笹谷の笹谷団地8号棟、9号棟につきましては、募集24戸に対し、入居決定が17戸あります。

県営住宅は、今後、募集範囲を飯館村以外にも広げて再募集を行うと伺っております。

次に、個人で住宅を取得した方の数ですが、住宅を取得する際に村が発行する登録免許税及び印紙税減免申請に係る所在証明の発行枚数が8月末日現在で318件となっております。ただ、この証明は村内に住宅を所有している方が新たに住宅や土地を取得する際に発行されるものであり、世帯主以外の方が居住する住宅を取得する場合には発行されませんので、こうした案件につきましては現在村では把握しておりません。

以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、大きな4番の線量と線量計について、2点ございますが、お答えさせていただきます。

まず、1点目の国からのモニタリングポストの誤差の回答についてお答えいたします。

国が設置するフェンスが囲んだ可搬型モニタリングポストの数値と村が独自に測定したサーベイメータの数値との違いについて、6月に県に対し測定の実態を報告しながら、差異の要因について説明を求めてまいりました。

その回答は、可搬型モニタリングポストとサーベイメータの測定機器の違いから表示される数値が異なるということでありました。

可搬型モニタリングポストは、単位をグレイであらわし、人の体や物に吸収された放射線量を測定する機器で、原子力施設などでいち早く放射線量を把握するために使用されております。

サーベイメータは単位をシーベルトであらわし、放射線が人体にどれだけ受けるかを測定する機器で、放射線管理が必要な現場での放射線量を把握するために使用しております。

国としては、サーベイメータが現場での放射線管理に使用されているため、より安全側に立ち、余裕を持たせるということで高めに調整して数値を表示しているということです。

このことから、可搬型モニタリングポストの数値は、サーベイメータの数値より低い値になっていることがあります。

以上が県からの回答ですが、村民は放射線量計の測定方法はどの機種も同じものと理解しておりますので、村としては今後可搬型モニタリングポストの測定をサーベイメータと同じ測定方法に変更できないか、国に要請してまいりたいと考えております。

次に、継続調査ですが、可搬型モニタリングポストとサーベイメータの表示する空間線量値に違いがあると村民から意見、苦情を受け、5月に村で調査をしたところであります。

調査の結果、村内に25基ある可搬型モニタリングポストのうち、その差が20%を超えるモニタリングポストが11基あり、その他の14基は国が言う許容範囲の20%以下でありました。

村としては、この実態を踏まえ、継続的に把握をしてまいりたいと考えております。継続調査を半年のスパンで計画をしておりますので、11月あたりに次回は実施をしたいと考えております。

次に、2点目の支援物資の線量計等についてお答えいたします。

まず、被災してから寄贈及び貸与の支援をいただいた線量計の内訳ですが、国から2機種で296台、県から2機種で25台、国を通してウクライナ政府から2機種で240台などを受け、全体として12種類で1,024台が寄贈及び貸与を受けております。

内訳として、寄贈されたものが925台、貸与されたものが99台となっております。

使用状況としては、主に村民への短期貸出用、村内操業継続事業所への長期貸出用として使用しております。

村民への貸し出しは、村のお知らせ版でご案内をしながら、平成23年4月から現在まで延べ466台を貸し出しし、また村内操業継続事業所には現在135台を貸し出しております。

在庫状況ですが、村が業者に貸し出しをしている135台と村民から貸し出し希望があった際の対応分として、役場庁舎で10台を保有し、貸し出し以外の線量計については、現在草野小学校体育館で保管管理をしているところでございます。

以上でございます。

2番（渡邊 計君） まず、避難解除について再質問したいと思います。

本日のこの回答、年間5ミリシーベルトは帰村の基準値ではなく除染目標であるところという回答でありますけれども、村長は懇談会の中で常々「1マイクロシーベルトで帰村させたい、これでどうだろうか」とそういう話を言っておられます。この答え、全然違う答えが返ってきてるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 我々は、避難のときには20ミリを年間超えるので避難するように、こういうお話があったわけであります。ですから、本来はその20ミリで帰りましょうということになるはずでありますけれども、出るときと入る、元に戻るときが同じという話には全くならないわけでありますし、少しでも低い方がいいということであります。前にもお話ししましたように、飯館村はできるだけやっぱり除染のモデル地区ということでお願いをして、いち早くモデルが入った自治体であります。その結果、それなりにしっかりとした除染をすれば、いわゆる1時間当たり1.0マイクロシーベルト前後ぐらいまでは下がるというのがある程度わかったわけであります。したがって、除染をすればその辺までは下がる可能性が空間線量としてあるんだなというのがわかったわけでありまして、その結果、その辺で帰れる人は帰られるという話にはならないのかということから、今お話があつたような形になつたわけであります。

年間1ミリシーベルトというのは、1時間0.23マイクロシーベルトですから、そこまでみんなが待っているということになります。あるいは、そこを下がつても、当然高いところがありますから、大変だ、大変だ、それでは帰れないという話にすれば、もう15年、20年、村に戻る帰村宣言はできないという話で、果たしてそれが村民のために、村のためにいいのかということになりますと、私はそうではないだろうと。ただし、これから議会の皆様や住民の皆様方とよく話し合いをしながら、残念ながら全てに満足はできま

せんけれども、どこかでやっぱり総合的な判断をしていくというのが大切ではないかとこのように考えているということの今の話であります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私、この質問をしているのは、村長が懇談会の中で「1ミリでどうでしょうか」と、いろんな懇談会の中でおっしゃっております。そういうことをおっしゃつておるので私はこの質問をしたんですが、この答えは除染目標であると。しかしながら、確実に村長は懇談会の中で5ミリを帰村の目標とする話をしております。違いますか。

村長（菅野典雄君） ですから、1時間当たり0.23になるのには、大変な時間がこれから年数を要するので、少なくとも除染をしっかりとすれば1.0マイクロシーベルトにはなると。そこで、何度も言いますように、その数字では帰れないという人もいるでしょうし、もうそこまで下がらなくとも帰りたいという人もいる。少なくとも飯館村の復興計画の、どこの自治体よりも先にやった復興計画は、それぞれの立場を尊重しながら、それぞれに思いをかけると、もうこういう計画でありますので、何か全て戻りましょうというふうに印象がとられているようありますけれども、そういうつもりでない中での考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） では、年間5ミリで帰れる人は戻りましょうというお話ですが、じゃ5ミリで帰す場合、その安全性を立証していただきたく、私はこの質問をしたんです。5ミリでの安全性を立証していただきたいと。いかがですか。

村長（菅野典雄君） いろいろな方の、私たちは素人でありますから、村民の安全は守る最大の努力はしなければなりませんけれども、専門家さえもいろいろ分かれているところであります。100ミリシーベルト以下は全くどこが原因なのかわからないというのも正しい論だろうというふうに私は思いますし、1ミリ以下でないとだめだという方もその人の考え方なんだろうなというふうに思います。ただ、1つだけお話ししたいのは、どこかで線があって、そこから前が、前というか何といいますか、そこまでが安全でそこを超すと危ないとか、そこまでは危なくてそこを超す安全だという、その線ではないんですけど私は思っています。つまり、ある程度、まあまあどうなのかなという数字と、やっぱりこれは問題だというところはずっと続いている中で、それが判断をしていただくという形にならないと、どこかの線を超えないとい、それは安全でもないし、危ないんだという話になりますと、多分それは非常に大変な話になるし、長時間の話になるということでありますから、基本的な考え方、この放射能はどこかの線があって、そこからが危ない、安心だという話ではないという考え方をやはりみんなで共有をしていかないといけないのではないかとこのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） これ放射線に関してICRPが1990年に基準を出しておられますね、1ミリという。これは1ミリであれば完全に人体とかそういうものに影響がないということで出してあるわけです。ただ、私も放射線だけであるならば、私も10ミリ、あるいは20ミリまで大丈夫かと思っております。しかし、今回飯館に降ったのは放射性物質であります。放射線は、10メートルぐらいでもうそれ以上飛ばない。しかし、放射性物質は、無風状態でも70メートル、80メートル動く。そして、外部被ばくに関しましては、放射線に関しましては、外部被ばく、それから、体内通り抜けるものもあります。これは中

性子ですが。普通のものは紙1枚でも防げるんです。ところが、放射性物質、これ目に見えないほこり、あるいは食物、そういうものについているものを体内に取り入れること、それによって内部被ばくが起こるわけです。これが一番の問題なのです。放射線、外から来るのは防げます。でも、食べた物は体の中に入ると、体の中で自分の体が遮蔽を起こして外に出ないんです。これはセシウム137、90日余りで体外に出ると言われていますが、続けて食べた場合にどういう凝固作用を起こすかわからない。また、この低線量被ばくに関しても、一切何もわかつていない段階なのであります。であるならば、村長として、村民の健康・生命を守るためにには、幾らでも少ない数字でいくべきではないでしょうか。

それで、現在除染作業員、あるいは小宮クリアなり焼却炉で働いている方々、それから森林組合で働いている方々、これ1時間当たり2.5マイクロシーベルト以上の危険性がある場合は線量計をつけて管理しなさいと言われておりますが、住民ボランティアについては、ICRPより「一般公衆に与える被ばくの限度が1ミリシーベルト以下であることに留意していただきたい」と。作業する人たちは危険をわかつていても、収入があるからやっているんです。でも、村民は、24時間そこにいなければいけない。働く人たちは8時間なんです、これ。その辺を考えれば、もっともっと低い数字でなければならぬ。たしかに1ミリは不可能、わかつております。村長は、そう考えた場合、全体帰村させようとする場合、大体何ミリぐらいに目安を置こうとしているのか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 福島県はこういう状況ですから、食べ物についても、ほかのところよりもはるかに低いベクレルの数値を対象にしております。そして、全食べ物を検査をして、それが超えた場合には全てストップをかけているところであります。そうしますと、内部被ばくという話、どういうふうにそれを根拠をとればいいのか、私のほうも非常にお伺いしたいぐらいのつもりであります。

さらに、いわゆる作業員のことです。あくまでもそれぞれの判断でお願いをしているところであります、強制ではありません。ただ、少なくとも生活が大変だからという話かもしれませんけれども、それとてそれぞれ、じゃその人たちが危ないからということで、全くいわゆる1ミリシーベルトに自然になるまでに除染をしないでいいという話には全くなありません。ですから、そこはそれぞれ大変なところをそれぞれの最大の防御をしながら、少しでも早く除染をしていただいて、との生活に戻れる人は戻る、新しい生活をする人はするという形をやっぱりつくっていかなきやならないということありますので、ぜひそういうバランス的な考え方も大切だということをご理解いただきたいというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 私は、作業員の被ばくを聞いたんではなくて、作業員でさえこういう縛りがあると。そういう中でボランティア、これは普通の一般市民と同じ考えに当たるわけで、より低くなければいけないと。村長に対して、私今聞いたのは、何ミリぐらいが妥当であると今考えているのか、それをお伺いしたのであります。もう一度お答えをお願いします。

村長（菅野典雄君） 基本的には幾らでも低いほうがいいということあります。ただ、それを全ての人がここだったらば大丈夫だという話になりますと、村は、20年ほど飯舘村が全く人が住めないという話になりますので、それでいいという形には全くならないというふうに思っているということあります。

2番（渡邊 計君） 説明はわかります。ですから、何ミリぐらいと考えているのかとお伺いしているのです。数字的なものでお答えください。

村長（菅野典雄君） 先ほど申しましたように、何ミリまでが危なくて、それを超えると安全だというそういう考え方方が、今福島県を大変いろいろな形で問題を起こしているということあります。何度も言いますように、危ない数値というのはあるでしょう。安全な数値というのもあるでしょう。その間はずつといろいろな形で続いているし、それぞれの人の判断に仰ぐしかないと。ただ、一人一人が違いますから、みんなの意見を聞いてどこだという話にはできません。どこかではやっぱりそれぞれこの辺でどうでしょうか、帰れる人は帰れる、あるいは帰らない人はそれぞれまたそれぞれの生活を考えていただけたり、村の支援をという形になるというふうに考えざるを得ないだろうというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 今の村長のお答え聞いていますと、これ避難解除及び帰村宣言する場合において何の決まりもなくやると、そういうふうにしか聞こえません。避難解除及び帰村宣言に関しては、ある程度の放射線量の数値が必要だと思います。これ5月3日でしたか、村長、相馬市長立谷市長と懇談会を行いましたよね。その中で立谷市長は市民に聞いて、1ミリは無理だと。じゃ、2ミリでどうだと伺ったところ、市民が2ミリじゃなど、じゃ市長は8掛けの1.6でどうだと、それで市民が納得したと。じゃ、その線でいきましょうと。数字出さないと、どうやって避難解除、帰村の目安にするんですか。もう一度お答えください。

村長（菅野典雄君） 皆さんご存じのように、数字というのは、地区によって違い、あるいはそれぞれの地域によって違い、うちの中でも全く違いますから、どこにその基準をつけるかということになりますと、なかなかそれはできない話だろうと私は思っています。ただ、少しでも少なくしてもらう努力をやっぱり国なりにしてもらった中で、そろそろ人間として、あるいは生活として、この辺が考えどきかなという、その辺は目標にしながら、多くの人と話し合って決めていくということではないのかというふうに思っています。

2番（渡邊 計君） この多くの人というのは村民だと思いますけれども、今まで村民からいろいろな意見上がってきたましたが、村長は一切受け入れず、年間5ミリを通してきました。ですから、こういう質問をしているんです。これではいつまでたっても同じだ。押し問答で終わりますので次の質問に行きたいと思いますが、その前に1つ。先ほど村長が言いましたように、1ミリシーベルト、除染しなくてもいいというわけじゃないと、除染はしなきゃいけないと。しかし、これいまだに山林の除染が行われていないと。まだ目安も立っていないと。その中でどのように村民の健康を守っていくのか、具体的な施策を示していただきたい。

村長（菅野典雄君） 当然山もそれなりに汚染されているわけでありますから、全て汚染を、ある程度取り除くということになりますと、この230平方メートルの飯舘村全部をやっぱり除染ということになります。そうしますと、今のところ居住空間、そして田んぼ、畑、そして森林、こういう順序が飯舘村が一番先に出した除染計画でありますけれども、これにその順序でいきますと、まだまだ20年ではなくて30年、40年になるという話になります。ですから、当然山林のほうはこれから徐々にやっていただくというのを、これもまた皆さんと一緒に要望を出しているわけでありますし、森林の再生というのもいかなければならぬであろうということであります。ですから、ある意味ではそれぞれ、何といいますか、ある程度皆さん方に注意事項なりなんなりをしながら、できるだけそういう中でいわゆる放射能のところとどう生活をしながら向き合っていくかというところは最大限慎重に考えながら対処をしていくという形にならざるを得ないんじゃないかとこのように思っています。

○ 2番（渡邊 計君） これ、森林におかれましては、山深い国有林などは後でも構わないんです。里山と呼ばれる我々の生活環境の一部になる部分を先行して除染していただくよう要望するような考えはおありでしょうか。

村長（菅野典雄君） もう何度もやっております。以上であります。

2番（渡邊 計君） この質問の2番目で帰村後の保障をいかに考え方を要望していくかという質問をしましたけれども、これ帰村後だけじゃなくて現在村長がいろんな要望をしていらっしゃると思います。大変苦労していると思います。しかし、村民には、どんな要望をしているのか、どんな願い事を国、東電にしているのか、全然見えてこないんであります。4月3日、東電に出した要望書も、タブレットに上がるまで2カ月ほどかかっておりました。その間、村民、何もわからないでいるわけです。少なくとも、今村ではこういうことを要望しています、こういうことを要求しています、そういうものを村民に知らせるべきではないでしょうか。村長のやっているお仕事、大変頑張っておられるのはわかっております。でも、その頑張りが見えないんです。村民には、ビラ刷りでも構いません。今こういうことをやっていると、そういうことを告知していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 私だけではなくて村が必死になって、場合によってこれは議会ともども国なり、東電にいろいろな要求を出し、少しでも改善に向けて、復興に向けてということであります。そういうものがなかなか村民に渡らないというところでは、我々これからも当然幾らか改善をしたり、あるいは考えていかなければならぬな、こんなふうには思っていますが、少なくともほかの自治体の2倍、3倍は住民が集まつていただいて、その都度その都度村はこういう話はしていますという話をしているところであります。かなりの人がわかっていていただいているというふうには思ってはいるところですが、そういう意味ではぜひ皆さん方もまた村政の両輪でござりますので、そういう話などはしていただければ我々も助かりますし、皆さん方もそういうことになるんじゃないかなと、このように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 今懇談会などに来ていただいて聞いていただいているというお話をありま

したが、今回賠償の説明会、これ4行政区ごと5回でしたか、行われました。以前、懇談会というのは行政区ごとやっていたんですが、これなぜ行政区ごとまとめてやったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと前に20行政区でやったばかりでありまして、20行政区やるというのは20日時間をとらなければなりません。びっちり20日ができるわけではありませんで、いろいろな中でやりますと、大体2カ月半から3カ月かかるということになりますと、いろいろ本来の事業を進めるほうにも支障がかかるということで、4行政区ぐらいでまとめていただいてということあります。もちろんそれで人数は330人ぐらいということありますから、当然少なかったわけありますので、その他はそれぞれ各家庭に文書を渡させていただいてご理解をいただく。多分、それでもわからないだろうと思いますから、また村に来ていただくなり、あるいは東京電力に足を運んでいただきたいと、こういう話をしているところであります。何度も言いますが、少なくともほかの自治体よりは住民に情報はかなり流しているというふうに思っています。ただ、それでいいというふうには思っていません。やっぱりなかなかわかっていただかないところもありますので、さらにいろいろな形で努力をしていきたいとこのように思っております。

2番（渡邊 計君） 今回まとめた行政区ごとの話し合いで、これは個別の行政区ごとよりも人の集まりは悪かったと、そう理解してよろしいですね。それでですが、今回、この住宅取得のための説明会ありましたけれども、これ非常にわかりづらい。我々議会も2回、3回聞いても、なかなか理解できにくかった。こういう難しいものをまとめた行政区の中で話していいのか。その内容によっても、個別で話したり、あるいはまとめて話したりでもいいんですが、結局懇談会というよりも報告会で終わっているんですよね。若い人たちがなぜ来てくれないか。聞きますと、「単に報告会で終わって、私たちが幾ら要望しても何も受け入れてもらえない。だから行っても仕方ない」、そういう声が聞こえてきます。そのことに関して、村長、いかが受け取りますか。

村長（菅野典雄君） 今回の住宅確保損害というのは、まさに必死になって私たちが要望してきた、いわゆる困難区域だけでないところにも充当する、あるいは帰る人にも充当するというところまで伸ばし、さらにさらに少なくともそのもらった賠償全て出し切らないと今回の制度は使えないという話でもないだろうというところまでもしたわけであります。したがって、そういうのはわかっていていただけないというのはなかなかつらいところでありますけれども、少なくともほかの自治体はこの住宅確保損害で懇談会を開いたという話は私の耳には入ってきておりません。したがって、飯館村はたとえ少なくとも、皆さん方に少しでも知っていたらこうという話であります。幸いにそういう話が全てとは言いませんけれども、人伝いに伝わって、今川俣の東電の事務所にはかなりの人がやっぱり来ていただいて、それなりに納得をしながら、じゃまた来ますという話になっているという話をもう今日けさ聞いたばかりであります。したがって、何度も言いますが、残念ながら全てが一人一人にという対応はなかなか難しいかもしれません。もしそれが個人的に自分の大切なことだ、これから的生活のこと、大切なことだという意識があれ

ば、それは役場にも来ていただけるはずでありますし、あるいは東電のほうにも足を運んでいただけるんではないか。わからないから、わからないから、わからない、全くだめだという話を聞いては、やっぱり自分の生活をどういうふうに守るかという基本的な考え方を持っていただかないと、何でもかんでも行政が、あるいはその他ができるという話にはならないというふうに思っております。ぜひそういう考え方を、お話を皆さん方にしていただければと思います。

○ 2番（渡邊 計君） 今若い人たちが来ないことに関してどう受けとめているのかということをお聞きしているんです。もう一度お願ひします。

村長（菅野典雄君） 若い方も年配の方の世帯主もみんな同じであります。以上であります。

○ 2番（渡邊 計君） 次の質問行きます。

次の質問の前に村長にちょっと確認したいことがあります、議会の仕事とはいかに、どのように捉えていらっしゃいますか。

○ 村長（菅野典雄君） 私たちは、この民主主義の制度の中で、議会の理解、ご承認をいただかない限り、物によっては1円も、1事業も進まない、こういう可能性もある、大変大切な大切な村の機関だというふうに思っております。以上であります。

○ 2番（渡邊 計君） 飯館村のホームページから村議会の仕事として、「村議会議員は、住民の代表として、住民の皆様の考え方や要求をより村政に反映するため、住民生活や村づくりに関することなどを審議しています」とこのように書かれていますが、これ住所録、議員、どこに誰が住んでいるかわからない状態で村民の皆さんへの考え方を吸い上げると、これできますでしょうか、お答えください。

○ 村長（菅野典雄君） 本来は、こういう小さな村でありますし、またこういう大変なときでありますから、一々目くじらを立てる話ではないなど私も思っています。しかし、現実に日本の法律の中にこの個人保護条例というものがあって、法令を私たちは守らなければならない立場にある。そして、以前とはまた違って、住民のほうも知らせてほしくない、あるいはある例があったんですが、議員の人が選挙運動か何かわかりませんけれども、訪ねたら、何で私のところがあなたわかったんですか、役場で知らせたんでしょうという、こういう話もやっぱり入ってくるわけでありますから、本当に申しわけないですけれども、残念ながらお渡しするわけにはいかない。ただ、できるだけ皆さん方も村民のために働きたいという思いはあるはずでありますし、そのとおりだと思いますから、いろいろな努力を払っていただいて、かなりのところがいろいろ人から人というところになればおわかりいただけるところもあるのではないかというふうに思っているところであります。本当に気持ちとしては渡したいところでありますが、今の日本の法律の、この法治国家の中では、申しわけないけれども、今のところは出せませんというお答えしか出ないわけであります。以上であります。

○ 2番（渡邊 計君） これ、申しわけないで済まないんです。飯館村個人情報保護条例、平成16年3月19日、条例第1号、改正平成17年12月20日、条例第27号、この第何条第何項に抵触するため個人情報を我々議会に出せないのか、お答えください。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、飯館村に個人保護条例があるわけでありますけ

れども、今ほどの利用及び提供の制限でありますけれども、第8条に、「実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報について提供してはならない」というようなことで、それぞれ6項目について制限が加えられている状況でございます。

2番（渡邊 計君） 私も、ここに個人情報保護条例、飯館のを持っております。今第8条、おっしゃいました。「実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を」、いいですか、「当該実施機関の内部において利用し」、こう書いてあるわけなんです。この当該実施機関とは、これ第2条第2項に、「実施機関、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう」。書いてあるんです。ということは、これは議会は使えるはずなんです。違いますか。

総務課長（中井田 榮君） 先ほど村長のほうからもお答えしましたように、とにかく条例上はこのような形でなっているわけでありますけれども、さらに村民のほうからも、4年が経過をし、その過程の中で情報については出さないようにというふうな多くの意見もありまして、そういうのも加味をして今回情報は提供していないところでございます。

副村長（門馬伸市君） 今ちょっと質問の内容と違う答えをしたようありますので、私のほうから補足します。今の第2条は、個人の名前とか何かでなくて、村で抱えている行政の情報です。仕事の内容です。各課の内容です。それは今の機関に説明をして、あるいは情報を流す、それは当然のことあります。今おただしの個人の住所とか名前とか、それはこの第2条ではないです。ですので、誤解しないようにお願いしたいと思います。

2番（渡邊 計君） これ第2条じゃないですと言っても、第2条に実施機関として載っているわけですよね。それから、もしあれでしたら、これ第8条、本人の同意があるときとなっています。であるならば、往復はがきなどを出して議会に、議員に知らせていいか悪いか確認とするべきです。議員が村民の居場所もわからず、村民の意思や考えをどうやって吸い上げるんですか。確かに仮設、そういうところは歩きます。しかし、借り上げアパート、以前1,600だった世帯が今や3,200世帯近くなっておると。これ議員どうやって仕事するんですか。

、飯館においては、そうやって選挙人名簿、それが見られたのに、どうして今避難状態で見られないのか。旧住所は見られると思います。でも、私たちが欲しいのは、村民が何を考え、何を要望しているのか、それを知り得るために村民の居場所を教えてくださいと言っているんです。副村長、さっき第2条は違うといいましたが、これ第2条で実施機関をうたっているんです。それで、第8条では実施機関内で利用できると書いてあるんです。何が違うんですか。

副村長（門馬伸市君） 誤解しないでください。個人の住所、名前を開示するのと、仕事の内

容を例えれば議会に報告をしたりする話とは全く別の世界です。何回も申し上げますが、避難先の住所を教えないでくれという村民も結構多くいるんです。身近な親戚にも教えない人もいます。ですから、これは条例だけでなく國の個人情報の保護法というのがあって、それが一番上ですし、上位法ですから、それに基づいて私たちは動いているわけです。ですので、行政が全て議員の皆さんにお知らせするということはできないこともあるとこういうことですので、避難先の住所については、議員活動の中で、自分たちの中で避難先の皆さんを当たってもらうしかないんです。これ村で教えるわけにいきません。その辺はご理解いただきたいと思いますし、村民の避難している皆さんの感情も、そういう方もおられると思います。今議員がおただしのように、そういう方もおられますが、一方では知らせてほしくないという人もいっぱいいるわけです。ですので、その辺は村でできないものとできるものありますので、ご理解いただければと思います。

○ 2番（渡邊 計君） では、副村長、ちょっとお伺いします。これ、個人の住所とかそういうものでないと、自分だという、これ第何条第何項に書いてあるか、ちょっと私わからないんですが、何項に書いてありますか。

副村長（門馬伸市君） 中身は、住所はだめだとかいといふのは、その条例には書いてありません。ただ、個人情報保護法という國の法律の中で、それを受けたて私は動いているわけです。これは行政の開示ができる内容をどういうものかというものを書いた条例であります。したがって、例えば個人の情報を自分で知りたいという場合は、自分でよ、私が私の内容を知りたいというのであれば、それは開示の要求があればその人に開示できます。本人にですよ。そうでない限りはできないんです。

○ 2番（渡邊 計君） これ書いていないものをできない。おかしい話じゃないですか。であるならば、選挙人名簿、あれは見られて、なぜ見られない。じゃ、我々議員にそういう仕事をされると困るということですか。本人の権利・利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。これ、議員、個人の権利・利益を不当に侵害いたしますか。我々の仕事は何ですか。もう一度確認してください。

○ 副村長（門馬伸市君） 何回もお話ししますが、誤解しないでください。村の行政情報を開示するのと、個人の氏名、住所を開示するのとは全く別のものです。同じではありません。同じではないんです。ですから、避難先の住所を議員の皆さんに、あるいは議員の皆さん以外の方でも同じだと思いますが、今は親戚の人が亡くなつた、教えてくれというふうな情報も村のほうに電話かかってきます。具体的に申し上げます。親戚の人から私らほうは受けても、教えられないんです。亡くなつた、知らせたいんだけども、私は電話番号をわからない。そのときに私らほうとしては、その当人に電話をして確認するんです。こういう親戚の方だと言っておられる方が今電話番号を教えてもらいたい、携帯の電話番号を教えてもらいたいと、こういう話を受けたときに、私たちは教えられませんから、本人に確認するんです。本人がいいですよと言つた場合、あるいは本人から電話をかけてくださいと、相手方に、そのぐらい神経質になって対応しているんです。ですから、今の話は村としてはできないということなんです。

2番（渡邊 計君） ですから、往復はがきなど、あるいは郵便などによって、今回こういう

ことが議員から要望があったと。出していいか悪いか確認をとって、いいという人は出していくだければいい話じゃないですか、今のお話からすれば。だめだという人だったらそれは仕方ない。それをやる気があるのかないのか、お答えください。

副村長（門馬伸市君） 何回も申し上げます。国の法律があつて、その下に私たちのほうの条例があるんですが、国の法律の中でそういうふうに規制されているわけですから、それをどうでしょうかというはがきを出して教えられる人、教えられない人というのを村がやるということはできません。できないんです。

2番（渡邊 計君） ということは、この飯館村個人情報保護条例というのは、形だけであつて何の制約もない、村側の、行政側の都合によってどうにでもできるということですか。

副村長（門馬伸市君） 何か堂々めぐりなんですが、個人情報、村の条例は、何回も申し上げます、村の行政、私どもが仕事をしている仕事の中身です。個人の名前とか住所のことでは全くありません。ですから、村の行政でやっている仕事の中でも、開示されてもできないものもあります。それは中にはあるんです。ですから、できるものとできないものがありますけれども、今議員さん方からも情報の開示の請求があった場合には、ほとんど出しています。個人の名前とか何かはできませんから。ですから、誤解しない、名前とか住所というのできかないんです。ですので、今の村の条例はそういう村でやっている仕事の中身について知りたいという開示の要求があれば、出せるものは今もずっと出しています。ただし、名前とか住所を知らせてほしいという開示要求があつても、これはできないんです。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午前11時08分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午前11時08分）

2番（渡邊 計君） 各行政区長、これ避難するとき、行政区長にみんなが連絡をとって自分の住所を知らせたい。それを行行政区長が行政区の住所を持っているんだと私は思っておりました。しかし、話を聞きますと、各行政区長に各行政区の住所録が村から渡されていると。行政区長には渡して、我々議員には渡せないんですか。お答えください。

副村長（門馬伸市君） 行政区では、行政区で自分たちで問い合わせ、電話とか何かで話し合いをしながら情報収集していました。最初、避難当初、パニック状態でありましたから、最初のとき、避難したばかりのときだったと思います。それはもうどうしようもないんです。その行政区の中身が全くわからない。そのときに公式ということではなくて、やむを得ず区長会の中で自分たちの行政区の皆さんがどこに行っているかわからない。その行政区に限って、自分たちの行政区に限って一度だけ情報を流したことは間違いありませんが、それは公式というよりも、暫定的にどうしようもない状況でした。それで、その震災の年だけでしたが、情報を流したことは間違いありませんが、それは事情があってその行政区の中だけの部分ということで、村で流した経過は一度ありました。

○ 2番（渡邊 計君） これ以上やつても堂々めぐりになると思いますけれども、行政区長にしても、議会議員にしても、仕事は同じじやないですか。区長は自分の区民を集めて話を聞いたりいろいろする。村に要請をかけてほしいとかそういうものをお話を聞く。

○ 。非公式、公式の問題じゃないんです。区長に出しておいて、なぜ議員に出せないんです。議員の仕事をする以上、必要不可欠なもの、私はそう思います、もう一度最後にお答えください。

○ 副村長（門馬伸市君） 緊急事態でありましたし、非常に混乱した中での対応がありました。

○ 村としても、非常に悩みました。ただ、行政区の区長さんとしては、あるいは役員としては、とにかくどこに行ったのか全くわからない状況の中で、前の行政区のつながり、何にもできない。議員の皆さんから言わせれば、私らはどうなんだと言わわれればそのとおりだと思いますけれども、行政区の自分のところだけのとにかくお願いしたいと。自分たちのできるところは徹底して把握するような努力もしました。でも、わからない。ですから、その最初の年でありましたけれども、自分たちの行政区のところだけは何ともやむを得ないのかなと、こんなことで渡させていただきました。その後は、自分たちの行政区の中で移動したり回ったりしているのは自分たちの中で今やっているはずであります。ですので、全体の、行政区以外のところの住所氏名までは一切出しておりませんし、行政区だけということに限ってあの混乱の中でしたので出させていただきましたので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○ 村長（菅野典雄君）

○ 。皆さん方も住民の声をできるだけ届けたいという、その気持ちはもう十分わかりますし、またそうあらねばなりませんけれども、多分こういう災害のときゆえ、そういう声も上げていくのも大切ですけれども、もっともっと今飯館村をこれからどういうふうにしていくんだ、村民の生活をどういうふうに守るんだという大所高所からの判断が議会に、そして私たちに求められている話でありますから、

○ 、そういうすばらしい立場だということをご理解をいただきたいと思います。

○ 2番（渡邊 計君） 村長今大所高所と言いましたが、村民の声を知らずして大所高所もできないんではないかと。

次の質問に移ります。

復興住宅移住についてということですが、今回飯野住宅、7戸ほど余っていると。県営住宅のほうにつきましては、飯館村民が入らなければほかの自治体に回すという話は決まっていることはご存じでしょうし、私も知っています。ですが、飯館の飯野につくった住宅、7戸ほど余っている。これは今後どのようにしてこれを入居者を確保していくのか。ただお願いするでは余りにも能がなさすぎます。具体的な施策を示してください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 飯野町団地の現状について報告申し上げます。

議員おただしのとおり、建設しました23戸の中で現在入居が決まっておりますのが16戸

で、空き住宅、現在7戸でございます。こちらにつきまして、今後どうするのかということでございます。空き住宅ができた要因ということでいろいろ検討しているところでございます。まず、そもそもの当初の避難のときに子育て世帯を優先的に配置するという方針で村は通学条件のいいところに避難先を確保しております。また、避難先から学校までのスクールバスの移動手段も確保し、子育て世帯の方について、比較的暮らしやすい住宅状況にあるのではないのかなというふうに現在思っているところでございます。

それから、震災から3年が経過したわけでございますが、昨年あたりから学校での転校の数も大分減ってきておりまして、この3年の間に各世帯の方がいわゆる自分の居住先をある程度安定させてきたという経緯もあるのではないかというふうに思っております。

それから、飯野町団地に限つていいますと、1戸建ての住宅が9戸あるわけでございますが、こちらは全戸埋まっている状況でございまして、1戸建てに対する要望というのは比較的大きいのかなというふうに思っております。現在残っている7戸につきましては、いわゆる2LDKのアパート型の住宅ということでございます。もとの村内での生活状況を取り戻したいというご家族にとりましては、やはり2LDKではちょっと狭い状況があるのかなというふうに考えております。 (C)

それから、今回の募集の時期が5月からということでございまして、現在9月でございますが、特にお子さんの学年途中での転校、転学というところを避けたという親御さんの意向も考えられます。

村といたしましては、現在も引き続き7戸の空き住宅の解消に向けて募集を行っているところでございますが、特に来年度の3月、お子さんの進学、進級の時期に合わせて、この機会に飯館村の学校に戻ってきていただくような取り組みを教育委員会のほうとも協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。 (C)

2番（渡邊 計君） これ7戸ほどあいているということは、ニーズをしっかりと把握しないで、多分、2倍、3倍の競争率になるんではないかと、そういう思いで建てたんではないかと思いますが、ニーズを把握する、これ一番大事なんです。県営にしましても、飯館村民は1戸建てに入っていたと。ああいうアパート生活、マンション生活、なかなかない。でも、今後もああいうマンション形式が建っていく。飯野にしても同じですけれども、2戸1だと、今後本当にもっともっとニーズを把握してやっていかなければならないことだと思いますが、村長、いかがでしょうか。 (C)

村長（菅野典雄君） ニーズはそれなりに調査をとっておりまして、かなりの人たちが飯野にしろ、その他にしろ入るというふうになっているわけであります。ただし、それはまさに先がなかなか見えない、不安定な中で希望的なところで出している方もいっぱいいるわけでありますから、そのように全てがぴったりといふ話にはならないと、こういうことではないかなという気がします。ただ、今おっしゃられたように、やっぱり飯館の方は、どちらかというと県営住宅もなかなか埋まらなかつたというのは、いざ考えてみると、もっともっと広い一軒屋でないと満足ができないと。そういう生活をしたいなという、そういう思いの中でなんだろうなと改めてわかったところであります。だからとい

って、残念ながら、いわゆるこの復興の中の予算なりなんなりでありますと、一戸建てをぼんぼんというわけにもいかないということでありましょうから、その辺は少しでも広いような、あるいは庭があるようにとか、そういうことを織りませながらこれからやっていきたいとこのように思っているところであります。

○ 2番（渡邊 計君） これ調査はアンケート調査で上がったニーズであったと思うんですけれども、これ2-2の質問と同じで、住民の意向、正確かつ綿密に調査していないと。これ対面調査をしなければ、もうはつきりしたことがわからないところまで来ているんじゃないかなと。であるならば、今後、こういうことに関しても、またいろんなことが出てきますでしょうが、村として対面調査を行う予定はあるのかないのか、お伺いいたします。

○ 村長（菅野典雄君） 前にも何かご質問いただいたようで、そろそろ物によって、あるいは後先がありますけれども、対面調査ということをしていかなければならぬなというふうにこう思っています。今のところでは、もうちょっと先かもしれませんけれども、村営住宅に今まで入っていた方がどれだけやはりまた今の住宅に入られるのか、そうでないのかというところをしながら、幾らあいたものをどういうふうにほかの人たちにこういう対応をしていくか、あるいはリフォームしなければならないだとか、何をしなきゃならないのか、そういうのをやっていく必要はあるなというふうに思っています。ただ、何度も言いますが、住民は今揺れ動いていると、こういう状況であります。ですから、その揺れ動いているというのもまたデータとしては出てきていますが、さあどっちにするんだという詰めをいざれはしなきゃならないんですけども、今の段階で住民に右か左かというのをそう簡単にできるということもなかなかできないんではないかと。でも、いざれはそういうこともやっぱり全体としては見ていかなければならぬとそんな状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 2番（渡邊 計君） 必要性はわかっていると。であれば、できるだけ早い時点で村民が今何を考え、この先何に迷っているのか、ぜひ対面調査によって調べていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

線量計でございますけれども、これ現在寄附されたのが925台、その中で現在135台を貸し出ししていると。ということは、790台近くが現在在庫として余っていると。であるならば、これ村のお知らせ版で案内しながら、平成23年4月から貸し出したと言っていますが、それ以降村のお知らせ版で貸し出すことなどは、載せたことはあるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 発災当時、いわゆる放射性物質が拡散したということで、知る上には線量計という専門機器がないとできないということでありまして、当時、村のほうでもそういう線量計というものを保管していなかったという状況でありまして、おただしの各方部からの線量計の寄贈、貸与については大変当時助かったということでございます。現在は、平成25年度の事業で各世帯へ、1世帯ごとでありますけれども、線量計を配付していると、貸与しているという状況であります。ただ今世帯が分かれてい

るというような状況で子供たちに行っていると、あとは親のところがないからちょっと貸してほしいというようなことで、そのような貸し出しを今しているという状況でございます。保管しているという部分では、まだ希望者の方にはお知らせをしておりますが、都合あって必要な方にはお貸しするという部分についてはこのところやっておりませんので、ただ世帯ごとに渡しているということで、今のところ対応しているということございます。

2番（渡邊 計君） これ倉庫にしまっておいても何の役にも立たないので、できるだけ、これもらったものでありますから、寄附されたものでありますから、もし欲しいという人があればまたその人に差し上げてもいいのかなどこんなふうに考えられますけれども、時間がないので次に行きたいと思います。

今回、線量計、誤差を県が認めたということは、これグレイ表示にしてあるということは、1グレイイコール1.25マイクロシーベルトで、そのように理解してよろしいですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回、県のほうにその差異についてお話をしました。先ほど答弁しましたように、機種が違うということでの違いがあるんだという説明をいただきましたので、間違いだという回答はいただいておりません。先ほど答弁しましたように、サーベイメータについては現場での部分ということで、ちょっと高めに立てているということです。あとグレイとシーベルトについては、環境放射線モニタリング指針ということで、国も原子力安全委員会のほうで示されているということを受けてグレイをシーベルトとイコールとみなしているという状況でございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） この線量についてでありますけれども、今回8月末に二枚橋・須萱地区の農地、引き渡されたと思うんですが、この引き渡しに際して何らかの放射線量を住民に伝えられたのか、伝えられないのか、時間ないので端的にお願ひします。

除染推進課長（中川喜昭君） 引き渡しにおいては、除染前、除染後の数値的なものを資料としてごらんいただいております。以上です。

2番（渡邊 計君） 除染後ではありましたが、除染後というのはいつの日にちの調査した資料でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染前とやって、除染する、あと除染後にはかるということで、引き渡しした時点では昨年の除染後の数値でお知らせをしております。

2番（渡邊 計君） ということは、近々の線量は図っていないと。1年前の線量で引き渡したということですね。

除染推進課長（中川喜昭君） はい。今お話ししましたように、除染後の除染が終わった後の数値で報告しているということで、国はその後の継続モニタリングをしておりますし、あと村でも、全てではありませんが、要所要所の継続モニタリングをしているという状況でございます。

2番（渡邊 計君） 時間も来ましたので、最後に村長、民主主義は日本、議会制民主主義であり、主権は国民にありと。村においても、しかり。主権は村民にありと。このことを議会、行政ともに再確認し、今後の村政に生かしていくいただくことを提言しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 第9回定例会一般質問をします。

人災による原発事故から早いもので3年半が過ぎ去ろうとしております。被害を受けた多くの村民にとって、あした、そして見通しが立たない毎日が続いています。

去る8月26日、福島地方裁判所の判決は、避難をして家族、地域コミュニティーもばらばらにされる中で、日々の変化が、多大なストレスにさらされたことが、自死と原発事故の因果関係があることを認めたものであります。

私たちをめぐる情勢を見ると、7月1日に閣議決定で、海外で戦争する国づくりのため集団的自衛権行使の日米ガイドラインを見直し、自衛隊を海外で戦争する軍隊につくりかえるための予算が5兆円を超える。さらには暮らしと経済では、4月～6月期のGDPがマイナス6.8、家計消費はマイナス18.7に落ち込み、労働者の実質賃金が4月、5月、6月と前年比でマイナス3%以上減っています。それでも、消費税10%の増税をしようとしています。原発関係では、この夏は、原発ゼロでなく再稼働をさせたかったが、安倍総理はできませんでした。

9月4日には第2次安倍改造内閣、副大臣、政務官が決定されましたが、県民、村民はどう感じたでしょうか。福島原発事故の原因も明確にしていないし、責任を果たす見通しもないままに福島県からは大臣も政務官も副大臣もいなくなりました。復興のための除染担当相も交換であります。まるでもう役割は終わったのでいいでしょうというような、政府の役職は福島にいなくてもいいというような改造だと村民に思われても誤解ではないと思っております。

それでは、日常的に村民との触れ合いの中で村民が願い、要望していることについて、村民が主人公の村づくりのため、2項目9点について、村民のためになる答弁と行政執行を求め、発言を申し上げます。

原発事故により爆発・飛散された放射性物質が村民一人一人の人生を奪い、家族・地域をばらばらにし、憲法で保障されている権利まで奪ったのであります。飯舘村は、どれだけ汚染されて、戻すのにどれだけ大変なことか、3年半にわたり村民の声を届けてきましたので、村長は放射能がある村民の暮らしか、安心・安全なもとの生活かを明確にさせるため、この一般質問を機会にして発言をするものであります。

村民、特に除染労働者、見回り隊の方々より声のある除染について、汚染物の各種実量が場所、労働者などにより少なくなっていることは、同じ面積で少ないとなれば、計画、方法など、何が原因なのか。同じくやれば同じ量、仮々置き場面積が必要であるのであります。

たびたび村に行き、継続的に私のできる限りで調査をし、写真、データ、検査を繰り返していますが、村としては独自にどのように放射性物質が与えている動物、植物の異状実態を調査しているのか。最も重要である村民の体への影響についても、示していただきたい。

私たち村民には、全く非もなく、100対0の完全な被害者なのですから、健康な体を保障し、恒久的な検査、診療、そのための保障を村としてどう具体化し、施策とするのか、

伺います。

いろいろな機会、議員活動の中で、多くの村民の声として、田村市や川内村の二の舞にならないように頑張ってくれと村民から励まされ、要望されているのが実態であります。避難解除、帰村宣言のためには、村内全域の完全除染が、そして村民の合意をもらうための説明に入るのは最初のスタートであります。インフラ整備、生業を保障した上で安心・安全な生活保障が最低限の条件であります。予算ある計画を具体的に示していただきたい。

本年度4月よりの除染終了とする地区的線量測定した結果を示すとともに、再除染の考え方と地区の声をどうつかみ対応されるのかも伺っておきます。

放射性物質が飛散されて、村内に必要となった仮々・仮置き場、減容化施設などの期間や面積、計画量と各場所の進捗状況、さらには課題を伺うものであります。

村長の考え方と根本的に多くの村民が違っている完全賠償の件であります。長泥、蕨平、八和木・前田地区に続き、その他地区によるADR申し立ては、村民の60%以上に達しようとなっております。村長が東電に要望したことについて、6月議会で答弁なかった5点について、村民が誰が聞いてもわかるよう、答えていただきたい。

去る8月26日の山木屋の方が自死したことでの判決がありました。私は、2回にわたり直接傍聴し、裁判官の主文読み上げを聞き、正当な判決だなと思いました。急にいろんなことが生活に変化が求められ、大きなストレスとなった。それも複数の強いストレスであります。この裁判を通して、村民が自死に至らなくても、同じ状況であります。こんな原発事故、避難強制がなければ、もっともっと長生きできたのにと思えてなりません。他自治体と比較して、なぜ弔慰金の支払いが村民に対して少ないのか不思議であります。支給基準、認定する方々も村長が委嘱した権限を持った者なのに、この間、亡くなつた方々への支払わない理由をきちんと示していただきたい。本来であれば、この事故がなかつたら、もっと長生き、生きられたと証明してやるのが村長の責任、役割であると思うのですが、村長の所見を伺う。

何度か聞いていますが、憲法で認められている人間としての権利の何がこの原発事故により全ての村民が奪われたのか、明確に示していただきたい。村に戻ること、放射能のある暮らしをさせることよりも、奪われた権利を取り戻してこそからしか復興は生まれないし、どんな立場である村民にも、公平に一人一人に寄り添う施策が求められているのであります。今、村が国・県に要望していることも含め、施策を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1-4であります。避難解除・帰村宣言のためには、村内全域の完全除染がスタートであり、インフラ整備、生業補償した上で、安心・安全な生活保証が最低限の条件である。具体的に前が見えるものを示せとこういうことであります。

復興に向けての施策については、現在、復興計画推進委員会において、第1版からスタートしまして第4版、そして今第5版の策定に入ったわけであります。

さらに、その中で、今回は4つの村民部会で戻る人、戻らない人、戻るまで、あるいは戻つたらとこういう視点で帰村時期を見据えながら、必要な当面の計画及び長期的な計

画を現在検討中でございます。

推進委員会及び村民部会は、来年2月をめどに答申を出していただくようにお願いをしておりまして、その後答申を踏まえて復興計画案を取りまとめて3月の議会に提案をしたいというふうに考えております。

また、議会で承認を賜った後は住民への説明会をさらに開催をし、計画についての意見・理解を求め、必要な予算につきましては、順次計上してまいりたいというふうに考えております。

なお、現段階では、復興計画第4版以上のものは具体的な施策は示すことはできませんが、これから4つの部会からかなり具体的なものが出てくるものと思われますし、村もそう願っているところでございます。

次に、村民のための完全賠償についてという中での後半の2つの質問にお答えをさせていただきます。

弔慰金の件でございます。

弔慰金の支払いが村民に対して少ないというご質問であります。

まず、災害関連死の認定状況でございますが、平成26年8月末日現在で、直接死1人、災害関連死と認定された方が42人、災害関連死とは認定されなかった方が59人であります。

ご存じのとおり、村においても、災害弔慰金審査委員会を設置をし、申請のあった方について死亡と震災との直接の因果関係があるのかどうかを審査いただいているというようなことであります。村が認めないと、村長が認めないと、などということは全くございません。市町村によって原発事故からの避難の時期や過程、死亡の要因など、内容についてもさまざまであることから、市町村ごとの認定率に若干幅があるということは承知をしているわけでありますが、しかし、我々は専門家にそれぞれいわゆるお願いをしてやっておりますので、その方に対して村のほうはどうこうという話には全くならないので、ぜひその辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

審査委員会では、当初からの一定の審査基準を維持し、震災との因果関連について、避難の状況など、さまざまな角度から議論をして結論を出していただいているわけであります。

震災から3年余り経過をし、震災と死亡との因果関係を証明することがなかなかやっぱり難しくなっていることは事実であります。村といたしましては、当初から一定の審査基準を維持し、審査を行っていただくことが最も大切なことであり、それが村民の公平性、平等性の確保につながるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

他の質問は、副村長並びに担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、1の放射性物質降散についての1点目、あと2点目、あと5点目、6点目の4点について答弁をさせていただきます。

まず、ご質問の1点目の除染計画と実態並びに終了地区における除去物の各種実量と面

積についてお答えいたします。

まず、除染計画と実態でありますと、国が昨年12月に示した除染計画では、二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の5行政区については、平成26年度中に宅地、農地、道路の全てとそれに隣接する森林部を完了するというものでございます。

現在の実態でありますと、二枚橋・須萱、臼石の2行政区については、宅地をおおむね完了し、農地の一部と道路部分を残すのみとなっております。

また、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の3行政区の実態は、宅地が3割程度の進捗であり、農地は林縁部である森林部分から着手し、3割程度進んでいるところでございます。

26年3月から着手した14行政区でございますが、国の除染計画では、建物、敷地、それに隣接する森林、農地を26年度内に完了するというものであります。14行政区の実態は、宅地が1割程度の進捗であり、宅地周りの農地を含め、林縁部からの作業を進めている状況でございます。

次に、終了地区における除去物の実量と面積でございますが、現時点でも除染終了行政区はございませんが、平成26年の7月末時点では、二枚橋・須萱行政区の除染完了面積は142.9ヘクタールで、汚染除去物のフレコンバッグの数量は、可燃物が4万3,646袋で、不燃物は4万9,912袋となっております。

また、臼石行政区の除染完了面積は、76.9ヘクタールで、除去物のフレコンバッグの数量は可燃物が1万6,432袋で不燃物が2万2,934袋となっております。

次に、2点目の放射性物質が与えている動物、植物の異状実態と村民の身体への影響を示せについてお答えいたします。

まず、動植物の異状実態でありますが、放射性物質が降参してから3年6ヶ月になろうとしておりますが、現在のところ、国及び県からは動植物の異状実態についての報告等はございません。ただ、民間団体等が調査をする中で、花や昆虫などに奇形なものがあるとの情報をいただきましたが、それが放射能が要因として奇形なものになったかどうかなど、事実関係がはっきりしておりませんので、現段階では判断がつかないものと考えております。

次に、村民の身体への影響でありますが、原発事故後の放射線による健康被害状況を判断するため、今まで甲状腺検査と内部被ばく検査を実施しておりますが、悪性または悪性の疑いの村民の方はいないとの結果が出ております。

ただ、村民の多くの方は健康に対する不安、心配があることも十分に承知しておりますので、検査体制と受診率の向上に向け、村民の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の本年度4月よりの除染終了する地区の線量測定した結果などについてお答えいたします。

まず、線量測定した結果の出し方について、現在、国と協議をしているところでありますと、除染完了した宅地については、線量ごとに除染前後の測定空間線量の数値一覧表

と測定した地点に除染前後の空間線量を明示した航空写真、除染作業の状況写真などを報告資料として取りまとめ、作成ができ次第、各世帯に報告をしてまいりたいと考えております。

また、農地につきましては、完了した農地の字などを単位としてブロックごとに分け、測定した地点に除染前後の空間線量を明示した航空写真を除染完了図として作成し、関係地権者へ報告をしてまいりたいと考えております。

次に、再除染の考え方ですが、国は、除染を完了した地点でホットスポット等があれば、今回の除染作業での除染実施を計画しておりますので、現在、国は除染後の空間線量の継続モニタリングを実施しております。また、村もガンマカメラによる測定結果を国にデータを提供し、ホットスポットの再除染を要請しているところでございます。

また、国は再除染の空間線量値の基準を明確にしていないので、早急に基準を定めるよう要望しているところでもございます。

次に、地区の声の対応ですが、国からの除染結果により、村民からはいろんな要望、苦情が出てくるものと考えられますので、村民の声を国につなぎながら、村民に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

6点目の仮々置き場・仮置き場・減容化施設などの期間等についてお答えいたします。

まず、仮々置き場でございますが、期間としては、各仮々置き場とも、1年ごとの契約で国が借地をしております。面積は小宮及び佐須行政区を除く各行政区に設置をしており、78カ所、252.5ヘクタールを国が地権者と契約をして確保しております。除染廃棄物の保管計画数量は、230万トンで、フレコンバッグで約255万袋になる計画です。

進捗状況ですが、仮々置き場設置の各行政区とも、今年度の除染から出る廃棄物が保管できる面積を造成している現状であります。

課題ですが、仮置き場の確保や中間貯蔵施設への搬出時期の見通しがないことが課題と考えているところでございます。

次に、仮置き場でございますが、期間としては3年ごとの契約で国が借地をしております。佐須行政区には、片づけごみ用の仮置き場2カ所、6.5ヘクタールを確保しております。

屋内外の片づけごみの計画数量は4万トンで、フレコンバッグで約18万袋になる計画です。

進捗状況でございますが、現在、地形を変更せずに、一部分仮設で運用しておりますが、もう一カ所での造成工事が終わり次第、本格的に搬入する予定になっております。

また、佐須行政区には、除染廃棄物用の仮置き場3カ所、10.3ヘクタールを確保しております。除染廃棄物の計画数量は17万トンで、フレコンバッグで約19万袋になる計画です。

進捗状況でございますが、現在、測量・設計を実施しており、仮置き場となる用地の除染を先行して着手しております。

小宮の牧場の部分でございますが、20ヘクタールを確保しており、除染廃棄物の計画数量は31万トンで、フレコンバッグ約34万袋になる計画です。

進捗状況でありますと、全体の造成作業を実施しており、保管場所や場内道路、排水路などの一部が完了していることから、24年に実施したモデル除染等の除染廃棄物の搬入を実施しているところでございます。

また、小宮の国有林には2ヘクタールを確保しており、除染廃棄物の計画数量は3万トンで、フレコンバッグで約3万4,000袋になる計画です。

進捗状況は、敷地造成や場内舗装工事、排水路工事などが完了しているところでございます。

仮置き場の課題でありますが、不足している仮置き場の拡大と新たな仮置き場を確保して、少しでも早く仮々置き場からの搬入を進めることができるとなっているところでございます。

減容化施設につきましては、蕨平地区での可燃性廃棄物の減容化施設の整備に向けて、用地25ヘクタールを確保しております。

計画では、240トン炉の仮設焼却炉と10トンの資材化実証施設、減容化施設を建設する予定になっております。

進捗状況は、敷地造成のための立木伐採等の準備工事を進めているところでございます。

課題でありますが、除染廃棄物の減容化と現在村民から問題視されております倒壊建物等の処理に向け、一日でも早い施設の稼働が求められていることが課題となっておりますので、国と村が連携して着実な事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩とします。再開は1時30分からといたします。

（午前 0時00分）

◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 1時29分）

村長（菅野典雄君） 佐藤八郎議員の質問ということで、大変緊張しております、1つ忘れました。

原発事故によって、人間としての権利、何が奪われたのかということでございます。

土地や家屋が放射能で汚染され、全ての村民が避難生活を余儀なくされたということあります。家族のきずな、地域のコミュニティー、生活の基盤、心のよりどころなどなど、数多くの我々の人間としての権利が奪われたということでございます。

さらに、なれない生活環境により、心身ともに疲れ、健康状態が悪化する村民も増加するなど、その影響ははかり知れません。村としては、これまで家族のきずなを少しでも取り戻すために災害復興住宅飯野町団地の建設、あるいは地域のコミュニティーを維持するための仮設・借り上げ住宅における自治会の組織化など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。引き続き、村民の思いに寄り添っていろいろな事業をやっていきたいというふうに思っております。

なお、村の復興計画は、「一人一人に寄り添う」ことを基本として掲げているところであります。なかなか思うように簡単にいくとは思えませんけれども、この第4版までが策定されており、今年度は第5版の策定に着手をしておりますので、この考え方は今も変わりはないということです。

第5版に当たっては、従来の委員会での協議・検討のほか、村民ができるだけ参加していただける形をとり、さらに戻る人、戻らない人、戻るまでどうするか、戻ったらどうするか、そんなところを村民目線で、当面の施策、長期的な施策と、そんなことでやつていきたいというふうに思っていますし、ある意味では資金面も少しずつ今から準備をしていかなければならないなどこのように思っていますので、どうぞご理解をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。済みませんでした。

健康福祉課長（高橋正文君） 私からは、1～3健康な身体を保障し、恒久的な検査、診療、そのための補償の具体的な施策とのご質問にお答えさせていただきます。

まず、内部被ばく検査については、あづま脳神経外科病院で1歳以上の全村民を対象に、平日に加え土日も含めて受けられる体制を整えてございます。

また、相馬市や南相馬市に避難している方についても、村のバスの送迎や県立医科大学との協力で南相馬市立病院等で検査を受けることができるような体制を整っております。

また、甲状腺検査につきましては、震災当時、18歳以下の子供さん全員を対象に検査を行っております。今年度につきましては、福島県が事業主体となって行う年度となっておりまして、福島県で体制を整えて実施している状況でございます。村でも、遠隔地に避難している子供についても、夏休みなどに受けさせていただけるような受検体制を整えているところでございます。

また、健康診査では、震災後は従来の検査項目に加えまして、県が実施する項目を上乗せして県民健康管理調査を実施しております。受診率向上のためにさまざまな機会に受診を呼びかけておるところでございます。

また、県外に避難されている方などについても、健診を受けていただけるよう、結核予防会へ委託し、避難先の近くの医療機関で検診が受けられるような体制を整えているところでございます。

今後につきましても、広報いいたてやお知らせ版、かわら版道しるべ、またタブレット端末などを活用して総合的・効果的に受診をお勧めし、村民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、ただいま申し上げました検査体制を長期にわたりまして実施する財源等につきましても、国・県はもとより、今後議会の皆様にもご相談させていただきまして、村民の安心・安全の確保にしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、村民のための完全賠償についての2-1についてお答えをいたします。

まず、「要求書作成の経過と関係者」がなぜ緊急とした狙いと同じかについてお答えをいたします。

東電の数土新会長が就任の挨拶に来られるということでありましたので、当面する賠償の課題でありました1つ、損害賠償の格差を極力少なくすること、2つ、避難指示解除後における賠償から生活支援制度へ移行すること、3つ、借り上げ住宅賠償を一定程度継続すること、4つ、雪害による建物等の賠償をすること、5つ、避難指示解除時期に応じた賠償の原則を厳守することの5項目について要求したものであります。

特に、2月の大雪による建物等の被害が500件を超えるなど甚大でありました。また、村民からもこの件について支援の強い要請がありましたので、村の現状を説明し、取り急ぎ要求したものであります。したがって、要求書作成の経過と要求書を提出した狙いとは関連性がありましので、答弁を省略をさせていただきました。

次に、「移住する者への賠償が手厚くなっている」と「ふるさとに戻りたい住民に寄り添っていない」の答弁がなぜ同じかとのご質問にお答えをいたします。

当時、住居確保損害の賠償は帰還困難区域に限られておりました。移住を希望されている方は、帰還困難区域の村民のみならず、その他の区域の村民であっても既に移住を希望されている方もおられましたので、区域に関係なく賠償すべきではないかとこんな趣旨で要望をいたしました。また、帰還する村民であっても、避難が長期化し、住宅の傷みがひどいために大規模な改修が必要であったり、建てかえないと住めないと現状も把握をしているところであります。したがって、移住希望者のみならず、村に戻りたいと希望している村民に対しても、同じような賠償を実施していかないと片手落ちになるのではないかと、こんな趣旨から関連性がございましたので、省略をさせていただきました。

次に、「賠償を今後継続することは働く環境にあっても賠償があるため働く住民が問題になっている」と生活支援制度的なものがなぜ同じなのかとのご質問にお答えをいたします。

前回の6月定例会でもお答えをしておりますように、村としては、賠償の継続を否定しているものではありません。賠償は賠償として、今後もしっかりと東電に対し求めていくことに変わりはありません。ただ、佐藤議員もご承知のとおり、賠償は今後も無制限に継続されるものではなく、いずれ終期が来るわけです。賠償と並行し、生活支援制度的な賠償、例えばですけれども営農再開や商工業を再開した場合の風評被害などによる減収分の補填をしていただくなどについても、今から具体的に村民に示していくかないと、帰還後の仕事のことが不安で今後の生活の見通しが立てられないとの趣旨から、内容的には同様でありますので省略をさせていただきました。

次に、「区域の見直しの際のルール」、そして「到底納得できるものではない」とは何かと「村民全体に大きな衝撃と不安を与える」とがなぜ同じなのかというご質問ですが、まず区域の見直しの際のルールとは何かでありますが、国から示されました基準は、避難区域ごとに避難指示解除見込み時期が示されまして、それぞれその解除の見込み時期に応じた賠償が行われる仕組みであります。つまり、除染などで帰村の時期がおくれた場合は1年ごとに追加賠償される仕組みであります。

次に、「到底納得できるものではない」とは何かとのご質問にお答えをいたします。

ただいまお答えしましたとおり、区域見直しの際、帰村の見込み時期が除染などの事情によっておくれた場合は1年ごとに追加賠償される仕組み、ただいま申し上げたとおりであります。しかし、一部他の被災自治体で1年ごとではなく一括賠償の報道がありましたので、村が国及び東電から受けた説明とは異なっておりましたので、いかがなものですかとこういう疑義を唱えたものであります。

次に、ただいまお答えしました2点と「村民全体に大きな衝撃と不安を与える」とはなぜ同じなのかというご質問にお答えをいたします。

ただいま区域見直しの際の賠償基準についてお答えしましたとおり、村としては基準どおりの賠償が行われるものと思っておりました。したがって、このルールがその都度変わりますと、村民の間に無用の混乱を招くおそれがあるため、東電に対し真意を求めたものであり、関連性がありましたので、答弁を省略をさせていただきました。

次に、「ADRに申し立てすれば全員認めるのか」と緊急として提出した他の4項目の要求書の狙いをなぜ同じ目的にするのかについてお答えをいたします。

今回の要求書については、先ほどお答えしましたとおり、全体で5項目になっております。ご指摘の5項目に掲げております「避難指示解除時期に応じた賠償の原則を厳守すること」、つまりADR申し立ての件をなぜ緊急要求書に組み入れたのかとのことでありますけれども、前段にもお答えしましたとおり、一部被災自治体で1年ごとの追加賠償ではなく一括賠償の新聞報道がありましたので、この件については村民からも問い合わせがあったものであります。そして、村としても事実関係を確認すべきとの思いから要求をしたものであります。

なお、要求書の5番目については、文面上、ADRに申し立てをしている村民及び川俣町山木屋地区の住民に無用の不安と心配をおかけしましたので、村として要求書を提出した真意など、丁寧な経過説明と謝罪を行い、去る6月2日付でこの5番目の項目を削除し、改めて東電の数土会長宛てに再提出をしたところであります。

いずれにいたしましても、今回の要求書の5については、村民に無用の不安と心配をおかけしたことに対し、村としておわびを申し上げるものであります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） まずもって除染計画の実態と除染物の各種実量について、今完全に終ったところがないという答弁でありますけれども、計画からしては実態はどのようになっているのか。

除染推進課長（中川喜昭君） 国の除染計画につきましては、答弁の中でもお話ししましたように、二枚橋・須萱、白石、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の5行政区については平成26年度中に宅地、農地、道路の全てとそれに隣接する森林部の完了をすることと前から言っております先行5行政区については今年度中で終了するということでございますので、今の段階では全て完了していないという状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 村民から、先ほどの質問で言いましたけれども、情報として汚染物が減っているんではないかという情報が入っていますので、具体的に須萱の畑1反歩はどの

ぐらいの草や土が出て、あとは全体に林野部の部分では木や枝やそういうものがどのぐらい出て、そういうふうに須薙・二枚橋、臼石が比較できるようなものをきちんと出していただく中で、村民に周知をぜひ願いたいと思いますけれども。

除染推進課長（中川喜昭君） それぞれの場所によっての出る量を把握して説明をということではあります。これは除染は春先から秋口までやるということで、その箇所その箇所で草も春先は少ないんですけども、夏場が多いと、それも森林部もやはり枝打ちの量がふえるとか、あと草も夏場はどうしてもふえてくるということですので、一概に田んぼでどのくらい、除染している期間も違うものですから、なかなか数字的には出せないという状況でございます。

それで、なかなか把握する部分では厳しい部分ではございますが、今回の佐藤議員の答弁の中でお話しさせていただいた部分でお話しさせていただければ、二枚橋・須薙で先ほど言いましたように可燃物・不燃物合わせて9万3,558袋ほどになっております。それを面積142.9ヘクタール、1ヘクタールの平均にしますと654トンほどに袋の数がなるということになります。

あと、臼石については、合計が3万9,366袋になりますので、面積76.9ヘクタールで割りますと、1ヘクタール当たり512袋の数になるところでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 今課長から答弁あったのは実態なので、それはそれでいいんですけども、村民が同じ方法で除染していただけるなら完全除染の意味できちんとした数値を求めてるので、草が伸びた時期か短い時期か、そういうものは後できちんと精査するとしても、量としてはきちんと除染作業の中で報告が出されているので、そういう積み方をされているようなんですが、現場現場で、だからきっとわかるものだというふうに思うので、ぜひ周知してくださるように要求しておきます。

放射性物質が与えている動物・植物の異状実態ですけれども、どれだけの影響あったのかというのは、被害を受けた村として、本来であれば独自調査をして村民に事実を知らせる役割があるんではないかというふうに私は思っているんですけども、そういう役割はあるのかないのか、あるとすればどういうふうにしていくつもりか。

除染推進課長（中川喜昭君） 事故発災してから3年6カ月になろうとしておりますので、そのような実態も住民の方々でご心配されているという声も聞いているところでございます。今のおただしで村独自ということではあります。なかなかそこまで手を回せる状況には職員ではない。あとは知識的にもないという部分もありますので、今後国・県のほうにそのような実態調査をしてはどうかというようなことを要望等を出していかなければと思っておりますが、なかなか県についてはかなり厳しいのではないかと思いますが、国でもいろんな団体がございますので、その辺でやっているところがあればそのようなところに依頼をしてもらうような話ができるかなというふうに思っております。今後、検討させていただければと思っております。以上です。

7番（佐藤八郎君） 私、役場周りなりいろんな木に放射線が通ったと言われる範囲をずっと追っかけて見ているんですけども、同じ1本の杉でも表と裏で違ったり、いろんな状

況がもう3年の中であらわれていますので、一般的に育ったものと違うというのがわかると思うんですよね、専門家でなくとも。だから、そういう部分ではやっぱり住民からそういう情報をもらうことも含め、独自にきっちと調査して村の役割を果たすという事が大事ではないかと思うので、ぜひ検討されて、国に要請もいいですけれども、独自にそういうものを村民からの情報も集めていくというのが大事ではないかというふうに思います。

あとは、18歳以下云々とかといって甲状腺の検査、限られた中でありますけれども、大人も含めて全村民の中でかなり甲状腺にかかる病院通いをしている方が多いんですけれども、どのぐらいになっているかわかりますか。

○ 健康福祉課長（高橋正文君） 現在のところ、3.11時点18歳未満の方を対象に検査を実施していますが、それより上の年代の方の検査状況というのは各自行っている検査ということで、村のほうではどのぐらい受診してどのぐらいの結果になっているということは、今のところ把握してございません。

○ 7番（佐藤八郎君） わからないということなんですかけれども、ぜひ村民がかかっていることの実態をつかんで、影響するのかなという部分を調べてほしいというふうに思います。目先というか村でやれる範囲では大変な努力をされているようでありますけれども、放射能被害は過去の歴史から学んでも長期的なものなんだというふうに私は思っていますので、きちんと恒久的な村民を守る対策を今から始めないと間に合っていかないというふうに思いますので、チェルノブイリや広島、長崎の実態をどう学んで生かしていくのか、村の考えを聞いておきたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） チェルノブイリあったときには我々他山の石とこう見ていたわけですけれども、残念ながら原発事故が起きました。当然先になったところの対応を学ぶ、できるところは幾らでもあるだろうというふうに思いますし、また一方でのチェルノブイリとは違うところも、やはり行くことによって、調べることによって、あるいは聞くことによって違うところも我々はしっかりと認識をしていかなければならないのではないかというふうにこう思っています。結構やはり以前は学ぶ的ところ、例えばあちこちに植物の、食べ物の検査機があるとか、そういうことがこれから多分村の復興計画の中に生かされていくということだと思いますが、一番は先ほども質問にお答えさせていただきましたが、放射能に対しての対応の仕方、あるいは考え方というものがかなり違うというところが我々まず認識をしなければならないのではないかとこのように思っていますので、そんなのを少しでもリスクコミュニケーションなりなんなりの中で理解していただきながら、前にもお話ししました、ちょっと言葉は乱暴かもしれませんけれども、正しく怖がると。怖がり過ぎても体に悪いし、怖がらないのはなおやっぽり大変ですから、そんなことをこれからやっていきたいというふうに思っております。

○ 7番（佐藤八郎君） 村長がいつも言っていますけれども、放射能はいろんな考え方があるという前提で正しく怖がる云々を私心配しているんじゃなくて、恒久的な村民の健康を守る対策を今からやっていかないと、広島にしろ、長崎、今でも被ばく者云々で裁判なりいろいろ起きている。そういう意味では、そのときが、そしてあの当時の検査機器やら法

整備やら、医学の技術やら、随分進歩されているわけですから、今からきちんと恒久的な村民の健康を守る対策をすべきじゃないかという意味で今伺ったわけであります。

村長（菅野典雄君） 一般的に外部被ばくと内部被ばくというふうにあります。外部被ばくはできるだけ除染をもって全体的な線量を下げていく、そういう中で住める環境をつくっていくということだと思います。内部被ばくの件は食品の検査体制を十分にしていくということかなというふうに思っています。今のところ、今度の計画あたりには上がってくるんだろうというふうに思いますが、各地区の集会所などにそういうものがあつて身軽に検査ができるような体制というのも出てくるのかなとこんなふうに思っています。

それから、健康診断その他は、もうこれは先ほど答弁にありましたようにこれまでにもやってきましたし、これからもかなり長い間やっていくということだと思います。そのときにできるだけ住民のほうがもう大丈夫なんだと思わないで、それは毎年なのか2年に1遍なのかわかりませんけれども、しっかりととした検査体制を私たちがやる、それに応えてもらうと、そういう関係をこれからつくっていくことが大切ではないかとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 以前にも質問をしておりますけれども、隣町の浪江町の取り組み、起きたときの暮らし方、町民がどういう暮らしをし、どういうふうに放射能を浴びたかというものを明らかにして、やがて来る恒久的な町民の健康を守るという取り組みをされておりますけれども、この浪江町の取り組みをどう評価され、学ぶものがあるとすれば何だというふうに村長は考えておりますか。

村長（菅野典雄君） どこの自治体でも住民の健康を守るというのはもう大前提だろうというふうに思いますが、それぞれ自治体の状況というものは、土地条件といいますか原発からの条件なりなんなりいろいろなことが違いますし、そういう意味では学ぶ的ところもあるだろうと思いますが、飯館村は飯館村内にしっかりとやっていくこういうふうに考えているところであります。

7番（佐藤八郎君） すぐ近くで先進的な取り組みされているのはわかっていても、村は村で独自のものということありますけれども、そうしますと、この被ばくした当初の体の状況、そしてそこにどれだけ過ごした子供の人数なり村民がどれだけの被ばくを受けたかというものを具体的に、個人ごともそうですけれども、村全体としてどういうふうにつかんでおられるんですか。

村長（菅野典雄君） なかなかわからない中での話でありますけれども、少なくとも飯館村の対応、いろいろ全てが100点という話にもなりませんけれども、精いっぱいの対応をさせていただいたというふうにこう思っています。

いわゆるこれからのことでありますけれども、浪江町さんのこと、よく出ますけれども、浪江町さんが全てベターだというふうには私は思っていません。ベターなところもあるだろうと思いますが、ある意味ではそれがかえって大変な面になるということも考えられるのではないかというふうに思っています。飯館村は、何度も言いますように、その当時、44.7マイクロシーベルトと、そこからどういうふうに対応してきたか。残念ながら、何度も言いますように100点の対応はできませんでしたけれども、それなりにいろ

いろ避難もできるだけ早くさせましたし、また検査も飯館村の現場でやらせていただきましたし、その後もやっています。そして、その結果は、今のところですけれども、特別に大変困ったというふうな状況は出でていない。だからといってこれから出ないとは限りませんから、検査体制だけはやっぱりしっかりとやっていくこういうことでございます。

○ 7番（佐藤八郎君） 飯館村は、早く情報をつかんだ方は自主的に避難をした、そして国の指示を待って避難した人といろいろな方々がおります。この避難状況の把握さえわかれば、ある一定の被ばくした量というのは、各個人ごとにもつかめるような、今になってみるとそういうことができる可能性があるようになってきました。そういう意味では、村民全体の各戸の、個々の被ばく量というのは、おおよそありますけれどもつかめる状況にはあると思いますけれども、そういう健康調査はする気はあるんでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 確かに後からの避難でございましたし、ある意味では推定の積算の量とこういうことでは、飯館村、ほかの自治体よりは多いという数字は出てきています。しかし、それが特別にいろいろの影響が出ているという話は今のところ何度も言いますように検査体制の中で出てきません。ですから、一人二人はあって、例えば一番最初にいち早く出た方と1ヶ月、2ヶ月後に出た方と、一人一人がはあってみるという話、それはあくまでもまだ推定でしかないわけであります。どちらも内部被ばく検査ではオーケーでありますし、あるいは今のところ甲状腺その他でもそう特別な差異はないということになりますので、これからしっかりとやっていくと、それに尽きるのではないかというふうに思っております。

○ 7番（佐藤八郎君） 次に、避難解除云々についてですけれども、第5版に云々というように話ありましたけれども、第4版の取りまとめ、村民説明、配布の経過はどうだったのかというふうに見ますと、6月末ごろですよね、配布になったのは。そして、既に来年、来る年3月には第5版のをまとめると。6月に配布されて、それを村民がどれだけ読んで、ああ、こういう計画、こういうふうに進むんだなと思っているうちに、また3月に第5版がまとめられて、また村配布、いつになるんだかわかりませんけれども、そういう流れで村民はどういうふうに先を自分なりにつかめるんでしょうか。今までの第4版の経過、第5版のこれから計画と、お知らせください。

○ 村長（菅野典雄君） 普通の自治体は普通やはり10年計画をつくるということで、飯館村もついてきたわけであります。それは「までいライフいいたて」、7年目、そろそろ次の10年計画をつくらなければならないなというときだったわけでありますけれども、この原発事故でそれが全く、何といいますか、進まないような状況になってしまったということであります。

さて、こういう状況——こういう状況といつても、全く今まで想像のできなかつた全村避難、しかも全村避難が台風や噴火ではなくて放射能からの避難と、こういうことであります。先ほどから何度も言っていますように、一人一人感じ方が違う。それが間違っているとは言えないようなそんなような状況の中で、これから計画をつくるということになりますと、もう10年計画、あるいは5年計画もつくれるはずは全くありません。し

たがって、できるだけやっぱり今目先の計画をつくらせていただきながら、次の課題は何なんだというところを、一つ一つ、一回一回の計画の中に盛り込ませていただくということではないのかなという気がします。

飯館村は、6月にここに移って、7月には三宅島の村長さんの話を聞いたことによって、もう全員帰るということはないんだと。そうすると、帰った人だけの村づくりではなくて、帰らない人も村の人であり、村の子供だという考え方にしてつくらなければならぬだろうと。そうしますと、まずとりあえずつくらなければならないのは、村内ではなくて村外に住まれる方ができるだけ村から近くにいていただく、あるいは村の学校に通ってもらうということ、そこがすぐわかったわけですから、いわゆるこの原発の避難で、一番先にとりあえず住宅なり、あるいは県営の住宅のほうに手を挙げさせていただいたということあります。

長く話をするつもりはありません。今度5回目ということですから、今度はもつともっと村内のことどうしていくか、あるいは村民の戻れるまで、あるいは戻った人がどういう形になるのかというのをできるだけ具体的に、できれば制度としてつくっていかなきや、計画ではなくて制度として議会の皆さん方と一緒につくっていくことが大切ではないのかなというふうに思っていますので、ぜひ皆さん方のまたご意見なり村民の意見を聞かせていただければとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 質問したのと答弁は違っていましたけれども、来る3月に第5版をまとめて村民配布はいつ終わるような今の考え方なのか伺うとともに、5版をまとめるために村民以外の委員などの謝礼金、アドバイザー料、交通費、食料費などの予算としては幾ら、何人でどんな方がというふうになっていくのか、どうもいろんな方から村民の数が少ないんではないかという、今年は大分村民半数いるというふうに聞いていますけれども、予算の中でどうしても、私もある委員になっているので予算をずっと見ますと、どうも村外の東京とかアドバイザーとか、何か村をどれだけ熟知した人が来るかわかりませんけれども、そういう方々でほとんど計画がつくられてきて、それが第4版では6月末、7月に村民に配られて、来る年3月には第5版がまたできていくという、こういう流れですっと歩いていますけれども、こういうことしか今はできないんですか。村民の英知や職員の英知を結集して、みずから村づくりする計画というのは立てられないものでしょうか。予算を示してください。

村長（菅野典雄君） 予算のほうは、後で担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

まずもって、住民の皆さん方のご意見はいろいろなところで聞いております。例えば計画の話をしたときに、説明会をしたときに意見もいっぱい出ていますし、ワークショップもやっています。今回も委員としてやっています。ただ、あと我々職員もいろいろなことを出しています。でも、こういうときに全く自分たちだけでやるもの最も大切なこともありますけれども、やっぱりいろいろな経験を積んだいろいろな情報を持っている人たちの話を聞いて、よりいいものにしていくことが大切です。若者、よそ者、ばか者を大切にということでありますけれども、よそ者もやっぱりそういう情報も意見も取り入れながらやっていかなきやならないというふうに私は強く思っています。そ

いう中から今までいろいろな情報が得られています。かなりのネットワーク、あるいは事業という展開がそういう人たちからいただいたり、あるいは努力をしてもらって得たものであります。確かに私たちは自分のところをどうするかというのは熱い思いは持っていますけれども、対外的ないろいろな情報なりネットワークなりというのはそう簡単にあるわけではありませんから、そういう力もこの機会に多く、うまく使っていくいうことが大切だろうとこのように思っています。

あとのこととは担当課長のほうからお答えさせていただきます。

総務課長（中井田 榮君） 予算につきましては、後で整理をしてお出ししたいというふうに思います。

7番（佐藤八郎君） 村長が委嘱する外の方もいっぱい立派な方いらっしゃるんでしょうね。多くの村民が知っているいろんな方も村民の中にもいっぱい持っているんです。そういう方がそれなりの立場になっていけば、自分の知っている範囲の人たちといろんな意見交流をしながらいい案を持ってくるわけであります。今は、村長が選ぶ人が持ってきた情報がいい案かわかりませんけれども、そういう流れでしか歩いていない。「村民の声、いっぱい聞いている、聞いている」と言いながら、先ほど渡邊議員からもあったように、いろんな懇談会、議事録までつくれて録音までしながら、村民の声が一体どこにどういうふうに生かされてきたのかというのは、甚だ多くの村民は疑問に思っております。そういう点からして、もっと内にある力、村民を信頼する力、そういうあり方が、当初の1、2年は無理だったでしょう。もう3年、4年となっていく中で、もっと村民との協働の力を発揮した村づくりを進めてはいいんじゃないかなと私は思っています。

続きまして、再除染を要請している地区、箇所はどのぐらい、どういうふうになりますか、お聞きしたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染後の部分で、再除染という部分で、今回の工事の中でできればということで今國のほうにも言っておりますが、除染の宅地等、除染し終わったところ、二枚橋、その辺今調査をしているということあります。ただ、再除染に当たってどのような形でやるかという部分がまだ決定されていない。先ほど答弁しましたとおりでございますので、調査して、じゃホットスポット等があった際にどうやっていくのという部分を今問いただしながら前向きに国と協議をしているところでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 答弁の中に國への再除染基準を明確にする要望していくということがありますけれども、これはどのような基準を要望しているんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回議会のほうにガンマカメラでの調査をした部分の実績等を出させていただいておりますが、先ほども議論をいただきましたように、村としては今回の除染の中では目標値を時間当たり1マイクロシーベルトということ、1メートルの空間ですが、ガンマカメラでも1センチあたりのところで数字の大きいところがあります。それは今回のガンマカメラの委託業者からある程度のコメントをいただいておりますので、再度村でも調査をする、あと國のほうでも調査をしていただくというこ

とでおるわけであります、ただ時間当たり今のところ1マイクロですが、それ以上ならやるのか、以下ならやらないとか、それよりも低い数値の中でやるのかという部分の協議をさせてもらっているというところでございます。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 1-6についてなんでありますけれども、蕨平地区民との話で、この減容化施設というのは、引き受けないようにというのが当初の村長の考えだったというふうに、テープもとってあるし、ユーチューブでも発信されているのでそのことは間違いないんだと。そういうことを私が信じるならば、本当は最初は減容化施設は設置してほしくなかったというのが村長の考えだと思うんですけども、そうなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 前にも話しましたけれども、私がそういうのを引き受けないという話がどこにあったか、ぜひ出していただければというふうにこう思っています。いわゆる我々除染をする上で、どうしてもやっぱりそれを少なくしていかないことにはフレコンバッグの山になりますから、もうスタートしたときから仮設焼却炉をぜひつくってくれという話はもう環境省に何度もしてきたところであります。それで、大体中型の3つぐらいとこういう話があったわけありますけれども、その過程ではなかなか思うようにいかなくて現在のようになつたということありますから、しかもそれはどちらの施設にしろ地元の人たちの大変なご理解があつての話ですから、その大切な気持ちをやっぱり我々は常に心にとめて、その人たちに寄り添いながらできる限りのことをやつしていくという形にならぬと、飯館村全体の復興にはつながらない、あるいは場合によっては福島県全体の復興にはつながらないということになるというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） この間の福島県内にできた減容化施設の中での全員協議会で説明された、このような施設に対する水使用量年1億円支払われるという話は、どこの施設でもそういう例はないというふうに聞いておりますけれども、今度こういうことに国自身が変わっていくということなんでしょうか。経過と内容について、いかがなものか。

村長（菅野典雄君） 環境省がこれからどういうふうにやっていくかというところでありますから、当然一生懸命考えて少しでもこの福島の復興が進むようにやると思いますので、私がコメントする話ではないというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 8月26日の判決の文でありますけれども、大きくて苦痛の強いストレスによって自死が原発事故との因果関係を80%認めているという判決がありました。この飯館村の災害弔慰金審査委員会の中では、どれだけこのストレスというものが因果関係があるかないか審議されたことはあるのかどうか。さらには、審査会の議事録というのはあるのかどうか伺っておきたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君） 村の災害弔慰金審査委員会のこの審査の状況でありますが、佐藤議員おっしゃるとおり、ストレスがどのくらいあるかというのももちろん審査いたしますし、そのほか避難の過程、どのようにどんな場所にいつごろ避難したかとか、あと死亡となった病死の病院、その辺もあわせてさまざま角度から慎重に議論していただいていると考えております。

議事録については、委員会が開催の都度、議事録はございます。

7番（佐藤八郎君） やっぱりいろいろ病氣的なもの、今課長からあったようなこともあるうかと思いますけれども、この事故がなかったらもっと生きられたことをやっぱり証明してやって、せっかくのこの弔慰金制度なんですから、村民のために被害を受けた、もつと生きられるべき人が亡くなったことについて、村長としてはもらってやるというか、そういうことが私は大事だというふうに思っているんですけども、認めない理由というのは一体どんなことがあって認められなかつたんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 審査の過程で認定されなかつたという方については、直接的に避難によって死亡が直接死亡につながったというふうに認められなかつた方が認められないということになっております。

ただ、一定の事故後の期間というのも、なかなか認めていただくだけの証明するのにこの期間というのが重要なことになっているのかと感じております。これは復興庁の調べでございますが、1,704名が県内で認定されていると。1年以内に亡くなった方が1,180名、これが69.2%が認定されていると。2年以内に死亡された方が合わせて1,638名、これは全体で96.1%、あと3年以上経過した方は認定された方がいないということでございますので、さまざまな避難の過程とか内容にあわせまして、事故後の経過年数なんかも認定に重要にかかわってくるというのが現状でございます。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、2年以内に亡くなった方の人数と認定されなかつた方の人数はわかりますか。

健康福祉課長（高橋正文君） 現在までに認定された方が復興庁の調べで合わせて1,704名が全体の数字であります。2年以内に認定された方が1,638名ということで、差し引きそれ以降が66名の方が認定されているということでございます。（「村内」の声あり）村内ですか。村内の認定状況につきましては、平成23年度が52名のうち22名が不認定、平成24年度が38名のうち27名が不認定、25年度が7名のうち6名が不認定と、今年度26年度が4名のうち4名が不認定と。合わせて101件の申請がございまして、42件の認定でございます。認定率は41.6%でございます。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り2分でございます。

7番（佐藤八郎君） 101名亡くなつて42名ということであります。他の市町村だと、私が知る限り逆な展開になつてゐるのかなと思うんですけども、どうして飯館はこういう結果になつたんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 先ほども申し上げましたように、双葉郡のほうは80%超の認定になつております。双葉郡は双葉郡広域で審査を行つております。これは、先ほども申し上げましたとおり、避難の過程とか、避難先とか、避難の内容に飯館村とはかなり差があると、そういうことで認定率に幅が出ているのかなと私は考えているところでございます。

議長（大谷友孝君） 8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 平成26年9月議会、一般質問をするものであります。

今日皆さんの質問を聞いて感じたんですが、政治とは何ぞや。私は、村民にやっぱり夢と希望を与えるというのが政治の本質ではないだろうかというふうに思つてゐる一人で

す。私が青年のころ、山田健一村長おりました。この人のスローガンは、若者に夢を、婦人に微笑みを、老人に光を、全ての人に希望を与えたんです。実際の政策はそれほどいかなかつたとしても、掲げるところの政策というのをやっぱり村民に夢を与えるというのが基本だと思うんであります。そういう意味で、原発被害後の村のあり方についても、私は同じだと思うんです。こうやって苦労して、避難して、また苦労して、しかしその中で村民にどのような夢を与えていくか。これが我々政治家に課せられた課題であります。その辺のところをもう少しやっていただければよいのかなというふうに感じたところであります。

それでは、飯舘村の復興再生について質問と議論してまいりたいというふうに思います。

第1点は村の復興ということで、いいたてまでいな復興プラン、これは第4版まで重ねましたけれども、今第5版に向けた推進委員会、これ4つの村民部会でどうか、走り出したということを聞いています。承知のとおり、第5版は帰村した場合の具体的な生活や商業、健康、福祉、医療等のインフラと雇用の確保が議論されるはずであります。産業全体の再編について、村はどのような基本方針を持って議論させようとしているのか、この際村長に伺っておきます。

第2点は、村に戻る人、戻らない人に分かれてきたが、長引く避難生活から戻ったほうがよいのではないか、戻らないほうがよいのかわからなくなってしまった人たちが非常にふえているというこの現状に、村民に寄り添うという、村としてはどのように寄り添っていくのか、今聞われているような気がするんです。震災、津波で家を失った浜のほうの方々も、高台に分譲宅地が整備されたが、買い求め、建てるのにちゅうちょしているという話を聞きます。原発被災者も同じような気持ちから、人生の復興、設計が立てられないで悩んでいる方がふえてきたということなんでしょう。

承知のとおり、帰村方法の原則は、帰村宣言後に戻りたい人から戻る。しかしながら、しばらくは戻れない人も大切にしていかなければならないのではないか。避難先借り上げ住宅と村の家との2地域居住生活の仕組みも考えていいのではないか。

また、仮設住宅も床などが大分傷んできているようです。この際、借り上げ住宅をみなし復興住宅として移住してもらうという仕組みはつくれないだろうか。要するに、長期退避、将来帰還、第三の道を選択できる仕組みづくりができるものかどうか、所見を伺っておきます。

3点目は原発被災地として復旧・復興関係の研究開発が恒久的な村の産業復興に欠かせません。先般、我々議会は岡山県の研修を行った際、瀬戸内海を抱く山陽の国々の中で、岡山は台風被害の少ない国だということがわかりました。よって、桃太郎で有名な桃の産地、ブドウの産地が発展してきたといいます。そういうえば、福島県最後の官選知事、最初の民選知事だった石原幹市郎は、福島に来てふるさと岡山に気候風土が似ているとして、桃の振興を考えたんだそうであります。県の果樹試験場の創設に尽力。現在、福島県の桃のあかつきを主とする出荷量は、岡山を抜いて第2位まで浮上しています。

さらに、会津地方も会津のみしらず柿や高田梅等、果樹栽培の振興が著しいが、これとて果樹試験場の会津試験地に支えられた結果であると識者は言っております。

原発災害の被災地として、産業振興のための国関係研究施設の誘致を図れないものかどうか、また同じように大学関係の機関の研究施設の誘致を図れないものなのか、この際所見を伺っておきます。

最後に、私、初議席をいただいたのは平成元年の9月選挙、若干38歳でありました。その年の12月から一般質問を始めて、今日で25年、休まず連続100回目の私今日登壇です。私にとっては記念すべきこだわりの一般質問であります。休まずして連続して100回、そして24年間、続けられたのは、何といっても有権者である村民に大きな支持を受け、続けた結果であります。7回の当選をさせていただいた結果であります。そして、あわせて親にいたしました、休みながらも健康な体があったからこそ、25年間1回も定例議会を休むことなく、活動ができたのだなということであります。村民の皆さんと親、そして先祖に感謝をして、合掌であります。

以上、一般質問を終わります。

○ 村長（菅野典雄君） 8番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

100回目の質問ということで、敬意を表してよい答えをと思っておりますが、どうなりますか。

まず、飯舘村の復興再生であります。

今度の委員会で第5版を盛り込むということで今始まったわけでありますけれども、村は原発事故で全村避難となって、産業復興のためにまず必要な農地などの除染については、現在除染計画で進められているということであります。完全に震災前の状況に戻るということはなかなか難しいのかなというふうに思いますが、できるだけやっぱり近づけるようにしっかりと国にやってもらわなければならぬとこのように思っています。そのため震災前の村の生産額の構成割合でありますと、第1次産業が13.7%、第2次産業が32.5%、第3次産業が54.4%という構成も、今後産業によっては生産の地域活動が制限される部分も出てくるかなと思われますので、将来的にはこの1次、2次、3次というのが大きく変化するものと考えているところであります。

○ 現在、村の方針といましましては、村内に整備を進めております、いわゆる復興拠点一帯を産業団地ということでもございませんが、そういうつもりで位置づけをして、企業誘致によって産業振興、雇用確保、あるいは村民が主役の産業、雇用を生み出す、そんなことも視野に入れながら今整備を進めていかなければならない、このように考えているところであります。

また、企業の操業再開につきましては、できるところから村を挙げて支援に取り組んでいかなければならない、あるいはいく、今現在いっているということであります。

農業につきましても、復興計画第4版にもありますように、除染後の農地保全が先決と捉えていますが、食べ物の農業振興はなかなかすぐにというのは難しいのかなというふうに思っています。そうはいっても、やはり広い農地を何らかでやってもらわなければなりませんので、当面いろいろな食料も植えてもらいながら、これまで進めてきた花卉などを中心に取り組むことが有効であろうと。ただ、その花卉が今までの今までいいのかどうかというのも、また今議論のこれから課題だとこのように思っているところで

あります。

さらに、林業再生、これも大切な村の重要な課題であります。特に、生活用水との関連が山は深いために、帰村後の安心した生活のためにも、森林の早期放射線の低減というものが必要である旨、これは第4版に、国に要望しているところでありますし、これからも第5版にも入れていかなければならないとこのように思っているところであります。

生活圏に近い里山につきましても、再生を図るため、比較的放射線量の高い森林内での作業及び汚染樹木の効果的な利用方法について、早期研修・研究を進めるよう、また村が進める調査に対して支援をいただくよう国に要望しておりますので、引き続き要望、あるいは調査というものと進めながら、再生の方法を模索してまいりたいというふうに思っています、今日も今林野庁長官にその旨を申し上げたところでございます。

2つ目のいわゆるどのように寄り添っていくか。そのためには、なかなか悩んでいる人たちに2地域居住というもののご質問がありました。

ご承知のように、村の復興計画は、簡単ではありませんけれども、村民一人一人に寄り添うということを基本方針としております。したがって、帰村に向けた一番の課題である除染、これをできるだけ少なくというか、危険性を少なくしてもらう、これが一番大切なことですが、それとて最終的には一人一人の判断に委ねざるを得ないということです。

したがって、村としては、国に対し、帰村宣言後、あるいは避難指示解除後に、仮設住宅、借り上げ住宅などの支援を1年で打ち切ることではなかなか住民が1年でのどうしようかという判断は難しいので、最低3年程度の支援を継続していただくことはできないのかということを以前からずっと言い続けているところであります。

2地域居住という考え方、今のような状況からして、まさに大変迷っている人にとっては、当面大きな政策だというふうに思っています、そのためには村としても考えなければなりませんし、また国としても帰村宣言後から3年ぐらいは支援の継続をやっぱりお願いするということが大切ではないか。それがその迷っている人たちへのやはり寄り添った施策とこういうことではないかとこのように思っているところであります。

したがって、2地域居住という考え方、非常に村としても重要と考えているところでありますので、引き続きその旨の要望・提案を行ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現段階では、産業を含め村の将来が不透明というところがございますので、今回、今進め始まりしたこの第5版の中で、方向性もさることながら、できるだけ具体的にはっきりと、そんなことがこれから事業としてあり得るとか、あるいは私はそれではこんな事業を使えるなど、こう村民の方に思っていただくな、そういう形にできるだけしていきたいというふうに思っているところであります。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、3点目の国の研究施設の誘致についてお答えをさせていただきます。

村の復興のためには、議員おただしのように、国関係の研究施設が誘致できるよう、国

に対し、要望活動を行ってきたところであります。

いまだ誘致までには至っておりませんが、今後は研究施設のみの誘致だけではなく、その研究施設の実証をしていく実証地や実証施設としての可能性を探っていきたいと考えております。

現在、経済産業省では、ロボット活用に力を入れており、例としていいたてホームの介護ロボットの活用実証なども検討できるのではないかとも考えております。

これからも、どのような施設が望ましいか、または誘致可能か、今後とも議会と一緒に検討してまいりたいと考えております。

8番（佐藤長平君） 復興再生についてお答えをいただきました。

それで、村長も7月25日、推進委員会でしょうか、ここで逆転の発想、不退転の決意ということで、つまり従来の農業ではなく、新しいタイプの農業、流通の仕組み、そういう方向性を検討したいという話が出ています。私、これ大切なかなというふうに思っているのです。ちょっと私がっかりしたというのだが、すばらしいんでしょうねけれども、さきおとといでどうか、JAそうまくから飯館村の水田の50%、400ヘクタールをというふうに、ただ今まであるものの掛ける50%で出されました。これでいいのかどうか、ましてや水稻そのまま4ヘクタールという案であります。ここはもっと食べ物を人に直接入る食べ物はつくらないというコンセプトか何かで、やっぱり農業をどういうふうに再建できるのかというふうな考え方で我々被災者としては立たなければならないのではないか。そういう中でセシウムが出ないようにという農業もあるんでしょうねけれども、もう全てそこから乗り越えて、そういうものを一切つくらないという農業もあるのではないかと、やっぱりこの部会でしょうか、検討委員会で私議論をしていただきたいなというふうに思っているんです。今までと全く変わった農業、それから部会4つで農業しかないんですね、産業。生活ある、教育あるんですけども、農業だけなんです。これは村の基本的なグランドデザインですからやむを得ないとしても、もっとほかの産業を創成する切り口というのがあってもいいのではないかと思ったんです。そういう意味で、もう少し推進委員会に村として、我々議会としても、もう少し強いシグナルを送る必要があるのではないかというふうに思うのでありますが、もう一度答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 震災に遭ってしまいました。そして、取り返しのつかない、土壤が汚されているということありますから、それにただただ正面から向き合うだけではなくて、ちょっと言葉は誤解を招くかもしれませんけれども、逆転の発想というようなことで今、何といいますか、とりあえず食べ物よりは花のほうがいいのかなとか、あるいは汚された土地に何か土をよくするようなものができないのかとか、いろいろ考えているところでありますが、いかんせん全村避難の地域ですからなかなかそう簡単ではないですが、精いっぱいじや協力しましょう、こういうことはどうですかという方たちもいますから、それをやっていきたいとこのように思っているところであります。

今ご提案ありました田んぼなども、よく皆さん方が田んぼつくってもそれで売れるのかという話があります。もちろん食べる物でありますから、検査体制あればほとんど心配ないということになりますけれども、幾ら心配ないといつても、やっぱりそこは食べる

人のほうがあくまでも上位でありますからですけれども、ちょっとラジオなどを聞いてみると、今TPPの対策として飼料米をつくれば十数万お金が来るなどという話もあるのかどうかわかりませんけれども、そんな話もしていました。

それから、今お話をいただきましたように、産業、農業ということになりますと、農業にもいろいろな分野がありますから、そういう意味ではもうちょっと特化した考え方を二つ三つしてもいいんではないかという、その意見ももっともだろうとこんなふうに思っていますので、短い時間でありますから、あれもこれもというわけにはなかなかいかないかもしれませんけれども、産業の中には結構林業もあるし、農業もあるし、またその他の商業的なことも農業ではありませんけれども工業というか産業の中に入るだろうというふうに思いますから、その辺、意を用いてできるだけ意見のほうは入ってくるように、あるいは今言ったように、今までとは違う発想で何かできるものはないのかどうか、さらに検討を深めていく話をしていきたいと思いますので、提案として聞かせていただきました。ありがとうございます。

8番（佐藤長平君） 我々もいろんな考え方を過去にしてきたところであります。冷害からの脱却、それから過疎からの脱却、一生懸命やってきたんですけれども、村民所得は県内最低だったという苦い経験を持っています。この被災を受けた後、じゃ今までの所得が低いところに同じく戻っていいのかというと、私はそれは成り立たないと思うんです。ですから、この会議でも赤坂委員長が言っているように、つまりこれから飯舘村の産業の実態は、やっぱり自主財源100%、不交付団体入りを目指す、そのくらいの目標を私は持つべきだと思うんです。そうしないと、過去の冷害の脱却、過疎からの脱却で終わってしまうのではないか。そういう意味では、この際、中央ではアベノミクスでしょうか、原発ミクスを十分使いながら、やっぱりここは村をおこして不交付団体入りを目指すような村づくりを私は提案すべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほど、夢と希望というのは行政の大切な役割だと。全くそのとおりだと思います。細々と施策もさることながら、やっぱり、ああ、何か先が明るいものがあるんだなということをやっていかなければならぬとこんなふうに思っているんですが、果たして飯舘村に不交付団体になるぐらいの形をするというのは、この原発事故の大変さの中で、しかも住民が非常にいろいろなものに不安に思っている中でできるのかというと、なかなかそう私は簡単ではないんだろうと思います。しかし、やっぱり住民に光を見させることは大切ですから、そういう意味で幾つかこの第5版の中に、こういうふうにしていきたいんだというものは出していかなければならない。そのときにただただ今までのむらづくりといいますか、過疎からの脱却、低所得からの脱却ではない形をつくっていかなきゃならないんだろうなとこんなふうに思っています。

そんなのをこの復興計画の各部会、委員会の中でお話を出させていただければというふうに思いますが、一つ一つ考えれば考えるほど、難しい中どういうふうにやっていくかというのが大変なところだろうなと。夢も出さなきゃなんない、光も出さなきゃなんない中で、皆さん方に知恵を出してもらって、さらにもう一つ、知恵出すだけじゃなくて

汗をかいてもらうというそういう仕組みをつくっていく形なのかなとこのように思っているところであります。

答えになったかどうかわかりませんけれども、お答えさせていただきました。

8番（佐藤長平君） 次に移ります。

長期退避、将来帰還という道を残すべきだと私提案をしました。これなぜかというと、やっぱり将来は戻るという人らを保障していくというのが大切ではないかというふうに思っているのです。それで、村長のほうからは3年という話です。私は5年くらいが必要なんではないかと思うんです。子供あるいは若い世代を考えると、あの原発からやっぱり一昔の10年は必要なのではないかなというふうに思っています。戻る人も戻らない人もいいと思うんですけども、もう一つ、戻らないけれども、将来村に戻りたいという、その根っこがあるという人らをぜひ捉えていきたいなというふうに思っているんです。中途半端なやり方かなと思うんですけども、そうではなくて将来やっぱり村に根っこを残した、残っている世代を我々は支援をしていく。多分川内村あたりの学校の生徒の戻り方なんかも見ていますと、母親は帰りたくないと言うんだよな。結局誰があの子供たちを、今戻っている人たちを戻しているんだというと、子供たち自身なんですね。子供たち自身が母親の背中を押して初めて母親が村に戻るというのを聞きますと、やっぱりじっくりと教育現場でも必要なんでしょうが、将来村のふるさとの思い出をきちんと一角に残してもらって当面住んでもらうと。そのことが将来的にあの村に帰るというこの強い意識を持たせるのかなというふうに思っている次第であります。ぜひこの将来帰還制度、最低5年、子供たちは10年くらいを見て国に支援してもらうという考え方があつていいのではないかと思うんですが、もう一度答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） おっしゃること、全くもつともだと思います。3年というのは私も全く短いというふうに思っています。今例えば、その前にこの2地域居住生活というのは、多分同じ人があっちにも住み、そしてときどきこっちにも住むというよりは、スタイルとしては若い年代が外に住み、年配の人が中に住むというか、村内にというこういうスタイルの2地位居住で行ったり来たり、こういう形が多くなっていくんじゃないかなというふうにこう思っています。そういう意味で、若い人たちが戻るというのは、多分今の小さな子供たちが高校とか、あるいは勤めるとかそういうことになったときにこのまま行っていいのか、それとも父や母も残してきているからというそういう考え方には立つんではないかなという気がいたします。したがって、そういう意味で多分期間としては最低でも5年、10年ぐらいかなと思いますが、残念ながら、今から残念ながらと言っている必要はありませんけれども、国は今帰村、あと1年と言っているのを5年だよ、10年だよ、そこを見てくれという話はなかなかやっぱり現実的ではないので、せめてやっぱり3年間、いろいろな形で考えてくれないかということを今言っているところであります。気持ちとしては全く5年から10年ぐらいの間とこういうことではないのかなとこのように思っているところであります。いずれにいたしましても、一人でも多く、やっぱり戻ってもらうために、その辺の施策をしていかなければならぬと。職員のほうからもいろいろな提案が出ています。多分5年、10年の間でようけれども、そのとき

に若い人がある程度帰れる条件になって戻るといったときに引っ越し費用を村で考えてやつたらいいんではないか、そんなような提案も職員から出ています。必死に職員もいろいろ考えておりますので、皆さん方からもまたそういう提案をいただければ、何でもかんでもというわけにはいきませんけれども、今からそういう制度ありますよ、こう言っておくことが将来、5年、10年の間に、期限は決めなきやならないだろうと思いますけれども、帰っていただく一つのポイントになるといいますか、糧になるような気もいたします。そんなものを何本か考えていければなとこのように思っているところあります。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩とします。再開は午後3時20分といたします。

（午後3時05分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時20分）

議長（大谷友孝君） 1番 高野孝一君。

1番（高野孝一君） 平成26年第9回村議会定例議会に当たり、本日4人目になりましたが、私は1項目8点について一般質問を行うものであります。

さて、全村避難から4回目の秋を迎えました。復興の1丁目1番地である除染。当村においても、平成24年度から開始されて3年目に入り、ようやく本格的な除染が開始されました。しかしながら、除染が進捗するにつれ、当初想定されなかつたいろいろな状況が生じているようありますが、戻る人、戻らない人にかかわらず、しっかりと迅速に除染をしていただくことが村民の声であると認識しております。

このような中で、国・県においても、ようやく中間貯蔵施設の受け入れ先の容認が決定されたことは一步前進したと評価するものの、搬入までは相当の時間を要するものであり、今後の除染、そして汚染土管理のあり方についても、十分検討すべきであると考えております。

また、復興計画については、戻る人、戻らない人、戻るまで、戻ったらをキーワードに第5版策定のための審議が始まりました。新たに村民部会が編成されるようありますので、きめ細かな計画の検討に期待をしながら、議会の一員としてその役割を担っていきたいと思っているところでもあります。

それでは、一般質問に入ります。

質問の項目は、除染の推進についてあります。第1点目、4月に飯野出張所から本庁に戻って、復興対策課が、そして除染を迅速かつ強力に推し進めるため、除染業務を専門に担う部署、除染推進課がそれぞれ業務を開始して6カ月目に入りました。それぞれの課が村に戻って勤務状況、業務がどのように変わったのか、まずお伺いします。

また、業務開始に伴い、住民からの評価をどのように捉えているかお伺いします。

第2点目、除染完了後の引き渡しについてあります。

除染が始まり3年目になりました。二枚橋・須萱地区においては、現在も除染作業中の

姿が見受けられます。除染完了後の引き渡しについて、現在の状況をお伺いします。

第3点目、仮置き場についてであります。

各行政区に設ける仮々置き場の件は、いろいろな協議がされ、進んでいる状況にあります。当初計画されていた小宮地区のクリアセンター東側に位置する仮置き場及び中屋敷に位置する仮置き場の2カ所については、進捗状況が見えにくく感じております。この2カ所の仮置き場の現状についてどのように把握しているのか、お伺いします。

第4点目、住民参加による除染の監視及び放射線量測定についてであります。

私は、平成24年、25年に除染を行った行政区のイメージで他の行政区もしっかりととした除染が実施されるものと認識しておりましたし、住民の皆様もそのように理解しているものと思っています。しかしながら、本格的な除染が始まっていますと、グループ別の除染作業に差が出ているようにも感じられます。除染工事を請け負ったいわゆる大成、熊谷、東急、りんかい日産、村本特定建設工事共同企業体が村内行政区をAからGまでの7つの除染作業グループに区分けをしております。そのグループごとに下請会社が入って、それぞれ林野、農地、建物の3つに分かれて除染作業を実施している状況にあります。土地や建物の関係者、環境省、工事請負者、それぞれ立ち合い、お互いに了解して除染しているわけでありますので、均一な除染が実施されなければならないと考えています。それがなかなかできないのであれば、自治会や住民が参加して除染状況の監視や放射線量を測定すべきであると考えるが、所見をお伺いします。

第5点目、放射線量の測定についてであります。

平成25年度末までのガンマカメラを活用しての放射線量測定件数は28件と報告を受けておりました。平成26年度のガンマカメラを活用した線量測定状況についてお伺いします。

第6点目、ため池等の放射性物質の汚染対策についてお伺いします。

農業再生、営農再開を進めるためにも、ため池等の除染を行うべきと考えております。今年度から実証事業が行われるわけですが、村内に有するため池、河川、用排水路の放射性物質の汚染対策を推進すべきであると考えますが、見解をお伺いします。

第7点目、土地が傾斜しており、大雨等による客土等が流出した場合の対策はどのように協議されているのかお伺いします。

第8点目、本格的な除染が始まり、新たな課題とその対策はどのように協議されているのか、お伺いします。以上です。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員のご質問にお答えさせていただきます。

第1点目であります。

本庁での復興対策課及び除染推進課の勤務状況と業務開始に伴い、住民からの評価ということでのご質問をいただきました。

除染の加速化に加え、水道や道路の維持管理、除染後の農地の保全管理や営農再開に向けた支援、災害対応など、より現場に近いところでの対応が必要だとういうふうに思いましたので、復興対策課及び新たに設置しました除染推進課を今年の4月1日より本庁で業務を開始をしていただいているところでございます。

職員などについては、避難先からの勤務になっており、通勤については負担をかけてい

るところですが、庁舎内での執務については、大変ことは違いまして広々としていて、執務環境としては大変整っているとこのように考えているところであります。向こうでの会議などもときどき我々も足を運んでいるところであります。

また、除染に関する相談のため、本庁に来られる村民も多いことや現場での立ち合い、調査など、すぐに対応が可能なことから、村民の評価は大変よいものと受けとめられているところであります。

何はともあれ、2つの課が避難先から通って村の本庁で仕事をしているということは、村民はもとより村外の方にも村として復興に向けて並々ならぬ思いを持ってやっぱりやっているなというそういう効果が、あるいは評価があるのではないかとこのように思つてはいるところであります。

7点目の土地の傾斜が大雨でという話であります。

農地の除染については、表土の剥ぎ取りをし、客土材で覆土をしていることにより、傾斜のある畠地においては、大雨などにより、その入れました客土材が流れて道路への流失や側溝詰まりなどの影響を与えていたということも全くあるわけであります。それで、客土などが流出した場合、流出した畠地に再度客土材を戻すなどの対応もしているところでありますし、それから緊急時対応として素掘り排水の一部設置や土のうによる遮断などもしているところもあります。

さらに、この傾斜地から流出防止策として、国は昨年、須賀地区で実験をやっております。それはどういうことかというと、いわゆる客土後の耕起を実施した。つまり一時的にまぜてしまうということになります。そうすると、土がまざりあって、以前客土をしたときよりも落ち着きが早いという結果が得られたため、国は除染業者に指示をしていると聞いておりますので、除染業者がその手法を早く取り入れるよう、これからも要望してまいりたいとこのように思っています。

雨水などによる客土の流出により大きな災害にもなり得る可能性もありますので、客土流出対策については、これからも国及び除染業者と連携をして、できるだけしっかりととした対応をしてまいりたいとこのように考えているところであります。

最後の質問でありますが、除染が始まって新たな課題は何かと、その対策はということであります。

本格除染が始まっている新たな課題でありますが、除染作業の中で雨による客土材流出、今お話ししたことあります、あるいは構造物などの破損事故、あるいは国と所有者との合意事項が現場作業員にはまだ周知が徹底していないと、こういうことも挙げられるなというふうに思っています。

これらの対策としては、役場本庁において常駐している環境省職員と一緒に現場に出向いたり、あるいは除染業者立ち合いのもと、村民の意向確認や現場確認などを行ながら、即座の解決に努めているところであります。

また、作業員の交通ルール違反や暴走行為などの通報も村民からいただいております。すぐさま国に連絡して除染業者への教育指導を要請しているところであります。

今回の除染作業を見ておりますと、1件当たりの除染にかかる期間が建物の数や除染面

積の広さなどから、3週間から1ヶ月程度かかっている、あるいはそれ以上かかっている状況を見ますと、国が計画していた今年12月までの期間、つまり1件どのぐらいの期間で終わるからこのぐらいだったならばこうなるなという、その計画がやっぱりそう簡単ではない、甘かったということも、今の段階でありますけれども考えられるのではないかと。そうしますと、この期間に完了できるのかどうか大変心配しているところでありますし、その対応をさらにしっかりと前に進むように環境省と話し合いをしていかなければならぬとこのように考えておりまして、今月の早い段階で私も含めて環境省との詰めをこれからしていきたいとこのように思っているところであります。以上でございます。

あとは担当課長からお答えをさせていただきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、除染推進についての4項目、2から5についてお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、2点目の除染完了後の引き渡しの現況についてお答えいたします。

二枚橋・須萱行政区の除染はおおむね完了していることから、去る8月31日に当行政区を対象に除染後の宅地及び農地の引き渡し説明会を開催いたしました。

宅地については、昨年度完了した須萱地区の宅地は、昨年度に引き渡しをしておりますので、まだ引き渡しをしていない二枚橋地区の方々に世帯ごとの航空写真の図面上に除染前後の空間線量を表示し、あわせて除染状況写真も添付した資料を配布して引き渡しの説明をさせていただきました。

また、農地については、二枚橋地区及び須萱地区全体の航空写真及び字を単位とした図上に除染前後の空間線量を表示した図面を見ていただき、引き渡しの説明をさせていただきました。

説明会においては、引き渡しがおくれた理由や現地での個別説明会の要請、宅地内の草刈りの要望、除染後の空間線量の考え方などの質問や要望が出されました。

これに対し、国からは引き渡しがおくれたことについてはおわびを申し上げ、要望等については実施する方向での回答をしております。

なお、引き渡しの説明をさせていただきましたが、了承までには至っておりませんので、速やかな引き渡しができるよう、国、地元行政区、村が連携して取り組んでまいります。

今後、臼石地区や前田・八和木などの先行3行政区の除染完了後の引き渡しがございまして、今回の引き渡しの反省を踏まえ、除染完了したエリアごとに引き渡しができるように、国と協議をしながら、できるだけ速やかな引き渡しに努めてまいりたいと考えております。

次の3点目、小宮に設置している仮置き場の現状についてお答えいたします。

小宮行政区の皆様方のご理解をいただいて、小宮牧野内に設置しております仮置き場であります。全体の造成作業を実施しておりますが、保管場所や場内道路、排水路などの一部が完了しております。

現在、平成24年度に実施したモデル除染や先行で実施した村内操業継続事業所内に一時保管している除染廃棄物の搬入を実施しているところであります。

今後、除染廃棄物搬入計画に基づき、保管場所等の拡充を図る予定であります。

また、小宮の国有林地内の仮置き場でございますが、保管場所の造成や道路舗装工事、排水路整備などが完了しておりますので、今後、クリアセンター内の除染廃棄物の移動を計画しているところでございます。

次に、4点目の自治会や住民が参加による監視などについてお答えいたします。

村としましては、除染が始まる当初に除染作業に対してよりよい適正な除染を求めるために住民目線による監視が必要と考え検討いたしましたが、除染現場への立ち入り制限や監視による村民の線量管理、監視する方々の入件費の財源などの問題等により、実現することができませんでした。

村としましては、住民目線の監視は必要と感じておりますので、その対応として除染推進課職員による除染パトロールの実施をして、除染作業状況の写真撮影や現場で不適切な作業があればすぐさま国に連絡して除染業者に改善を要請するなどを実施しております。 ()

放射線線量測定については、必要あるときに担当職員が出向いて線量測定をしているところでございます。

今後も、不適切な除染の防止策としての監視は必要でありますので、今後も除染パトロールに努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の平成26年度のガンマカメラを活用した線量測定状況についてお答えいたします。

おただしのガンマカメラ事業でありますが、除染後の住宅の4方から撮影し、放射能の状況を住民の方々に画像として見えるようにし、除染後の検証と除染後の放射能の状況を知っていただくことで村民の方々の安心につながることを目的に実施しております。昨年度は、二枚橋・須萱行政区において28件実施し、地区の方々に報告会を行っております。 ()

本年度も、引き続き同事業を継続しており、委託業者と平成26年6月19日に委託契約をし、7月7日から事業着手をしております。本年度は、890件の実施計画を立て、現在まで除染を完了した二枚橋・須萱行政区で34件、白石行政区で99件を完了し、現在は前田・八和木行政区で実施をしているところであります。今後、各家庭の実施報告書がまとまり次第、行政区ごと報告会を開催してまいりたいと考えております。 ()

以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、ため池等の放射線物質の汚染対策についてお答えいたします。

村内では、現在、居住環境の除染作業が行われており、一部の行政区では農地の除染も進んでいるところであります。しかしながら、国の除染計画にため池等が含まれていないため、村では従来より、ため池、用排水路等の農業施設の除染についても実施していくよう再三にわたり要望しているところでありますが、実現していないところであります。

こうした中で、農水省の実証事業としてため池等の汚染拡散防止対策事業等が示され、

村ではもみ殻等有機物を利用した放射性物質の吸着除去の実証試験として3カ所のため池を選定し、試験に着手しております。

また、農水省と県による実証試験として、6カ所で汚染度が高いため池の底土を除去する試験を実施し、ほかにも村実証地3カ所を含む15カ所で底質の汚染分布調査を実施することになっております。

なお、現在は、実証事業段階であり、ため池の具体的な汚染対策については今後国から示されるものと考えておりますが、村としましても引き続きため池の汚染対策について国・県に要望してまいります。

以上でございます。

1番（高野孝一君） 何点か再質問させていただきます。

本庁での業務なんですけれども、除染を加速化し、除染後の農地の保全管理や営農再開に向けた支援、災害対応などをより現場に近いところでの対応ができる、また勤務環境が広々としているために勤務環境は整っているとの答弁がありました。私は、村に戻つての業務というものは、現場対応、災害対応が多くなったのではないかというふうに思っております。

業務遂行の上で職員の被ばくについて質問をいたします。本庁の庁舎内の放射線量は低いと理解しておりますが、一方、現場対応、災害対応については、当然線量は高くなっているものと思っています。職員の被ばく対策をどのように行っているのか、お伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 本庁に来まして、今お話しいたいたように現場対応が多くなっているということでありまして、職員の線量管理の必要性があるということで、実はことしの3月に積算計を購入させていただきまして、4月から本庁に勤務している者に貸与しながら管理をしている状況であります。データ的に除染対策課のほうの部分でございますが、一人一人のデータをとっておりますが、分類的といいますか業務的な話で申し上げれば、中で割と仕事をしている者とあとは先ほどの除染パトロールで現場に出ている者、あとは測定、線量計の測定をしている職員と3種類に分けまして、測定している職員については、村、あとは村外等、週5日間動き回っておりますが、まず中の部分を主にやっている者については、4月から8月の間まで平均で92.6マイクロシーベルトでございます。これを年間的、今の8月までの部分で年間のシーベルトといたしますと1.11になります。あと、除染パトロールをしている者については、月平均が116.4マイクロシーベルトで、これを今の業務をずっと続けるとすれば1.9です。あと、放射能の測定をしている職員については、月平均が130.8マイクロシーベルトで、年間にしますと1.5ミリシーベルトというような形になっております。以上であります。

1番（高野孝一君） 1カ月当たり現場に出ることが多い職員の線量が確認できました。やはり1ミリから約2ミリ未満だというふうに理解しておりますが、若い職員も配置されているわけであります。住民の皆様を初め、職員の中でも放射線に対しての考え方はそれぞれ個人差があるわけであります。特に、本庁で勤務する若い職員にとっては、これから結婚する、あるいは子供がまだ欲しいといった思いがあると思っております。放射線

について正しく怖がるという意味で、放射線に対する研修をどのように行っているのかお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしいいただきましたように、やはり線量についてはそれぞれ個人の考え方があるということですが、今現在、本庁に行っている者については業務という部分での考え方方がやはり強いかなという部分であります。先ほど、例えば業種ごとに3つのパターンに分けておりますが、やはり若い方々にはできるだけ中で働いていただけるようにということで、業務の割り振りをさせていただいておりまして、先ほどの年間、月が92.6マイクロシーベルト、年間に換算しますと1.1、これについては若い方の線量ということでございます。現場にいる方でも、年間2ミリということでありますが、やはり現場の対応も必要ということですが、やはり月々の単位がわかるところもありますので、積算線量計でこれらをトータルで換算をして見ていただければというふうに思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） 線量については理解していましたが、私今職員に対して放射線に対する研修はどのようにやっているのかというような質問をしたわけであります。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染推進課の部分で申し上げれば、春先に業務としての研修がありますので、それをまず行っていただくと。これは現場での放射線量の考え方、あとはそれが個人にどう与えるかという部分まで含めてやっておりますので、おのおのの考え方も、そこで線量の考え方を理解していただいているものと思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） リスコミなどを活用して講師などによる研修も必要かなというふうに思っています。毎年、新採用や異動により本庁勤務となる職員がいるわけでありますので、職員が業務遂行上、不安のないようにしっかりと研修や教育されることが大事だというふうに考えております。

次に、業務開始に伴い、住民からの評価は大変よいものと受けとめているとの答弁がありました。本庁が移動したことに伴って、今度は反対に窓口が遠くなつたと。いや現場にはなかなか行かれませんというような状況に対してどのような対応を図っているのかお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 村民の皆さんには、避難先、県内、かなりばらけておりますので、今までここで用を足せた人はこちら側の市内に近いほうはこちらで対応できたと。逆に南相馬とか相馬市のほうに避難されている方は近くなつてよくなつたということで、一長一短あるんですが、向こうに行かなくても、電話でわかる範囲内のところは調整をしながらやっています。ただ、現場のほうにどうしても行けない方については、その日程などは調整させていただいて、できるだけ現場のほう、自分のところの除染ですので、現場のほうには出向いていただくようなそういう対処はしております。

いずれにしても、全てがよくなつたというわけではありませんので、今のような不便さというのも出てくるのは当然だと思いますが、いずれ帰村する際には今の2課ではなくて段階的に本庁のほうに移していくことも必要なのかなとこんなふうに思っていまして、その辺のところは府内で今検討しているということあります。

1番（高野孝一君） 次に移ります。

除染の状況については、パトロールを行って監視等をしているとの答弁であります。私も、自分の行政区はもとより、4月以降、たびたび村内の除染状況を見て回りました。提案理由、先ほどの議員の答弁の中にもありました、除染の進捗について改めて先行5行政区並びに加速化プラン14行政区の除染の状況について見解をお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしの進捗であります、先ほど佐藤八郎議員のほうに申し上げましたとおり、先行除染の5行政区のうちの二枚橋・須萱、白石の2行政区については、宅地のほうはおおむね完了ということであります、農地の一部分と道路の部分、今道路につきましても、399号線を片側通行させて除染をしているというような状況になっているところでございます。

あと、残る3行政区、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚でありますが、宅地が30%程度の進捗と。あとは農地等についても同じく30%の進捗ということであります。

あと、今年から入っております14行政区については、現在のところ10%程度ということでございます。

以上であります。

1番（高野孝一君） ただいま答弁の中に前田・八和木行政区、宅地、農地とも30%という話がありました。年度内までには除染完了を目指しているとの先ほどの答弁にもありました。私は11区ですからある程度把握しているつもりであります。現在は、耕地整理を行った水田や比較的作業しやすい箇所から作業を進めております。このため作業効率は上がっていますが、今後未整地が多くなる秋以降になって日が差す時間が短くなる。そして気象条件が悪化するというようなことを踏まえると、どのようにして年度内の除染完了を目指すのか、再度見解をお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今後のおくれております除染の推進を図るためにということでございますが、今のところ作業員が先行5行政区には2,200人ほど、これは8月20日の時点でございますが、2,200人ほど入っているということでございます。

それで、関根・松塚、大久保・外内、前田には約500人を超える人数が、作業員が入っているということであります。今後、須萱・二枚橋、白石に200人程度入っておりますので、こちらが終わり次第、それぞれの3つの行政区に割り振りをするというような考えを環境省は持っておりますが、やはり人数が除染推進には必要な部分があるのかなというふうに思っております。あとは、今お話ありましたように、圃場整備等でやったところについては機械がやっぱり効率的になっているところでありますが、今後山合いの農地という部分ではなかなか機械作業では難しい部分があるということでありまして、やはり作業員の人数をふやしていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 今作業員の人数をふやすという答弁がありましたが、現在で両方合わせて4,700人体制を、これをふやすことは可能だというふうに考えているのかお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 環境省を通しまして大成JVのほうとも話をさせていただいておりますが、今全体で4,700人いるという部分もやっぱり5,000人まで目指していきたい

と、目指していくというような話もございます。担当レベルでの話の中でも、やはり人數をふやすしか今の対応はできないという思いもありますので、今そのような話をしても要請をしているところでもございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 次の質問に入ります。

引き渡しの件ですが、先ほど去る8月31日に二枚橋行政区に対して説明会を開催し、結果的にはまだ引き渡しはしていないということです。今後、どのようにして引き渡しをするのか、お伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 実は、昨年度末にある程度二枚橋・須萱の除染が終わっているということで国の方にはできたところから引き渡しをお願いしたいと、もう1年以上もたつと草ぼうぼうで、本当に除染をしたかしないかわからない状況になるということで、昨年度から要請をしておったところですが、なかなか体制がとれないというようなことで、国の方で延ばし延ばしの状況で現在まで至っているということでございます。

それで、また別の件としましては、その引き渡しをする資料、やはりわかりにくいという部分もありまして、やはりわかりやすくできるシステムはということも検討させてきましたところであります。

ただ、今回、二枚橋におきまして、個々の部分、住宅のほうは個々のデータが全てとれておるんですが、農地については1戸でその世帯ということじゃなくて、各水田があちこちにあるということで、なかなか個別での対応が厳しいということで、やはりプロック別での結果を出すようにというようなことを指示しながら引き渡しに向けてやってきましたが、やはりそこもうまくいっていないという部分もあって、厳しい中ではあったんですが、今後の営農再開との関係もありましたので、一応引き渡しの説明会ということをさせていただきました。

ただ、先ほども答弁の中に個別説明を現地でしてほしいとか、あとは宅地内、やはり草が生い茂っているということで、草刈りをしてからでないと受け取れないということなどもありまして、今の状況ではなかなか引き渡しが難しかったのかなというような思いがありまして、今後国と、あとは行政区のほうとも協議しながら進められるようにしていきたいというところでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 除染が終わったが、引き渡しができず荒れていく現況を見るにつけ、正直がっかりさせられます。この状態では、ますます営農意欲が失われていくのではないかと心配をしております。先ほど今回の引き渡しの反省を踏まえ、エリアごとの引き渡しができるように国と協議をすると答弁もありましたし、今後の協議の中で除染完了後、どのくらいの期間で引き渡しができる、あるいは引き渡しをするという考え方なのか、お伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今後の考え方でありますが、まずは行政区全体が終わってからの引き渡し云々ではなくて、やはり終わった順序から引き渡しができるようにしていきたいというふうに思っております。それで、報告の資料には個人宅地については、その個人宅の分で報告をする。あとは、農地については、先ほど言いましたように、地権者

がいろいろ飛んでいるところもありますので、ブロック別といいますか、字単位とか、なにしろ終わった順序から引き渡しをして、そこで説明会をしていきたいと。ですので、今後は行政区全体での説明云々をしますとまた時間がかかるかもしれませんので、終了した宅地の所有者、あとは農地についてはブロックごとの単位で報告をするというような形で進めていきたいということで今回と話をしているところでございます。

1番（高野孝一君） 私も常々あのような状況を見たときに、やはり除染を終えた組ごと、あるいは班ごとに引き渡しをしたほうが次にしっかりと管理していかれるんじゃないかなというふうに思っております。国と協議をするということですが、これから協議をするというようなことであるのか、お伺いします。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） 今協議しているところではなくて、二枚橋・須萱、あと臼石の引き渡しの部分、昨年から協議をしています。そういう意味で、今後多くの行政区が終了した時点で引き渡しをすると。そのときに村民の方々が確認しやすいというようなやっぱり形にしなければならないということで、先ほどの二枚橋・須萱の反省を踏まえてまた改良をするというようなことで協議をしているということで、以前からその引き渡しの方法についてはお話をさせていただいているというところでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） ゼひ草が繁茂しない状態での早い引き渡しに意を用いて、農業再生の意欲を逸しないようにしていただきたいというふうに考えております。

次の質問に入ります。

仮置き場の件ですが、小宮牧場内の仮置き場は保管場所や道路、排水路などの一部が完了したという答弁がありました。ということは、仮置き場は要するにまだ完成はしていないというふうに理解しましたが、いつまでに本格的に供用開始を目指しているのかお伺いします。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） 小宮の牧野をお借りしての仮置き場でございますが、すぐさま造成をすることではなくて、まずはその搬入道路の確保、あとは雨が降った際の排水の部分の処理ができるようにしてというのが一番先の工事になるところでございます。これがエリアごとに分けての部分で今やっておりまして、それが一部完了して搬入ということでございます。それで、今先ほども答弁しましたように、24年度のモデル除染やあとは先行除染でやってきたところ、ここは一部遮蔽していないところもあるものですから、まずはそれらを入れるということで、完了したところから入れるという形にしております。それで、全体の完成には、完成しましたから入れるんではなくて、エリアごとに完成したところから活用していくと、供用開始をするという考え方でございますので、連動していくという形にしております。そういうことでご理解をいただければというふうに思います。以上であります。

1番（高野孝一君） 今後、除染廃棄物搬入計画というような表現がされましたか、具体的な計画、概要で結構ですので、どのようなものかお聞きします。

除染推進課長（中川喜昭君） この計画については、国のはうが村内にある廃棄物の処理をどうするかと、搬入をどうするかという計画の話でございまして、今時点では24年度にモ

デル除染、あとは操業継続の事業所の中に一時保管をしているものがありますので、まずはそれらを入れながら、今後小宮行政区の除染廃棄物の搬入もありますし、あとは面積を見ながら、どこの仮々置き場に入れられるかという部分もございますので、その辺についても今後国のほうで検討する、または村のほうとも協議をさせていただければというふうに思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） 仮置き場が完成後は、除染を早く開始した行政区からフレコンバッグを搬入するというような話ではありましたけれども、今の話を聞くと、各行政区から小宮への仮置き場、搬入する見込みどうなのかというようなことで、改めてお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今20ヘクタールほどの造成をしておりますが、国としては造成しやすいところから造成をして、とりあえず早期に仮置き場に入れるという計画でエリアごとにやらせていただいているということでございます。それで、正直なところ、今仮置き場として活用できるところが小宮牧野内ということですので、あそこの敷地内、地域の方々のご理解をいただいておりますので、拡大といいますか拡充をするという国の計画もございますが、それらを含めながら、やはり先に仮置き場の説明をしております、早期、早く仮置き場を設置したところの部分も運び入れるということもこれはお約束している部分もありますので、それらも含めて、国との協議ではそうなっておられますので、それらの実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

1番（高野孝一君） 仮置き場ということで関連がありますので、長泥のフレコンバッグの処理も絡めて、長泥の曲田地区に計画していた仮置き場、どのような状況になっているんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 仮置き場を村のほうで国と一緒に準備をするということで、国のスケジュールでは3年間、それぞれの自治体で保管をお願いしたいということで、23年当初、いろいろ仮置き場の場所を探しました。その中で、1つは国有林の活用ということがございまして、小宮の国有林地、クリアセンターの脇の開発をさせていただいたと。あとは、小宮行政区にあります牧場を活用してと、地域の方のご理解の中で進めてきたということであります。あともう一つは長泥の部分もございまして、一応6反歩ほどの確保はしておりますが、まだ開発等は、造成等はしておりません。あとその奥にある牧野の中の敷地があるわけでありますが、かなり傾斜がきついということで、今緊急に除染を進める上で仮置き場を設けなければならないということになりますとそこに造成がかかってしまうということで、今長泥については中断をしているという状況でございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 次の質問に入ります。

住民による除染の監視、放射線測量の件であります。

先ほど住民目線による監視を検討したが、線量管理、人件費などの問題により実現できなかった。職員による除染パトロールを実施しているとの答弁がありました。やはり除染作業に立ち会うことによって、しっかりと住民が納得する除染ができるものと思っております。現在、住民が参加しての放射線量の測定の状況、どのような体制で行っているのかお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 放射線の測定については、村独自でお知らせ版等に載せているものがございますが、そのほかに村内の20行政区、あらゆる場所の線量もやはり計測すべきだと。今村のほうでやっておりますのは、農地、宅地1点ずつであります、やはりもっと範囲を広げるべきではないかということで、24年からNPO法人のふくしま再生の会に委託をしまして、今各行政区2名体制で月2回放射能の測定を委託事業の中で行っていただいているところでございます。以上であります。

1番（高野孝一君） 次の質問に入ります。

ガンマカメラの件であります。本年は、7月7日から890件を予定しているとの答弁がありました。契約日が6月ということであります。本年度予算で事業が確保されていたわけですから、やはり今後引き渡しを早くするためにもガンマカメラの重要性というの非常に大切だと思っています。来年度以降、3月に契約して4月から早い時期から実施すべきと思っておりますが、考えをお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） このガンマカメラにつきましては、県のほうの補助事業を受けての事業ということで、昨年から実施をさせていただいている。それで、一応県のほうには3ヵ年計画というふうな形で、多分にして、一気にやるといつてもガンマカメラの撮影ができないということで、一応3年計画で計画を出させていただいている状況であります。それで、今年6月19日の委託契約ということであります、やはり県の事業になりますと、申請して採択までが、どうしても4月以降から県のほうの業務も動くということでありまして、このような時期になってしまっているということでございます。今後、今お話しいただいたような形で4月から早期にできるような部分について要求をしてまいりたいと思います。以上であります。

1番（高野孝一君） 今年は890件中133件が完了し、前田・八和木測定中だということであります。これは全戸実施するというような考え方でよろしいんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） そのとおり、全戸を予定しております。以上です。

1番（高野孝一君） 今の除染の体制から見ると、3ヵ年ではとても終わらないというふうに私は考えておりますけれども、実施できない部分についてはどのように、村負担で実施するというような方向でよろしいんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のところ、先ほども申しましたように、3ヵ年の補助事業での要望をしておりまして、補助決定という形になっておりませんが、一応計画立ては了解をいただいているということでございます。それで、もし3年間でできないようなことがあれば、やはり延長といいますか継続は求めていきたいと。これは村が事業推進で原因になっているという部分でありませんので、あくまでも県の事業も村民の線量管理がどうなっているかという部分での補助事業になっておりますので、継続してできるように申し入れをしていきたいと思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） 次の質問に入ります。

ため池の汚染対策について伺います。

本年度当初予算で行う水源の取水口にもみ殻土のうを設置しての実証事業が予算化されておりましおし、先ほどそのような報告もありましたが、どのように進んでいるのか、現

況をお伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのもみ殻等の有機物を利用した放射性物質の吸着除去実証試験の進捗状況でございますが、現地での遮水シート設置、草刈り等々終わりまして、3回調査いたしますサンプリング調査の1回目を終わったところであるということで、先日業者から報告をいただいたところでございます。取水口のところにフィルターとなります有機物を置いた前後で水をとりまして、そのフィルターの効果がどの程度あるのかということを3回調査するという計画になっておりまして、そのうちの1回目が終了したという報告でございます。今後、12月までの間に残り2回の調査を実施いたしまして、年度内に報告はいただけるとこういう計画になってございます。

1番（高野孝一君） もう一点の国・県主体の実証試験でありますけれども、13カ所のため池のうち6カ所で底質剥離洗浄の実施をすると。あるいは、モニタリング等々ありますけれども、この実証試験に対して、村としてはどのようななかかわりを担っているのか、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） こちらは国と県で実施する調査でございまして、村といたしましては、実施します各行政区の区長様、あるいはため池管理者等からの了承を得るための仲立ちをさせていただいているということでございます。こちらのほうも調査、順調に進んでいるものと考えております。

1番（高野孝一君） 今後、国や県はため池内の汚染物の効果的な除去及び流出防止対策について知見を得た後、来年度以降、ため池内の汚染物拡散防止対策を実施していくということでありますから、積極的に村としてもため池の除染について要望すべきと考えますが、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今年度まで国のほうで実証試験を実施しております、知見を蓄えるということを聞いてございます。この国の実証試験を受けて、今後、恐らくは各市町村に対しての各種補助事業が提示されてくるものというふうに考えております。これが直ちに27年度から提示されるかどうかというのはまだ情報がないところでございますが、村といたしましては、当然のことながら積極的にこういった事業を活用してため池の汚染拡散防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

1番（高野孝一君） ぜひとめ池の除染についても、実施するよう要望するものであります。次に、除染の問題と対策であります。新たな課題として、雨による客土材の流出、構造物等の破損事故、合意事項が作業員へ周知の不徹底が挙げられるとの答弁がありました。その課題の中に、私はイグネの伐採、本日は誰も質問も答弁もされなかつたわけであります、イグネの伐採と同意の状況についてお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 同意書の進捗率でございますが、8月末だったと思いますが、村内19行政区で96%。あと、イグネでありますが、イグネにつきましては、切る本数とか場所とか、それらを確認して契約していただけますかということで、希望者については100%得ていると。その後、補償費との関係もございますので、契約をするということでありまして、それについては80.3%、あと現在、伐採の実績が61.4ということあります。これらについては、先ほど言いましたように8月末現在ですので、今現在も同意

取得なりイグネ伐採、契約伐採も進んでいるということで、若干数字が上がっているのかなというふうに思っております。以上であります。

1番（高野孝一君） やはり除染を迅速に進めるためには、未同意者の解消を図らなければならないというふうに思っております。この未同意者、そういう確認ができないのか、現地調査ができるのか、イグネ伐採の問題、除染方法の問題なのか、この未同意の要因はどこにあって、今後どのような対応を図るのか、お伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染を進める上では、除染の合意が必要でありますので、これが一番先に必要かというふうに思っております。それで、これらの業務については、国が進めるという形でやってきておりますが、7月末、状況を確認しましたら、いわゆる同意書のやりとりがまだ宙に浮いているというケースが何件か見受けられたものですから、あとは未同意者の名簿を出していただきまして、その中を見ますと、お話をすればすぐ同意が求められる人もおったということで、実は8月段階になりました、ちょっと環境省のほうから全て未同意リストを出させていただきまして、職員でそれぞれに電話かけをしながら、今現在どういう状況で同意をいただけないんですかというようなことを確認をさせていただいて、いや実は今年の3月から全然環境省から連絡が来ないんだとか、まだ家にあるんだというようなお話を何件もありました。それで、職員のほうから一件一件潰すという形で未同意者の対応をしてきたところでありますと、今回の96%に上がったのも、8月中に職員が話をして、あとは同意の書類をいただくというのは国の責任になりますので、それについて今度国、あとは委託業者のほうとも三者協議をした上で、この状況はこうなっているからということですぐさま同意をもらうようにというような話をさせていただいて今現在に至っているというところでございます。

それで、その中にも、やはり未同意を、同意をしたくないという理由としては、やはり除染をしても意味がないだろう、あとは除染を理解できない、そういうような個人的、今までの国等の説明の中での不信があったのかというような部分もありますが、そういう理由でなかなかご理解をいただけない方がいる。あとは、地権者の名前があるんですが、連絡先がつかめないと。まるっきり不明だという方も残りの4%の中にいるという状況であります。以上であります。

1番（高野孝一君） 今後とも、職員の係をもって未同意を少なくして除染を推進してほしいなというように思っています。

最後の質問になりますが、これはある方から電話がありました。8月20日付のお知らせ版にイグネの伐採は26年12月26日終了ですと。受け付けは8月29日、契約の締め切りは10月31日。平成27年以降、イグネの伐採は行いませんというような内容でお知らせ版を出しております。どのような経過でこのようなお知らせをしたのか、お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 何度かお話ししていますように、イグネは私たちが除染についていち早く環境省と交渉した中で、「わかりました、じゃイグネは伐ります」という話になつたわけであります。しかし、現実にはやってみたら大変な作業であるということで、飯館村のみの除染作業でございます。山木屋も、その他双葉地方もこれは全くやっておりません。そういう意味からいたしますと、いつまでもずるずるとやっていくわけにはい

かない。ましてその他の除染がどんどんとおくれていくわけですから、どこかで切らないとだめだということあります。最初皆さん方に説明しながらも、まあいいや、あるいは先祖代々の木だからという話でいた方もいたのではないかなという気はしますが、人のを見て、ああいいなということで、結構申し込みが後から来ているところということですから、その件でどんどんと行きますと、いつまでもこれは終わらないということありますから、やっぱりきちんと期限を切ってということあります。大体1,700、戸数あるわけでありますけれども、けさ聞いたところによると、1,095ぐらいの戸数がイグネを伐っているところですから、もう6割、あるいは場合によっては7割近くの人たちが伐っていただいたということありますので、その8月末をもって申し込みは一切シャットアウトといいますか、あとは申し込みはききませんという話を前もって通知をさせていただいたところであります。以上であります。

1番（高野孝一君）　ただいま1,095件伐採したというふうなことあります。（「伐採じゃなくて申し込み」の声あり）ああ、申し込み。契約の締め切りは10月31日というふうになっていますが、その伐採をしていない、パーセント的には何件あるのか、ちょっとお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君）　伐っていない部分のパーセント、ちょっと手元に持っておりますので後ほどお話をさせていただければと思いますが、その日付の部分でございますが、実は今回のイグネについては、先ほど村長からありましたように、村から要望しての事業ということで、これは国ではその法律的な、イグネを伐るという法律がないということでありまして、いわゆる県内での住宅に係る後ろにあるイグネを伐った際にどの程度の効果があるかということで、国は実証試験、試験事業として行うという話でございます。それで、25、26年の2ヵ年をやってきました、27年までその試験をやるというのは、やはり木の補償という部分があつたり、除染の中で作業員の費用を出すということもありますから、やはり国としても3年は続けるのが厳しいという形になります。あとは、先ほど村長からありましたいろいろな理由があつてのということでございます。それで、契約については10月31日ということで、今協議をしている方々については最終的に責任を持って国でやっていただくということをお約束をしております。ただ、10月から新規に申し込みをする部分については受け付けができなくなったということで、宙に浮いている——宙というか協議をしている方々については、10月31日まで何とか契約をして、冬の間も含めてありますが、伐採をしていくという考え方でございます。以上であります。

村長（菅野典雄君）　正確な数字ではありませんが、175件ぐらいが手を挙げていながら、まだ未契約ということあります。これもずるずる行きませんので、10月末をもって契約ができなかつた方はそのままということになるということでございます。以上であります。

1番（高野孝一君）　すると、175件に対しては改めて通知をするというようなことで理解してよろしいでしょうか。

村長（菅野典雄君） いや通知ではなくて、当然一件一件皆さん方と相談をさせていただいて、今までのよう相談をさせていただいてということです。何が、未同意か同意なのか、いわゆる声がかかっていなかったというだけならば、それは多分そうではないと思いますが、いろいろと言う方がいるだろうと思います。そういう方は、ずっと引き延ばすわけにはいきませんので、10月末をもってこれを終了することあります。

1番（高野孝一君） 除染は復興の第一歩であり、住民の皆さんが安全で安心して暮らせるような環境、特に子供が村に戻って、外で遊べるような環境を取り戻すことが重要であります。これから除染においても、国と村、いわゆる住民が納得する除染を迅速で適切に行うよう要望して質問を終わります。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

（午後4時36分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月8日

飯 館 村 議 会 議 長 大 古 友 孝

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 佐 藤 長 幸

同 会議録署名議員 飯 田 義 二 郎

平成 26 年 9 月 9 日

○ 平成 26 年第 9 回飯館村議会定例会会議録（第 3 号）

○

平成26年第9回飯館村議会定例会議録（第3号）							
招集年月日	平成26年9月5日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成26年9月9日 午前10時30分					
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	1番 高野孝一	2番 渡邊計		3番 菅野新一			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 菅野久子		書記 糸田文也			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
○ 出席	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘		
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		
	選挙管理委員会 書記長	中井田榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年9月9日(火)・午前10時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問(通告順5~6番)
- 日程第3 陳情第2号審査報告
- 日程第4 陳情第3号審査報告

()

()

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

議会運営委員会が本日議会運営協議のため開催されております。以上であります。

議長（大谷友孝君） ただいま局長より報告がありました議運の委員長からの申し入れでありますと、昨日の渡邊 計氏の一般質問の中で、執行者とのやりとりの中で不穏な発言がございました。これを議事録より削除願いたい旨、渡邊 計氏本人からの申し出があります。これを許し、議長のもとで精査をしたいと思いますが、またそれに関連しての村長答弁もあわせて精査をしたいということでございますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

きのうの一般質問の中においては、議長のもとで精査をさせていただくことに決定をいたしました。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順に順次発言を許します。3番 菅野新一君。

3番（菅野新一君） おはようございます。

平成26年9月の第9回の定例議会に当たり、一般質問を行うものであります。

私たち飯館村が全村避難をして今年の夏も過ぎ、4度目のお盆を避難地で過ごしていました。そして、避難生活も長期になると、村の方々も大変なストレスを、限界を超えてながら暮らしている、不自由な生活を送っているわけであります。長期の避難に伴い、そして諦めつつある、この状況ではないかと思っておる次第であります。

いつとき村に戻ることも思い出すことなく、この避難生活が日常生活なのかと錯覚を覚える今日このごろではないかと思います。しかし、村に戻って除染の風景を見ることにより、現実に変わるものではないでしょうか。

復興・再生を進む村は、問題が山積みしていると感じることと思います。本格除染も今年も工程どおりには進まないよう見受けられますが、そして除染後のいろいろな問題

も出てきているようあります。

それでは、私からは2項目、5点ほどの質問をいたします。

1. 除染についてですが、平成26年の8月末現在での住環境及び農地の除染が完了したと思われる、村全体の除染面積と全戸数のそれぞれの完了割合をお伺いいたします。

1-2 山林除染は里山の恵みである、飯館村の見本である山菜・キノコなどの採取ができるまで将来に向けて除染をしなければと考えますが、村としてその方向で国等に働きかける考えはあるのかを伺います。

1-3 村内の上水道である浄水場または水源地に隣接する山林・沢などの除染は必要ではないかと思われますが、今後の村の対応をお伺いします。

1-4 平成26年、国主導で住環境・その他本格除染をしているが、前回も私が質問をしておりますが、村が半壊以上とみなした建物を解体して出た廃棄物の処理方法、それにかかる費用など、どの方向で進んでいるかを伺うものあります。

2-1 といたしまして、子育て世代に対する支援策についてを質問いたします。

子育て世代、18歳以下の学生、幼児がいる家庭では、子供の健康上、不安から、今後2年、3年ぐらいの年月では村には戻れないと思っている方が多いのではないかと思います。今は戻れないが、将来に向けて、いずれは村に戻ると考えている方々のためにも、もっと長い時間の生活支援並びに家賃などの支援を考えなければならないと思います。村として、村民一人一人に寄り添った支援を伺うものあります。

以上であります。

村長（菅野典雄君） 3番菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染について4点あるわけありますが、いずれも関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の平成26年8月末現在の住環境及び農地の除染の完了割合についてでございます。

19行政区全体の除染面積は、1,927ヘクタールでございます。除染対象の戸数は、同意取得戸数になりますが、1,924戸でございます。

除染面積の内訳は、住宅地などが348ヘクタール、農地が876ヘクタール、森林が637ヘクタールになります。

8月末時点で村全体の除染完了割合は、宅地で13%、農地で15%、森林で27%になっているところであります。

次に、2点目の山林の除染ですが、国が示している森林除染は、宅地・農地周辺の林縁部から20メートル程度が除染範囲となっておりますので、原発事故前のように山の恵みを自給自足するには難しいものと考えているところであります。

村としては、今まで国に対し、少なくとも里山周辺の除染をしっかりと実施するよう、強く要望しているところであります。

3点目の浄水場の除染ですが、村内にある浄水場は4カ所あるわけでありますけれども、まず浄水場の除染は施設がある行政区内の除染エリアに含め、その行政区の除染スケジ

ュールの中で除染をやっていくということになっております。したがって、白石行政区にあります田尻浄水場は現在完了しているところであります。

次に、水源地に隣接する山林・沢の除染ですが、放射性物質は土とは結びつきやすく、水とは結びつきにくい性質があります。したがって、森林や沢の除染を実施することで水源地の水の濁りが心配されますので、取水堰とその周辺のみの除染を考えているところでございます。

次に、4点目の建物解体で発生する廃棄物の処理です。

現在、国と協議をしている最中でありますが、建物解体で発生する廃棄物の種類としては、木材、鉄骨、ビニールが主なものと考えております。燃える木材やビニールは蕨平地区に設置を計画している仮設焼却炉で焼却し、鉄骨についてはリサイクル、または産廃業者による処分などを考えているところであります。

この建物解体事業は、国が事業主体となりますので、焼却処分や処理などにかかる費用は全て国の対応となるところであります。

現在、建物を解体したときに発生する廃材などの保管場所となる仮置き場選定について国と協議をしておりまして、仮置き場が決定すれば国は建物解体の受け付け業務委託を発注する予定になっております。

本格的な建物解体については、今のところ来春になるのではないかと考えているところであります。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは、子育て世代に対する家賃の支援についてお答えさせていただきます。

現在、災害救助法による県の借り上げ住宅、仮設住宅、公的宿舎は避難解除後数年となることが想定されますが、村では少しでも村民に寄り添った支援とするため、1年ごとの延長ではなく、今後の身の振り方を検討できるよう、3年程度の家賃補助を国・県に對して交渉しているところであります。

特に、子供のいる世帯については、避難指示が解除されても、直ちに帰村できる世帯は少ないものと考えられます。したがって、どのような支援ができるか、現段階では不透明な部分がありますが、国・県への要望も含め、検討してまいりたいと考えております。以上であります。

3番（菅野新一君） 1点目の除染の進捗状況ですが、宅地が13%、農地が15%、森林が23%、予定で終了しているとお答えがありますが、この8月、9月に入って冬までにはあと4ヶ月の期間で、予定どおりの、工程どおりの除染ができる状況にありますか。そのことについてお伺いをしたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回お答えした数値につきましては、長泥の帰還困難区域を除いた19行政区の数字を答弁させていただきました。村内、ご存じのとおり、先行の除染の5行政区、あとは今年の春から始まった14行政区という部分も合わせての数字ということになりますが、まず国のはうの計画の先行5行政区については、今年度内に宅地・建物、あと農地、道路、あとその周辺の森林ということについては、全て完了させると

いう計画でございます。これらについては、24年から一部始まっております二枚橋・須萱、白石についてはほぼ完了できるものというふうに見込んでおります。あと3行政区についてであります。今国のはうと進捗の精査をさせていただいているところでございます。あと、残りの14行政区については、国の計画では宅地・建物に隣接する森林、農地の部分を完了をさせるという計画でございます。これも春先の雪解けが遅くなってしまったこととか、あとは梅雨時期の長雨、あとはゲリラ的な雨ということでなかなか進んでいないところもあります。そういうことで、今月の24日に、この辺について環境省、大成、あと村と三者での協議をして、進捗の精査をしながら今後の見通しについて協議するという形になっております。以上でございます。

3番（菅野新一君） 全て30%以内の除染であって、5行政区については道路まで除染をするということになっておりますが、一切まだ道路の除染は手つかずで、今から今年中にできる見通しは立つのでありますか。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしのように、かなり厳しいものかなというふうに私自身思っております。道路については、全て除染エリア、宅地、あと農地のほうが終わった最後に道路ということでありますので、完了するには道路が全て終わってという形になるかと思います。今後の、今現在の進みぐあい、先ほど言った率もあります。あとは、9月に入って作業員の人数もふやしているという部分もありますので、9月24日の中でもいろいろ精査をして、まずは国のはうの計画、今まで目指してもらうようにお願いしてきておりますので、その方向で協議をさせていただければというように思っております。以上であります。

3番（菅野新一君） 質問を変えます。

2番の山林の除染ですが、一番は若者世代が飯館に戻らないという状況は、隣接部の山林とか何かが全然除染をしない、国では、そういう方向であるから戻れないんではないか、心配でないのかというふうに私たちはとっているわけですけれども、やはり村独自としては、山林は昔の飯館村にならなくても、やはり除染はするという方向で国に働きかけてもらわなくては飯館再生はないのではないかと思いますが、いかがでございますか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしいただいたようなことが、やはり村民の方々も感じていられるということも私も十二分に承知をしているところでございます。23年から除染の内容が決まる段階で、森林も里山あたりまでということも村でも思いまして、23年、24年から強く国に要望してきているところでございます。ただ、結果としては、そこまでやるよというような回答が得られていないという状況でございます。環境省の考えとしては、まずは住環境を除染させるということに集中させていきたいということと、あとは国のはうの環境省等がやっている試験では、住環境の宅地に20メートル程度を森林除染すれば影響はないとの結果も得ているということでの今回の環境省の除染エリア等設定になっております。お話ししたいたように、やはり若い方々、家に戻る際に、山から出てくる、または水で汚染されるのではないかとか、山際は線量が高いとかという部分もそれぞれが線量をはかった中でのお話を聞いておりますので、今お話しであった

森林除染、とりあえず里山という部分でまた今後も要望をしてまいりたいと思います。以上であります。

3番（菅野新一君） 森林、山の場合は村の70%以上が広大な面積である。そのために、飯館村の民有地である個人の山の場合は50%、それ以下かと思いますけれども、所有者としては実際今利用価値がゼロに等しい。このためにも、やっぱり村としては何らかの森林再生、有効利用を考えなければならないと思います。

それでは、質問を変えます。

あと、村内の浄水場の除染ですが、現在、村では「水道水には有害な物質は出でていません」と言っておりますが、災害など発生するときは実際想定外なときに発生するんであって、「安全を期してフィルターを水道の蛇口につけます」と言っているんだから、やっぱりそのもとである隣接沢とか山とかは、極力除染をして安全に安全を期すということに考えなくてはならないと思うので、飯館を今後再生するのであれば、やはり一番安全・安心を求められているのではないかと思いますから、その点もお伺いしたいと思います。

○ 除染推進課長（中川喜昭君） やはり水は生きる中でも必要なものと思っております。給水に当たりましても、安全・安心な水道の道理ということでもありますので、今お話しいたい内容の対応はしなければならないというふうに感じております。それで、水道につきましては、ヨウ素で一時的に節水、停止をした経過がございますが、今現在、セシウムについては毎週検査をしておりまして、その結果については全てNDの結果になっているということですので、今後もそのような対応をしてまいりたいと思います。

3番（菅野新一君） 質問を変えます。

○ この解体、除染のありますが、今まで二度ほど要望として一般質問に上げておりますが、本来ならば今本格除染であるがために、廃墟と化した建物とか崩れかけたものとかは同時に除染を並行してやらないと、除染が完了した時期が一向におくれるばかりであります。そのために、今協議中とか検討中なんていう話ではないと思うんです、実際。それが村民は一番不安に思っていると思います。そのことに対してどのようなお考えですか。早急に検討しながら答えを出していただきたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 解体建物については、前の議会のほうでも答弁していますように、村が2分の1以上半壊していれば解体を認めるということで、その解体については国が全て責任を持つということになっております。今協議している内容ですが、先ほどの答弁の中でもお話ししましたが、いわゆる解体をしたものをどこに一時保管させるか、仮置き場が必要ということで、設置は国がしますので、ただ村の場所的なものがありますので、その分を協議しているという内容でございます。なるべく早く仮置き場の選定をしまして事業を進めていきたいと思っております。以上であります。

3番（菅野新一君） この解体した廃材の処分というのは、いつまでも放射能という物質がついて回ると思うんです。それが3年後、5年後においた時点で放射能がなくなるということは考えられないで、いつまでも除染するようになるんではないのかなと私個人としては思うんですが、そして一番心配なのは、今飯館に戻って新しいうちを建てた

いといつても、その壊れかけたうちとかそれが片づかないうちは建てることもできないという心配が一番多いんですよ。そのためにも、早急に対応をお願いしたいと思います。

それでは、質問を変えます。

子育て世代の質問ですが、いいいたてまでいな復興計画には若者の意見が反映されていない。村の復興と再生を将来に向かって考えるのならば、若者、子供が戻れるような村づくりを構想をし、イメージをしながら第5版に具体的に若者の支援はこうするんだという村の姿勢を出していただきたいと思います。そのことについて、村の支援策もろもろをお伺いしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 第5版につきましては、7月からスタートさせていただきまして、村民部会を4つ立ち上げまして、さらに全体の推進委員会をというようなことでスタートさせていただきました。全体、50人のうち半分以上は今回村民の方を入れさせていただきまして、さらに女性の方も多く委員として入れさせていただきましたので、今後とも、アンケートなんかもとりますけれども、今ほどご質問ありましたように、なるべく村民の意見を入れながら、さらに若い方の意見も入れながら、第5版につきましては戻るまで、戻ったらというようなことで、さらに具体的な施策を見えるような形にしてまいりたいというふうに考えております。（「これで私の質問を終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） 6番 伊東 利君。

6番（伊藤 利君） 平成26年第9回飯舘村議会定例会において一般質問をいたします。

あの原発事故から3年半を迎えます。長期にわたるなれない避難生活に身体的にも精神的にも疲労が増幅しているように見受けられます。一日も早い希望の持てる生活を取り戻さなければならぬと思います。それには、復興の1丁目1番地とされる除染、その除染の大幅なおくれにより、ようやくその除染作業も目に見えるようになってきているようですが、まだまだ道半ばのようあります。村が目指す一人一人に寄り添った復興に具体的に取り組まなければならないと思うのであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の1つは、復興計画について質問をいたします。

1つとして、までの復興計画第5版の策定がスタートしたようです。村は、村民部会を設置し、より多くの声を計画に反映させるとあるが、具体的にどういうものをいうのか所見を伺うものであります。

2つ目として、村民の暮らしの支援についてであります。

帰村を望んでいる住民は、生活インフラがどう整備されるかが不安であるとの声が多く出されております。早い時点での方向性を示すことで帰村の選択肢が広がるのではないかと思いますが、所見を伺います。

3番として、農地保全についてですが、除染が終わった農地の保全管理はどのように管理されるのか、また保全に当たっては、用排水路など長期的な管理体制について伺います。

4番として、小水力発電事業の検討についてです。

太陽光発電、バイオマス発電の取り組みについては、実施または検討しておりますが、小水力発電についてであります。村に小水力発電で支援をしたいという方の紹介を受けたことがあるわけでありますけれども、時間がなく対応が不十分でありました。それでも検討するには値するものだと私は判断をし、今後調査・研究すべきと思うが、所見を伺うものであります。

次に、2番の除染についてであります。

1つとして、除染は大幅におくれていると村長の報告にありました。除染の進捗について伺うものであります。

2つとして、村内各地域で除染作業に当たる業者によって作業内容に差があると住民からの声があるが、管理、調査、指導、確認等はどのようにされているのか伺うものであります。

3番目として、河川管理についてであります。

1つは、河川は現在除染対象とされず、現状を見ると川洲に木が多く茂り、これは私見たのは新田川下流のほうでありますけれども、今や川ではなく山林のような状況であるようあります。大雨等による災害が心配されるので、国・県に改善を要望すべきと思いますが、所見を伺います。

以上で質問を終わります。

村長（菅野典雄君） 6番伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

復興計画に4点ありますが、前の2点、お答えさせていただきたいと思います。

第1点目は、村民部会、より多くの声を反映させると、具体的にとこういうご質問であったと思います。

今回、第4版を踏まえて第5版に向けて7月25日に村民の方、議員の中から、有識者及び国・県関係者などから、この復興計画推進委員会をつくらせていただいたところであります。スタートさせていただいたところであります。

今回は、今までと違って4つの部会を設けたと。いわゆるより突っ込んだ話をいかなければなりませんので、教育について、それから暮らしについて、農地保全・営農再開について、そして4つ目は健康・福祉・高齢者、この4つのテーマでそれぞれ戻る人にどのような、戻らない人にどのような施策ができるのかと。あるいは、戻るまで、あるいはその後戻ったらとか、そういう視点でいろいろ皆さん方からご意見をいただきて、できるだけ具体的に盛り込んでいきたい。場合によっては、前にもお話をしましたように、もう事業名をある程度出していってもいいんではないかというふうに思っているところであります。

さらに、この4つだけが全てではないという話もいただきました。いろいろ課題はいっぱいあるわけですが、全てというわけにはいきませんけれども、ほかにいわゆる復興計画のまでい館の中身をどうするかとか、あるいは産業も農業だけではないのかもしれないなという話もありましたから、その辺はできるだけ臨機応変にこの第5版の復興計画に少しでも盛り込んでいければとこのように思っているところであります。

さらに、今できるだけ具体的にと話しましたが、これも一方ではまた当面と長期的とこ

ういう2つの視点からも考えていかなければならぬのではないかとこのように思っていますので、今後そういう観点から精力的に皆さん方の声なり提案を入れていきたいとこのように思っているところであります。

2つ目の村民の暮らしに対する生活インフラでございます。村では、復興計画第5版において、今後のインフラ整備を検討中であります。震災後の村の対応として、いち早く道路及び簡易水道の復旧に努めたところ、あるいは努めているところであります。医療につきましても、帰村後は秀公会によるいいたてクリニック再開も約束を取りつけているところでございます。幾つかの点については、既に、今お話ししましたように対応している、あるいは対応を進めていると、こういうところでございます。

今後、当面の課題となっています交通の便、足の確保、それから日常的な買い物、いわゆる商業施設などの生活インフラなどは、帰村時期を見据えながら、関係機関、議会と協議を進め、復興計画の中でその道筋を示してまいりたいとこのように考えているところであります。

その他の質問、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは、1～3農地の保全管理についてのご質問にお答えいたします。

村内では、帰還困難区域を除く全域で除染作業が進行しております。今後除染が終了した区域から順に宅地、農地の引き渡しが進んでいくことになります。

引き渡しを受けた農地につきましては、所有者の管理に戻ることになり、これを受けて、村でも各農家に対する営農再開に向けた支援を行ってまいります。

農地の保全管理等の支援事業としまして、10アール当たり3万5,000円を限度とした福島県営農再開支援事業があります。この事業では、農地の除草、地力増進作物の作付、土づくり、水路の補修、鳥獣被害防止等に取り組むことができ、村ではモデル除染地区及び除染先行5行政区に対し、本事業の説明を兼ねて補助受け入れ組織の設立をお願いしているところであります。

村としましては、本事業等の有利な補助事業を活用し、農業団体等とも連携しながら、段階的に営農再開に向けた動きをつくり出していくと考えております。

また、おただしの長期的な農地の管理体制につきましては、復興計画の中で農地管理会社的な組織の設立を計画しており、管理者のいない農地、または管理できない農地等の保全、管理を実施していくとの構想をお示ししているところであります。

次に、3-1河川管理についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、村内の河川は、震災以来、全く管理が行われておらず、雑草、灌木が繁茂し、景観上、安全上、非常に大きな問題であると考えております。

ご承知のとおり、新田川の管理者は県でありますので、村といたしましては、これまで再三にわたり河川の管理徹底について県に要望してきたところでありますが、除染が行われていない中で草や木の処分方法がないことから、県も難色を示しており、事態が改善されないまま今日に至っているところであります。

村といたしましては、河川の現状について、豪雨時の増水による災害発生が心配されることから、引き続き、管理者に対し、適切な管理を行うよう、強く要望してまいります。
以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、4点目の小水力発電の検討についてお答えをいたします。

村の復興政策として、自然を利用した再生可能エネルギーの振興は、一つの有効な手段であります。それに土地や資源量など、さまざまな課題があり、整備には十分な検討が必要であると考えているところであります。

しかしながら、さまざまなエネルギー政策を検討することは、復興の可能性を広げるためにも重要であると思っておりますので、小水力発電につきましても、水利権や水資源の問題等が考えられますので、今後さまざまな提案をお聞きしながら、活用が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、2の除染についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の除染の進捗について、お答えいたします。

8月末時点の同意取得の取得率であります。村内全体で96%となり、イグネの契約締結率は80.3%となっております。

また、8月末時点の作業員の人数は、約4,700人が投入されております。

次に、除染工事の進捗率は、平成24年度及び25年度に発注している「その1工事」の二枚橋・須萱、臼石、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の先行5行政区につきましては、住宅地が53%、農地が25%、森林が50%、道路が18%となっております。

平成25年度発注の二枚橋・須萱、臼石の2つの行政区についてはおおむね完了する予定でありますが、大久保・外内、前田・八和木、関根・松塚の3行政区の進捗率が30%程度となっております。

25年度発注の「その2工事」の14行政区につきましては、住宅地が5%、農地が3%、森林が7%、道路がゼロという状況であります。全体としての工程表では、2月の数十年ぶりの大雪や梅雨、集中豪雨などの天候不順等により約1カ月程度おくれているのではないかという状況でございます。

作業の推進を図るために、作業員の増員が不可欠であります。国に作業員の増員を図るよう求めてまいります。また、機械等の活用でも作業の効率化が図れる工種もありますので、あわせて検討するよう求めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の除染作業に当たる業者によって作業内容に差があるについてお答えいたします。

ご存じのとおり、国による除染作業は、国のガイドラインに沿った内容で設計が組まれており、除染作業を遵守するため、環境省は飯館村担当者として13名、管理監督業務を委託している業者は監督員として30名が担っております。この方々によりまして、国のガイドラインに沿った適正かつ効果的な除染工事の進行管理や品質確保に向けた管理監督を行っております。

管理監督業務の内容は、現場での施工管理や出来形管理、完了確認検査などを実施しておりますので、平等性は確保されていると考えております。

しかしながら、村民の方からは差があるのではないかとの声が村に寄せられておりますので、国に対し、業者や行政区によって作業内容等の品質に差が生ずることのないよう、週1回開催しております国と除染業者との工程会議で適正な除染作業をするよう指導を求めているところでございます。

以上でございます。

6番（伊東 利君） 何点か再質問をさせていただきます。

復興計画の村民部会の部分であります。きのうも議論になっておりますが、今度は村民目線で村民の意見が入って身近な検討がされるということで、非常に期待をするものであります。そういう中で、この回答にありますように、当面、長期的と2つの観点から検討されるということです。私1つ伺いたいのは、昨年の第4版にこれは盛り込まれているとありますが、各行政区で行われましたワークショップの取り組み、そのもので各地域にはいろんな問題が発生していると思うんです。そういうものは、この中で4版に入っているものをさらに拡大していくんでしょうかけれども、どのように検討されるのか、伺うものであります。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどご質問ありましたように、第4版で20行政区のワークショップをやらせていただきまして、そしてそれぞれ行政区の課題が出ております。今回、7月25日のスタートのときにも、その意見をまとめたものを配りながら、今回村民部会にも、あと推進委員会のほうにも検討をしていただくようにお願いしたわけでありますけれども、第4版に載っております行政区のワークショップの内容につきましては、本当に行政区の役員が何回かここの2階に出向いていただいて、あとさらには行政区によっては全体会を開いていただきながら検討した内容をさらにまとめたものを第4版に載せております。今回の第5版につきましては、そういった各行政区から出されております課題を完璧に整理したものでは、時間もなかったせいもあって整理はしておりませんので、その辺の課題整理、さらには行政区から出されておりますその課題をもとに、さらに今回全体51名の中、26名につきましては村民が入っておりますので、さらにそれぞれ出された課題を4つの部会に分けさせていただいて、それぞれ今回第5版の中で具体的に戻る人、戻らない人、さらに戻るまで、戻ったらというようなことで、そのキーワードに乗ってそれぞれの課題をもとに第5版の具体的な政策を検討していただければというふうに考えております。

6番（伊東 利君） 検討されるとのことであります。この復興計画の中の目標という部分で中核的に見えるものは、スマートビレッジとか公民館というのは見えますけれども、一番20行政区にみんな、とりあえず19ということで戻るわけですね。そうすると、その地区地区にはやっぱりいろんな悩みが違うはずであります。ですから、その辺も触れていただかないと、帰る目標は深谷にこういうものがありますよ、こういうのがありますよはいいけれども、そのほかの部分が、だから帰つたらば俺たちは、私は関沢、関沢はどうなっていくのと。20人しかいないんだけれども、20人でどういう生活ができるのと

○ いう状況が、集会所の修理とかなんとかというのはこの中にもあるようですけれども、そういう問題が、やっぱり1つの目標みたいなものがあって、それなら部落でのみんなとの共生ができる暮らせるのかなというようなものが、私は目標としてこの中から出てくるものがあればさらによろしいんではないかと思いますが、もう一度。

(○) 村長（菅野典雄君） どういう状況がこれは帰村の状況になるのか、あるいは各行政区がどうなるのか、いろいろ多様になるんだろうなというふうに思っています。したがって、それに対する村としての対応、もうおわかりでしようけれども、全てができるわけではありませんが、できるだけ共通のようなものは共通のものとして、例えば集会所も何か手を加えなければならない、買わなければならないということもあるだろうし、それから場合によってはちょっとやる場合に小さな土地を直したり何だりしなきゃならないという、小さな、何というんですかね、土地を改善するようなことも必要なかもしれません。また、全体としてどういうふうにするんだということになると、これまで飯館村は地区別計画ということで各行政区に10年間に1,000万円を用意して、その中で自分たちで住みよい状況をつくってくれないかという話をしました。多分これどういう形になるかはわかりませんけれども、やっぱり村が全てできるわけではありませんので、村の事業もつくりながら、各行政区でその戻った人たちがこんなことをしたいんだ、私の行政区はこうだというところがある程度それぞれの裁量でできるようない予算というのもやっぱりつくっていかなければならぬのではないかとこのように思っています、そのためには国・県だけの予算では到底賄い切れるわけではありませんし、背中のかゆいところまで届きませんので、何とかそれまでに自前である程度できるようない蓄えもやっていかなければならぬのではないかと、このようないも復興計画の4版から今回5版に向けての課題とこういうふうになるのではないかなと思っております。以上であります。

(○) 6番（伊東 利君） ゼひ、そういう各地域の悩みがみんな違うわけであります。村も村で悩みがって、さらにそれを掘り起こせば地域にあって、だからやっぱりこの地域では住めないんだ、じゃどこかに移住しなきゃなんていいうような判断だって、当然2戸、3戸の世帯、行政ができるわけないでしようから、だから、そういう部分、ちょっとこの中見てみると、各地域の悩みがしっかりあって軽減されているようありますので、そういうのをしっかりと捉えてやっていただきたいと思います。

次に、暮らしの支援というようなことがあります。

クリニックはもう約束されている、交通の便の確保、商業施設インフラ等を関係機関と協議しているということでありますけれども、みんなに聞きますと、帰る一番目標は、営農もありますけれども、帰るのはやっぱり生活なんです。行ったけれども、食う物もないところに帰ってどうして生活するのとこういうことになります。いわゆる商業施設等の整備、この辺について、どのようなことを考えているのかお伺いします。

村長（菅野典雄君） これから皆さん方の意見を聞いてということになりますが、今考えているところでは、例えばもしやっぱり自分で商店なりなんなりやりたいと、こういう方がいるとすれば、そのままできるのか、ちょっと店を改造したり、あるいは何かコンパク

トにするとか何かあるかもしれませんから、そういうものにやはりお手伝いできる制度というものが必要なんだろうなというふうに思っています。ただ、それはあくまでもその店のということではありますけれども、現実に年配の方があちこちに住まれるということになれば、なかなか足がない、あるいは買いに行けないということもありますから、当然宅配事業というものはどんな形になるかわかりませんけれども、かなり強化をしていかなければならぬのではないかとこんなふうにも思っています。あわせて、足回り、医療、商店、その他、福祉あたりをどういうふうに皆さん方の足をつくっていくかというところも必要なのかなという気がします。今なかなか皆さん方が帰らないというか、ちょっとの特別宿泊でもなかなか帰れないというのは、水道が直っていないんだという話であります。直しても、多分冬の間、また凍るんではないかという話がありますから、そんなのも何か応援ができるのかできないのか、予算との絡みもありますけれども、一生懸命そういうものは具体的に考えていくべきだとこのように思っているところであります。

6番（伊東 利君） 先般、農協の組合長が見えられまして、私もちよつと農協の店舗展開はあるのかという確認をさせていただきましたけれども、検討していくというお話をあつたようです。よりどころは、やっぱりそういう組織、商工会、農協、そういうところとの協議を綿密にして、やはり支援するものは支援して、しっかりとやって安心を支えると。帰つていけば、ああ、深谷には、草野にはコンビニがあるんだなど、あとあっちへ行けば食料品、生鮮食品買えるんだなど。私は、コンビニだけでは野菜、果物、魚、肉、こういうものは生活、食品の中でも大切な部分です。宅配も大切ですけれども、やっぱりそういうものがあって、生活ができるという体制を見せることによって、ああできるんだなとなれば、帰る、帰らない、選択肢がきちんとできる、判断するのではないかと思うんですが、もう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおりであります。我々は、村づくりということで、農協、商工会、森林組合、そして我々行政と一体になってやつてきたわけであります。それぞれやはりいろいろな思いはあるけれども、力を合わせてやつていこうということで、この村づくりをやつてきたわけでありますけれども、避難に当たって、それぞれの組織、難しいというのは十分わかりますけれども、今のところ農協さんも、商工会さんも、積極的なところがまだなかなか私たち問いかけはさせていただきながら、出なかつたものですからでありますが、今回のいろいろな課題について、その点を私たちお話をさせていただきましたし、それぞれの組織も考えて貰えていただけるようになるんではないかというふうに思っています。そういう意味からすると、当然今までの我々一緒にやつてきた組織を最大限応援するというのが当然でありますので、そこの中で生活のインフラなりなんなりができればそれが一番いいことだとこのように思っていますので、その辺しっかりと見て、これから両組織などとお話をしたいふうに思っています。

6番（伊東 利君） 次に、農地保全について伺います。

ここに農地保全事業として1人当たり3万5,000円を限度とした福島県営農再開事業によって取り組むというようなこともあるわけでありますけれども、この土地の集約、管

理については、私はある程度大きな農家がいて中核農家ができればいいのかなと、安易な考えではあるかもわかりませんが、あります。ただ、それは草をまいたりするのにはいいんだと思いますが、やはり水田として将来を管理するためには、今まで農業を維持する、水田を維持するためには、一番大変なのは水路だの、排水だの、管理なんだ。これもだんだん今までと高齢化になってきて管理ができなくて、耕作放棄地になっていったりしていたと思うんです。この辺の管理、土地改良も含めてだと思うんですが、そういうものをどのように考えているのかと、これから考えていくのかということをまずお尋ねをしたいと思います。

○ 村長（菅野典雄君） 多分伊東議員ご存じだと思うんですが、何年か前、土地改良区からの事業で、できるだけ皆さん方にも少し出ていただきながら、そんなにお金を出さないで水路なんかをやっていこうとこういう事業があって、かなり1年半から2年ぐらいかけてあちこち直させていただいたという事業があったと思います。多分、これからどういう事業が出てくるかわかりませんし、また我々要望はしていかなければなりませんけれども、今おっしゃったように、全てとは言いませんけれども、あちこちの水路とか、そういうものは整備をしていかないと、なかなかこれから管理は難しくなっていくんではないか、特にこの3年、4年、5年、全く田んぼをつくっていない、畑をつくっていないこういうことでありますので、そういう意味でそこら辺が村のこれから大きな事業になるのではないかという漠然とした思いは村として持っています。ですから、今はこうしてご指摘といいますかご質問いただいたわけでありますから、その辺ができるような段取りを少しずつしていかなきやならないなということあります。したがって、土地改良区などともその辺お話をしながら、あのとき多分土地改良区の名前を使わせていただいたという記憶はあるんですが、それで議員の皆さん方にもご理解をいただいたというところがあると思います。そんなことも事業としてないと困りますので、ぜひあるんだろうと思いますから、少し今から準備を徐々にていきたいとこのように思っているところであります。以上であります。

○ 6番（伊東 利君） 確かに今私いつも疑問としているのはそこなんです。土地は集約できたが管理ができなくて、最終的には管理ができなくなっていくと。今まででは共同作業というやつがありましたから、そういうことで何とかこなしていた部分があるんですけども、絶対数が少なくなりますから、私はそういう部分で手のかからない方式をとるべきだということであります。

あと、農地の管理会社という組織の計画というのがあるんですが、この管理会社については、どういう形態の管理会社なのか、お願ひします。

○ 村長（菅野典雄君） 今ご心配いただきましたように、なかなか皆さん方が田んぼなりなんなりができないと。それをまず補うためには集落でかわりにやってあげるという方がいていただくのが一番だろうと思いますが、それもやっぱりなかなか難しいという場合に、少なくとも見える一等の農地などは荒らしておくわけにもいかないと。そのときにそこを管理できるような組織ということあります。まだちょっと具体的にはなっていない、今回はその辺まで突っ込まなきやなんないのかなというふうに思っていますが、あ

る程度きちんとした保障された中で機械が与えられて多くの人たちの管理を引き受けていくと、こういう方がいればいいなと。いなければ、またこれはいろいろな業者さんか何かにお願いするというのも一つの手なのかもしれないし、いずれにしても、全てというわけにはいきませんけれども、こことここはやっぱり耕すって何か草でも花でも植えておかなきやなんないと。こういうところは今のような管理会社で、それなりにその人たちにある程度のお金、あるいはある程度の給料をきちんともう与えた中でしっかりとやってもらう、そういうものは必要なんだろうとこのように思っています。なかなか難しいところなので、避難した鹿沼市にその組織があるということありますので、場合によっては皆さん方とまた、日帰りもできますので、見に行きたいなとこのように思っているところであります。以上であります。

6番（伊東 利君） 管理会社に関する今のお話はわかりました。実は、JAでアグリサービスというような受託組合みたいな会社をつくって、下のほうでは大繁盛なんです。これは下のほうでも結果的に、災害以前からのものですけれども、やはり高齢化して農地を管理できないということで、農協が受けた人を雇ってやっている。我々のところはこれはちょっと違う条件もありますけれども、こういう実例があって、農協はこういう事業に手を出すわけですから、そういう部分も一考ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 農協がそういうふうに積極的に飯館村もやってくれるというのであれば、もう頼ったりかなったりありますから、まずはアグリ何とかというところをもうちょっと勉強させていただきたいというふうに思っています。

6番（伊東 利君） 次に、水力発電であります。

水力発電については、先ほど課長からの答弁でさまざまな今回検討していくというお話をされました。実は、この話の中身には、当初、NPOではございませんけれども、この前土湯で温泉町復興再生協議会の会長をやっていた、福祉法人の会長が来まして、ぜひ飯館に小水力発電をつくるから、その収益を飯館村の復興に還元したいんだという、これは事業そのものがそういう事業だったんです。時間がなくて水利権の問題何だのいろいろ調査もなかなか進められなくて、これは話は終わりました。何回も話しているうちに、やはり今自然エネルギー、クリーンエネルギー、水は水がある限りは太陽が出なくとも、風が来なくても、できる。今かなり魅力的になっている発電機が製造追いつかないんだというような話もあって、これでは我々の水量も水利権のことも全然調査していないものですから、復興を含めて、今後村の事業の中で、電気を利用して何をするとか、収益を何かする。これは協議、これから検討の部分だと思いますが、十分検討していただきたいということで、再度お願いをするわけです。

副村長（門馬伸市君） 今話された方から具体的にどういうものなのか説明を聞かせていただいて、そんなに水量がなくても対応できるような話もちょっと聞いたので、日程調整してお話を聞かせていただいて、取り組めるものなのかどうか検討させていただきたいと思います。

6番（伊東 利君） 次に、移ります。

除染の進捗については、先ほど来から随分伺っております。1つは、25年度発注した14行政区についてであります。かなり進捗率が低い状況であります。国に作業員の増員を図るように求めているということであります、人だけで、機械だけで、この進捗が進んで、期間まで間に合うのかだけお聞かせください。

除染推進課長（中川喜昭君）　おただしのとおり、なかなか進捗が進んでいないという状況の中で、国の担当と話す中でも、しかばば何が一番方策的なものがあるんだというところになりますと、やはりまずは人を入れるしかないというのがすぐ国から返ってくる回答でございます。それで、8月末現在、4,700人というふうにお話ししておりましたが、きのう、今現在村に入っている作業員の部分がありまして、9月3日現在で5,300人になっていると。そのような形で、まずは国としてもやっぱり人を入れて今後精査していくといった考え方でございます。今そのような形で頑張っているということですので、今後改めて協議をさせていただくという計画であります。

○ 6番（伊東利君）　除染については、あとはもう一つは期間にだけとらわれていくんではなくて、やっぱりしっかりと安全・安心をとれるような除染を求めるものなんです。

次に、業者によっての差というんですか、私も見ていて、なるほど言うのも当たり前だなと思ったこともあります。実は、見回り隊の方々、情報をよこすんですよね。あそこ見てみると、向かいとこっちと全然違うようだというお話があつての質問でもあります、私も確認はしてきました。全くスムーズに進んでいる業者としっかりとやって進まない業者とあるんです。ですから、これは作業内容も違うんだか何だかわかりませんけれども、その辺の私は監督とか管理とか、ここに書かれていますけれども、きっちりとしてしっかりと除染をしていただきたいというのがこの中の質問であります。

○ 6番（伊東利君）　おただしのとおりでありまして、やはり差があるという情報も役場へ直接電話をいただいたりとかあります。すぐさま現場に行ったり、あとは環境省職員と同行して状況を確認する、あと現場作業員よりは上の班長とか、その方々を呼んでの話もさせていただいているところでございます。何しろ今除染を進める中でいろんな部分で苦情等がある中で、何とかそれをクリアしながら前に進むように取り組んでいきたいと思います。

6番（伊東利君）　最後の質問なんですが、河川管理についてでありまして、先ほど答弁をいただきました。全く今川ではございません。小川でございます。周りは山です。そういう状況では、今突発的な降雨なりなんなりで各地域でかなりの災害が出ていて、あのような状況でありますから、だから河川といえども、やっぱり水が一旦とどまれば大変なことになるんじゃないかなと。その流域には仮々置き場が隣接しているというような状況にもなってくるような状況ですから、やっぱり切ったものの処分、本当に困るというのもわかりますけれども、これは村の問題ではないので、上にしっかりと早期に対策がとれるような要望をお願いして、質問を終わります。

議長（大谷友孝君）　これで一般質問を終わります。

◎日程第3、陳情第2号審査報告

議長（大谷友孝君）　日程第3、陳情第2号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を

求める陳情を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） ただいま議題になりました陳情第2号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める陳情について、9月5日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正「障害者基本法」では、「全ての障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。

よって手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが手話を見につけ、手話で学べて、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することの意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第4、陳情第3号審査報告

議長（大谷友孝君）　日程第4、陳情第3号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（松下義喜君）　ただいま議題となりました陳情第3号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情について、9月5日に委員会を開き、慎重に審議をしました。その審査の結果について報告します。

本陳情の趣旨は、東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は今までと違ったさまざまな教育課題を抱えており、双葉郡内ではいまだに再開できない小中学校が6校あり、臨時に再開している飯館村を初め、南相馬市・双葉郡内、さらには川俣町山木屋地区などの被災地の小中学校では、プレハブの仮設校舎や民間会社の建物を利用したり、他の学校の空き教室を利用したりして教育活動が行われています。

これらの学校の多くでは、実験・実習設備や運動施設がなかったり、教育設備及び教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われています。

また、現在多くの子供たちが県内外での避難生活を余儀なくされており、いまだにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子供が多くいます。特に仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子供たちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでおり、スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子供も多くいます。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3カ年分の経費が措置されています。この特例交付金によって、被災した子供たちには学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費の補助を含む）の補助が行われ、高校生に対しては奨学金の給付として行われてきました。福島県だけでなく、宮城県、岩手県など、広範囲の被災地では、この特例交付金による就学支援が極めて重要であり、平成27年度以降も継続した就学支援が必要あります。

以上のことから、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うよう求める意見書を政府関係機関などに提出を求める願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（大谷友孝君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）　討論なしと認めます。

これから陳情第3号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の

継続を求める陳情を採決します。

陳情第3号に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後0時00分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月9日

飯 館 村 議 会 議 長 大 介 友 孝

同 会議録署名議員 高 比 孝 一

同 会議録署名議員 渡 邊 計

○ 同 会議録署名議員 倉 穎 新 一

平成 26 年 9 月 18 日

平成 26 年第 9 回飯館村議会定例会会議録（第 4 号）



平成26年第9回飯館村議会定例会議録（第4号）							
招集年月日	平成26年9月5日（金曜日）						
招集場所	飯館村役場飯野出張所						
開閉会の日時及び宣告	開議	平成26年9月18日 午前10時00分					
閉会	平成26年9月18日 午前11時44分						
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○	
	3	菅野新一	○	4	北原経	○	
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○	
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○	
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○	
署名議員	4番 北原 経	5番 松下 義喜		6番 伊東 利			
職務出席者	事務局長 齊藤修一	書記 菅野久子		書記 齊藤博史			
	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
	村 長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○	
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川亨	○	
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○	
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	○	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○	
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会长	菅野宗夫	○	
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		
	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成26年9月18日(木)・午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 5号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)
- 日程第 3 発議第 6号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書(案)
- 日程第 4 議案第41号 平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第42号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第43号 平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第44号 平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第45号 平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第46号 平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第38号 平成26年度飯館村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第39号 平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第40号 平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第47号 飯館村飲料水安全確保対策基金条例
- 日程第14 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第15 村長の追加提案理由の説明
- 日程第16 議案第48号 平成26年度飯館村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第49号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて
- 日程第18 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第19 閉会中の継続審査の件
- 日程第20 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議員派遣の件

会議の経過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本日、議会運営委員会が本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の委員会の活動状況ですが、議会広報編集特別委員会が9月9日に広報編集のため開かれております。

次に、発議第5号「「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）」が、提出者、産業厚生常任委員長北原 経議員から、発議第6号「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）」が、提出者、総務文教常任委員長松下義喜議員から、それぞれ提出されております。

次に、会期中の議長公務及び議員の派遣状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上です。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、発議第5号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第2、発議第5号「「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（北原 経君） 発議第5号「「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）」を朗読をもって説明にかえます。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別された長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明

記されている。

障害者権利条約の批准に向けて政府は、国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法では「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話を言語として普及、研究することのできる環境づくりに向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって本議会は、下記事項を講ずるよう強く求める。

記

手話を音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月18日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号「「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号「「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発議第6号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第3、発議第6号「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○ 総務文教常任委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

○ 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による
就学支援事業の継続を求める意見書（案）

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えており、本県の双葉郡内では、未だに再開できない小中学校が6校ある。また、臨時に再開している学校の多くでも、実験・実習設備がなかつたり、運動施設がなかつたりと、教育設備および教育環境が十分に整っていない中の教育活動が行われている。

今以て、多くの子どもたちが県内外で避難生活を送り、未だにふるさとに帰還することもできず、今後も経済的な支援を必要とする子どもが多く、特に仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでおり、スクールバスでの遠距離通学、或いは保護者の送迎により通学している子どもも多数いる。

被災以降、福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により、被災した多くの子どもへ就学支援事業がなされて、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助や高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきた。

このような状況の下、就学支援は極めて重要であり、引き続き平成27年度以降も特例交付金制度による、就学支援事業の継続が必要である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○ 平成26年9月18日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 大谷友孝

内閣総理大臣

文部科学大臣

復興大臣

総務大臣

財務大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第41号 平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第5、議案第42号 平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6、議案第43号 平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7、議案第44号 平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8、議案第45号 平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9、議案第46号 平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（大谷友孝君） 決算審査特別委員会に付託しておきました日程第4、議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第5、議案第42号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第6、議案第43号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、議案第44号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、議案第45号「平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、議案第46号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（北原 経君） ただいま議題となりました議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」並びにその他特別会計5議案を審査のため、9月10日から12日の3日間にわたり、7人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私、副委員長に菅野新一委員を選出し、慎重に審議をいたしました。その審査の経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過ですが、9月10日は、各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月11日及び12日は、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明書類、さらには監査委員の決算審査意見書をもとに、村長等に対する活発な総括質疑が行われました。

質疑においては、各会計における收支並びに執行の基本姿勢と成果について、事業の効

果及び数値などの確認をし、また今後の方針をただしました。特に質疑の多かったものは、除染に係る問題、また帰村対策に関する事項、放射能被曝と村民の健康問題についてのほか、見守り隊の隊員の勤務管理状況などの質疑が多く出されたところであります。

以上のほかにも、多くの事業に係る意見、要望、指摘がなされました。しかしながら、避難生活が続く中では、25年度の事業実績が26年度に生かされる事業はごく限られた事業となっており、実績の主なものとしては、平成24年度からの繰越事業や引き続き原発事故による村民の避難中のきずなづくりや安全・安心と健康を守るために事業を初め、各種保健福祉事業に力を入れながら、早期帰村と村の復旧・復興に向けた事業の取り組みなどがありました。引き続き、村民の福祉向上のためのソフト及びハード事業等に力を注いでいただきたいものと思います。

以上、多くの質疑を踏まえた結果、議案第41号「平成25年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第42号「平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第43号「平成25年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第44号「平成25年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第45号「平成25年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第46号「平成25年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、全村民避難が続く中で、各種事業においておおむね目的に沿って執行されており、子供たちの教育環境対策を初め、村民のきずな継続や福祉向上、安心・安全策の健康管理など多くの事業に力を注ぐ姿勢を評価し、適切であると認め、各会計とも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第41号から議案第46号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第41号「平成25年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で発言をいたします。

決算審議は、単に会計書類上のミスがなければよいとするのではなく、1年間の財政支出の傾向をつかむと同時に、村民のためにどのような施策が実行されたのか、主な施策の成果を検討する場であります。

不用額、収入未済額、不納欠損額といえば、なぜ補正予算で不用額を調整しなかったのか、なぜ収入未済となったのか。私は今後に生かすため、村民の立場から見て、施策にどんな意味があり、どんな問題点があるのかを明らかにし、その総括を来年の予算にと考え、33項目について審議しました。国・県からの回答も執行するために出した文書も、責任を持って村民のためになっていたのか、回答をもらえば、文書を出せばと流されていたのでは、正しく村民のあした前が見える生活には結びつけられません。

「いっときバス」は費用対効果無視、議員三役の報酬値上げ、飯野住宅の契約問題、何

よりも復興のスタートとなる除染事業が大きくおくれ、途中見直しも十分に村民に周知されない中で、ますます放射性物質は取り除けるのか、そして飛散しないような隔離ができるのか、多くの村民が不安、不満を持っているのであります。

人災の原発事故が起こされて1年、2年は村民も行政も大変な状況にあり、職員、関係者の方々はみずからも被害者であるのに、公務員、団体職員として献身的に働いてきましたし、3年目を迎えては自立した執行が求められ、村民も自立しようと懸命に歩んでいます。村民を信頼し、民主的行政運営をすることで村民一人一人に寄り添った村民の英知をまとめる村づくりを強く求めるものであります。

村民との語り合いにより、村民の求めるものを理解し、そのことを基本として村は施策、予算形成し、実行してこそ村民との協働の復興であり、村民一人一人に寄り添った村政村づくりであります。

以上、発言といたします。

議長（大谷友孝君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）これで討論を終わります。

これから、議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君）起立8人。起立多数です。よって、議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第42号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第42号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第43号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君）異議なしと認めます。

よって、議案第43号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て」は、認定することに決定しました。

これから、議案第44号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第45号「平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号「平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第46号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

○日程第10、議案第38号 平成26年度飯館村一般会計補正予算（第6号）

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第38号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。補正予算です。

7番（佐藤八郎君） 17ページにおける測量人夫ということで104万4,000円ほどありますけれども、これは地質調査が村で測量は県と説明を受けていたんですけども、どこをどのような測量をする人夫なのか。今度は深谷地区と聞きました。

21ページのクリアセンター遮水シート修繕工事、これで全部完了だということなのでありますけれども、遮水シート完了ということは、汚染物量もこれ以上は入れないのか、汚染物量は幾らで、さらにはその置いた中での周囲や内部というか、その地点の中の放射線量は計測しておられるのか、していれば幾らなのか。

25ページにおける企業立地支援ですけれども、これは建物なのか機械なのか、さらには雇用者数は何人でありますか。あと、飯館分署は建てかえありますけれども、現状と比

べて規模はどのぐらい、場所、さらには要員数は幾らというふうに。

その下の地域防災サイレン修繕、これ修繕というのはどのような工事をされるのか。「いいたてつ子未来基金」、当初500万円で今回500万円ということで、これまでの基金の使い道と、これからどういうところに意を用いてこの基金を活用されるのか、伺うものであります。

総務課長(中井田 榮君) まず、17ページの真ん中の測量人夫でありますけれども、104万4,000円であります。これは単費で第4版の中に入っております村内拠点の部分でありまして、先ほど測量等々、県でもやられる。今後は村内拠点で出てくる測量人夫を、これから3月までありますので、計画として20パーティーほど、1パーティー5万2,200円でありますけれども、今後予想される測量人夫というようなことで20パーティー104万4,000円をとらせていただきたいというのがまず1点目でございます。

あと、25ページの真ん中の飯館分署でありますけれども、ご承知のとおり、14年につくった過疎計画によりますと770平米の計画を立てておりました。その後、震災があって消防分署の建てかえをというようなことで、規模でありますけれども、当初もご説明しましたけれども、会議室を除いた大体500平米程度のものをというようなことで、基本設計を892万1,000円で業務として進めたいと。場所につきましては、あそこの公民館の一帯の敷地の中に今後を配置をというようなことで、広域消防はもちろんでありますけれども、地元消防団、さらには議会とも相談をしてしまして、今後、場所については決めていきたいと考えております。

あとは、もう1点のその下の補正額141万5,000円の増額補正、サイレンでありますけれども、実は小宮と比曽のサイレンのモーターの調子が悪いというようなことで、モーターの取りかえということで乾電池仕様のモーター修繕ということで141万5,000円の増額補正でございます。

住民課長(藤井一彦君) 21ページの衛生費、清掃費のじんかい処理費の工事請負費でございますが、今回クリアセンターの遮水シート等を修繕工事させていただくということであります。

今後でございますけれども、今ここには、まだ村内で収集しております燃えないごみを入れているということなんですが、ごみの量は非常に震災前に比べてすごく少なくなっている現状でございます。今後も燃えないごみについてはこちらに入れていきたいと考えているところであります。

また、放射線量のごみの測定でございますけれども、燃えないごみについては現在のところはかっていない状況でございます。

以上です。

生活支援対策課長(細川 亨君) 25ページの一番上、企業立地支援事業補助金の質問は建物か機械かという部分でございますが、これは斎藤製作所の部分でございまして、平成27年度に機械設備を導入するわけだったんですが、この部分のを前倒ししてやるということで今回予算計上になっております。

従業員の数でございますが、従業員は5人増で今現在14人、飯館へは7人就業予定でご

ざいます。

以上であります。

教育課長（村山宏行君） 同じく25ページ、「いいたてっ子未来基金」でございますが、現在村に入っておりますのが9月9日現在で1,042万8,000円ということになってございます。昨年からの引き継ぎ1億660万円ほどございますので、これを合わせて今後子供たちのためにということで使っていくことになるかと思います。人につきましては、議会ともご相談しながら今後決めていくということになるかと思います。

以上です。（「今まで使ってきた、主なもの何に使ったか。今まで何に使ってきたか」の声あり）

これまでの使途でございますと、子供たちを沖縄に派遣しております「までいの旅」、それからドイツあるいはイタリア等へ派遣してきたということでございますので、そういった「未来への翼事業」、そういったことに使っております。今後も、そういった子供たちの将来につながるような施策、そちらに使用してまいりたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、深谷の拠点の今後必要となるだろう測量に準備をすることでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 今後の測量が出てきたときにというようなことで今回補正をとらせていただきました。

7番（佐藤八郎君） 根拠のない準備をなぜ今、そういうことが出た中で補正というのは、何か普通そういうことはないんではないの、あるのかな。

総務課長（中井田 榮君） 今後、あそこに工区としましてはメガソーラー、さらには県道沿いに県の道の駅、さらにはコンビニ、あと「までい館」という予定で現在進めておりますので、今後はさらに細かな測量の調査が出た場合にということで、今回104万4,000円の補正をとらせていただいたところでございます。

7番（佐藤八郎君） 川から向こうの考え方はどうなっているんでしょうか。高校側というか。

総務課長（中井田 榮君） 第4版に載せてありますように、今後は農業研究施設というようなことで第4版でもご説明しましたけれども、汚された土地を逆転の発想でということで、そこで土壤改良なり、そういった農業関係に関する研究施設をつくられればということで第4版には載せてございますし、今後第5版の中でさらに具体的に示していくべきと考えております。

7番（佐藤八郎君） クリアセンターの遮水シートが終わつたので新たに燃えないごみを今後は入れていくと言ったのかな。それで、そこにいく過程での放射線量ははかっていいないんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 今、不燃ごみにつきましては、資源化できるものとそうでないものと手で分けておりまして、98%ぐらいはほとんど資源化できるものということで、本当にできないものについて埋め立てをしているということで、本当にごみの量は非常にわずかでございます。それから、家の中から出てくるものがほとんどだと思っておりますので、非常に放射線量も低いのではないかと思っておりまして、現在のところ、不燃ごみについては放射線量の検査はしていないということでございます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） ほとんどのわずかなごみという部分でいえば、入れる地点は幾らになっているんですか、放射線量は。

住民課長（藤井一彦君） 済みません、確認させてください。

7番（佐藤八郎君） 斎藤製作所なんですかけれども、これはそうすると、建物、機械、前倒しなので、今後は立地支援の補助は必要なくなる、増設する場合もあるという話もありましたので、土地問題のときに。それ以外は今のところはないということで、14の方は主にどこから通勤されているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 企業立地支援事業補助金、本来、斎藤製作所は25年、26年、27年の3カ年事業でございましたが、27年度の分を前倒しということになりました、機械が26年度に前倒しになるという部分でございます。

あと、14の方々については、皆さん福島市に在住しております、そのうち7人が飯館に通勤という形になっていきます。

以上でございます。（「飯館に通勤」の声あり）完成すれば7人が就業ということです。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、福島市に14人がいて、白石の地区が完成すれば、そこに半分の7人が通勤するという形。飯館出身の方はおられるんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） この7人のうちですが、飯館出身の方は2名でございます。

7番（佐藤八郎君） 地域防災は、そうしますと単純に修繕じゃなくてモーターをまるっきり取りかえるということの予算だということですか。

総務課長（中井田 榮君） モーターの調子が悪いので、小宮と比曽のモーターを取りかえる修繕でございます。

7番（佐藤八郎君） 飯館分署の、今までのそこに常駐する要員数とこれからのは変わりないんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 変わりないものと考えております。

7番（佐藤八郎君） 未来基金については、沖縄、ドイツ、イタリア、これは限られた人数かと思うんですけれども、今年度も実施されたんですね。来年度に向けて、また限られた中の事業となるなんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 今年度の事業ですね、議員もご承知のようになかなか参加者が少なかったということがございます。ただ、将来を担う子供たちということがございますので、なるべく多くの方に参加いただきたい、そういう思いで声をかけておりますし、今後も声かけをしていきたいと考えております。

7番（佐藤八郎君） 教育長に伺いますけれども、今までのドイツ、イタリア、これは相手側からの誘致というかお誘いというか案内というか、そういう流れなのかどうかわかりませんけれども、「いいたてっ子未来基金」そのものの趣旨からすれば、もっと違う使い方もあるのかなと思うんですけれども、教育長はどういうふうに考えておられますか。

教育長（八巻義徳君） お答えします。

今、ご指摘いただいたように、いかに私どもがお預かりしている子供たちの学びなり、それから成長なりに有効に使っていくかと、非常に大切なお金だと思っております。いず

れにしろ、そうした事業というのは、子供たちに対して私ども教育委員会でいろいろ議論し、そして今子供たちに4つの力をつけさせたいのですというお話を今して、それぞれの幼、小、中に提示しているところであります。それは1つには、学びに向かう力、もう一つには、みずからを律して自立していく力、それから3つ目として、いろいろな人とかかわっていく共生していく力、それからふるさとを愛する力を4つ目として置いております。

こうした総合的な力が子供たちが未来を担っていくときに必要と思われますので、そうした力をつけるための企画を我々は考えていくと。そして、先ほど私どもの課長が申し上げたように、できるだけ広く、そしてできるだけ有効に使っていくということを今考えているところでございます。

以上でございます。

○ 7番（佐藤八郎君） 子供に身につく4つの力を言われましたけれども、今回の教育委員の1人はあるようですけれども、もう1人の定員はどう進行されているんでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 以前の議会で定数5を認めていただきました。今、現3人でありますので、今回お1人ということで、まだ1人枠がございますので、そのうちに上げさせていただければと思っております。

以上です。（「住民課長まだ出ないのか」の声あり）

副村長（門馬伸市君） 多分、測定していないと思いますので、直ちに測定させます。します。

議長（大谷友孝君） そのほかございませんか。

○ 5番（松下義喜君） 21ページの避難生活支援費の18番の備品購入費なんですか、「いやしの宿」の消火器とか誘導灯とご説明ありましたんですが、3年以上も利用している中で、消火器とか誘導灯が設置されて備品購入するというようなご説明であったんですけれども、延べ6万人も利用している中で初步的な備品ではないかと私は思うんですけれども、そこら辺ちょっとご説明願いたいと思います。

○ 生活支援対策課長（細川亨君） ただいまの松下議員からの質問は、21ページの「いやしの宿」の修繕料、そして同じく21ページの備品購入費ということでございます。

まず、今回この修繕料、備品購入費を上げるに当たりまして、7月3日に飯坂消防署の立ち入り検査を実施しております。年に2回の消防設備点検を4月10日、あと7月5日に避難訓練及び消化訓練を実施しております。

その中で、誘導灯設備修繕ですが、これは確認したところ17年目ということで、停電時に正常稼働しない可能性があるということでありまして、ちょっと今回修繕しておこうかということになりました、今回の補正に上げさせていただきました。また、火災報知機の設備修繕ということで、これも17年目も迎えます。これは受信盤の空調制御盤のエラー表示がずっとつき放しという状況でございまして、これもこの機会に直さなくてはいけないなということで計上させていただきました。あと、源泉ポンプの修繕ということで、ちょっと正常な音と違う音が発生しておるものですから、こちらもあわせて修繕ということで、3点を修繕料として今回上げさせていただいております。

なお、21ページの同じ備品購入費でございますが、消火器の取りかえということで15本ほど上げておいたんですが、これも年数を確認したところ20年目になっているということで

で、これもちょっと期限的に異常だなということで、今回予算に計上させていただきました。

最後に、消火栓用ホース取りかえということで、これも17年目を迎えていたということで、ホース劣化に伴いまして14本の交換が必要だということで、今になってしまったんですが、かなり緊急性を要するために、今のうちに直さなくてはいけないだろうということで今回計上させていただきました。遅くなつたことについては、本当に非常に申しわけございませんでした。

以上であります。

5番（松下義喜君） 「いやしの宿」は経費的に今までかなりかかっていると思いますが、また3年よりも利用した中で、こういうような消火器、誘導灯等々ある中で、であるならば、企業が解体も予想された中での借り受けの中で、耐震等のものにしてあるのかどうか。

また、今後「いやしの宿」をどのくらいの時期等々に利用されるのか。お聞きかせください。

生活支援対策課長（細川 亨君） 耐震構造でございますが、こちらはちょっと今手元に資料ないものですから、再度調べて、後ほどご報告したいと思います。

利用時期については、こちらは今、村民がまだ避難して安らぎ、憩いの場として使用しているものですから、避難期間中は利用できるように何とか修繕しながら頑張っていきたいなと思っております。

以上であります。

5番（松下義喜君） では、そういう中で仮に17年という古い建物であって6万人以上も利用している中で、事故のないように早急にやっぱり調査をして、完全なる施設利用をしていただきたいものだと思います。終わります。

議長（大谷友孝君） 答弁要らないのか。（「あるんだったら」の声あり）

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいま、松下議員からおただしのとおり、しっかり耐震調査しまして、皆さんに安全で安心な利用を図れるような「いやしの宿」運営に向けて頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） そのほか。

1番（高野孝一君） 17ページ、13番委託料について。総合行政システム改善業務ということで説明の中ではマイナンバー制度の導入ですよというようなことでしたが、これはいつから制度の導入を目指しているのか、まずもってお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） この制度は国で進めているものであります、27年10月にスタートというようなことで現在は進めているところでございます。

1番（高野孝一君） 前も私、質問した経緯もあるんですが、この制度の導入によって村として何ができるのか、改めてお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 説明の中でもしておりますけれども、まず具体的に社会保障、さらには税、あと災害対応の分野に12桁のマイナンバーがそれぞれ交付されるわけでありますけれども、実際交付することによって、正確に効率的にいろいろな仕事が進むと。

具体的には、ことしでありますけれども、住基にかかる児童福祉システム、さらには

国民健康保険システム、あと後期高齢者医療システム、あと介護保険、国民年金といった形のものが今年度改修されるといった内容でございます。

1番（高野孝一君） ある資料によれば、この制度によって個人情報の侵害が起きているということも考えられますが、この辺については国からの説明はなかったんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 国で進めている事業でありますから、先ほど申しましたように、マイナンバー制につきましては、それぞれ個人を特定するに当たって12桁の番号を交付しながら、情報を正確にかつ効率的に進めるといったのが目的だと考えております。

1番（高野孝一君） 次の質疑に入ります。

25ページ、13番の委託料892万1,000円で飯館分署建替基本工設計業務ですけれども、ただいま佐藤八郎議員からおただしもありましたが、平成14年に納入していただいた前の成果品ありますけれども、あれはどのように活用するような方向なのか、お伺いします。

○ 総務課長（中井田 榮君） 平成14年に過疎計画の中に平時のとおりいけば26年度に、ことし建築をという形だったわけでありますけれども、その当時、過疎計画の中には770平米の建物をということで2億円の事業費として上がっているわけでございます。

今後でありますけれども、先ほど申しましたように、現在耐震をやりながら、あと27年度の総務省の3分の2の補助金をというようなことで現在要望調査も国に出しているわけでありますけれども、今後は770平米をもとに、先ほど申しましたように広域消防の飯館分署、さらには地元の消防団、あと議会も含めまして検討して、場所、あと内容等について検討していきたいと考えております。

1番（高野孝一君） 先ほど、会議室を除いたというような理由がありましたが、その対策といふか考えはどのように。

○ 総務課長（中井田 榮君） 今回、公民館の建てかえというようなことで、近くに公民館も新しく建てかえができますので、今回つくる広域消防の分署につきましては、会議室を除いて検討していきたいと。

さらに、現在の建物につきましては199平米、約200平米でありますけれども、その200平米をもとに補助金が交付されるというようなこともありますて、余りにも大きなものを作れば手出し分が多くなるというようなことがありますので、その辺770平米から会議室を除いた500平米程度を基本に今後はそれぞれの各関係機関で検討しながら進めていければと考えております。

1番（高野孝一君） 今後どのような方法で委託するのか、お伺いします。

○ 総務課長（中井田 榮君） 今回、補正に上がっておりるのは基本設計業務というようなことで、村でやっておりますのは指名競争入札でやっておりますので、そういうような形で設計業務を進めて、来年度の当初予算に補助金の申請と、さらには実施設計を当初予算に上げていければと考えております。

1番（高野孝一君） 892万1,000円の委託料の金額であれば、指名競争入札となれば何社予定されているんですか。

副村長（門馬伸市君） 入札関係ですので、私から。

金額800万円ですので、最低3社になります。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

4番（北原 経君） 17ページの工事請負、15番の診療所の解体工事なんですけれども、これはいつごろからどんなような工程でするんですか。

総務課長（中井田 榮君） 今議会で可決承認いただきましたらば、速やかに進めたいと思っております。

4番（北原 経君） それと、入札方法はどのような方法で行うんですか。

総務課長（中井田 榮君） 村の工事は指名競争入札でやっておりますので、この解体工事も同じく進めていきたいと考えております。

4番（北原 経君） 数は3棟になるんですか、民間とあと倉庫と。何棟くらいになるんですか、この金額1,900万円というのは。

総務課長（中井田 榮君） 草野診療所とあと医師住宅、前に歯科の佐藤先生に入っていた医師住宅と、あとさらにこっちの消防の向かいに建っています倉庫がありますよね。そこも含めて、あそこの一帯の解体を考えております。（ ）

4番（北原 経君） なかなか今の状況が、そういう建設工関係等が厳しい状況でありますので、今まで村でいろいろな発注したものに問題があつたり、ここ何年かにいろいろありました。それにつきまして、入札等について村長としてどのような気構えで入札に当たつていくのか、ちょっとお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） 入札関係は村長はかかわらないんです。私が入札関係の責任者ということで今やっています。

いろいろ工事の中で、この前もありましたけれども、適切ではないような工事とか、あるいは今問題になっているのが入札の設計価額に対して落札が出ない、いわゆる不落ですね、そんな問題も出ています。

資材関係だけだと私は思っていたんですが、人夫賃が結構上がっているんですね。それにあわせて人が足りない。作業員ですね、従事する従業員が足りない。その辺のところがとりたくてもとれないというのか、期間内に完成できる可能性がないという、そういうこともあつたりして非常に今の入札は厳しいんですけども、設計の価額については適正に公表されている単価で見積もっていますから、ただ時期がおくれれば、またすぐに単価補正のようなこともありますので、できるだけ不落にならないような対策は立てていきたいと思っております。（「わかりました」の声あり）（ ）

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第39号 平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第11、議案第39号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号「平成26年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第40号 平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第12、議案第40号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第47号 飯館村飲料水安全確保対策基金条例

議長（大谷友孝君） 日程第13、議案第47号「飯館村飲料水安全確保対策基金条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 基金条例ですからあれですけれども、理由に、帰村する住民の飲料支援でありますけれども、この帰村は村長がいろいろな中で言っていますように、当面二重生活なり、時々帰るなり、いろいろあると思うので、そういう部分も含めて帰村する住民と理解していいのでしょうか。

村長（菅野典雄君） そのとおりであります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号「飯館村飲料水安全確保対策基金条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号「飯館村飲料水安全確保対策基金条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14、選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議長（大谷友孝君） 日程第14、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に飯館村大倉字大倉575番地、高野京子さん、飯館村長泥字長泥740番地、鳴原三枝子さん、飯館村飯樋字大平86番地、赤石澤富夫君、飯館村伊丹沢字笹ノ沢278番地、濱野正之君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました高野京子さん、鳴原三枝子さん、赤石澤富夫君、濱野正

之君、以上の方選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員に飯館村草野字大師堂73番地、北原博史君、飯館村飯樋字町466番地、荒 利喜君、飯館村臼石字町385番地、濱田幸成君、飯館村芦原字金沢54番地、大内 亮君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました北原博史君、荒 利喜君、濱田幸成君、大内 亮君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次の補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

⑤休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休議します。

(午前11時17分)

⑥再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時17分)

議長（大谷友孝君） 報告事項がありますので、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本日、村長から予算案件1件、人事案件2件の追加議案が送付されております。

以上であります。

⑦日程第15、村長の追加提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第15、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第48号は「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」であります。

既定予算の総額に510万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を74億4,725万1,000円といたしました。

歳出の内訳でありますが、総務費として総務管理費が10万8,000円です。そして、民生費としての社会福祉費500万円を計上いたしました。

なお、この補正額を賄う財源といたしましては、基金繰入金、繰越金を充当しております。

議案第49号は「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」でございます。

飯館村関沢字中頃305番地、高倉文子さんを教育委員として任命したいので、その同意を求めるものでございます。

諮問第3号は「人権擁護委員の候補者の推薦について」でございます。

飯館村草野字赤坂77番地、佐藤敏子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午前11時20分）

◎再開の宣言

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時39分）

◎日程第16、議案第48号 平成26年度飯館村一般会計補正予算（第7号）

議長（大谷友孝君） 日程第16、議案第48号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。（ ）

◎日程第17、議案第49号 教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて

議長（大谷友孝君） 日程第17、議案第49号「教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第49号「教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号「教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」の件は、
同意することに決定しました。

○ ◎日程第18、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（大谷友孝君） 日程第18、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題
とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は適任と認め、答申する
ことに決定しました。

○ ◎日程第19、閉会中の継続審査の件

議長（大谷友孝君） 日程第19、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則
第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご
異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま
した。

○ ◎日程第20、閉会中の所管事務調査の件

議長（大谷友孝君） 日程第20、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、学校と教育施設の状況について、先進地調査をする旨の申し
出があります。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会から、森林バイオマ
スの利活用並びに地域別供給住宅について、先進地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。常任委員会並びに特別委員会から申し出のとおり許可することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会並びに特別委員会から申し出のとおり許可することに決定しました。

○ ◎日程第21、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第21、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第9回飯舘村議会定例会を閉会いたします。

長い間、ご苦労さまでした。

(午前11時44分)

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月18日

飯館村議會議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 北原経

同 会議録署名議員 松下義喜

同 会議録署名議員 伊東利